「欧州各国におけるエネルギー環境税制に関する調査」

- 平成 15 年度地球温暖化対策技術開発等調査 -環境・省エネ技術ユニット 環境・省エネグループ

本報告は、平成 15 年度に経済産業省環境政策課より受託して実施した調査の報告書である。この度、 経済産業省の許可を得て公表できることとなった。 経済産業省関係者のご理解・ご協力に謝意を表 するものである。

はじめに

地球温暖化対策の一つとして、欧州各国では、経済的手段としての化石燃料・エネルギーへの課税(炭素税、環境税と通称されるが、以下ではエネルギー環境税という)が活用されており、日本においても将来的な温暖化対策オプションの1つとして検討が行われつつある。エネルギー環境税は、エネルギー(化石燃料)を消費する需要家に対して広く課税されることが一般的であるが、特に企業の国際競争力等を考慮した場合に大きな影響が生じることが懸念されるため、欧州では産業部門に対する様々な減免税措置が施されている。そのため、日本における温暖化対策税の有効性を評価するに当たっては、日本の状況に応じた税制を導入する際の調整措置についても十分に考慮に入れ検討する必要がある。

本調査では、欧州各国(英国、ドイツ、フランス、スウェーデン、オランダ、デンマーク)におけるエネルギー環境税制の実態について、産業部門を中心とした減免税措置がどの様に組み込まれているか、その詳細を明らかにするために調査を実施した。加えて、エネルギー環境税の導入国のうち 5 カ国(英国、ドイツ、スウェーデン、オランダ、デンマーク)については、既存のエネルギー税制を見直し、エネルギー環境税を導入した時の既存エネルギー税制との調整措置の委細、及びエネルギー環境税制を導入した効果・影響等についても併せて調査している。

本調査が、日本における地球温暖化対策の検討に際して少しでも参考となれば幸いである。

平成 16 年 10 月 (財)日本エネルギー経済研究所

第1章 英国

1.1 炭化水素油税

1.1.1 概要

表 1.1.1 炭化水素油税の概要

区分	内 容
名 称	炭化水素油税(Hydrocarbon Oil Duties)
課税目的	歳入
導入時期	1979 年導入
課税対象	国内で使用される、石油、コールタール、シェール油、泥炭油、瀝青
(流通上の製品名)	炭油、液体炭化水素、自動車用燃料
納税義務者	輸入および製造者
(輸入業者、販売業者	
等の名称)	
課税標準(税の種別)	物量単位に課税されるエネルギー税タイプ
	・2001 年: £ 220 億 4,600 万(全体(関税除()£3,686 億 2,200 万)
税収額	税収の 6.0%
77儿 4人 台只	·2002 年: £ 220 億 7,000万(同上 £ 3,946 億)
	税収の 5.6%
税収使途	一般財源

(出所)英国国税庁ホームページ、Revenue Statistics 1965-2002 より

1.1.2 税率

表 1.1.2 炭化水素油税の税率

燃料と用途		税率	
		現地通貨	円換算
	無鉛ガソリン	50.19 ペンス/L	95.7
	有鉛ガソリン	56.2 ペンス/L	107.2
交通用	超低硫黄ガソリン	47.10 ペンス/L	89.8
又四用	ディーゼル	53.27 ペンス/L	101.6
	超低硫黄ディーゼル	47.1 ペンス/L	89.8
	航空機用ガソリン	28.10 ペンス/L	53.6
その他	ボイラー燃料	3.82 ペンス/L	7.3
	暖房油/軽油(自動車用を除く)	4.22 ペンス/L	8.1
	バイオディーゼル	27.10 ペンス/L	51.7
	LPG	9.00 ペンス/kg	17.2

(出所)英国国税庁ホームページより

(注)換算レート:英国(1£)=190.76円、2003年1月~3月の平均)

1.1.3 減税、免税、還付措置

表 1.1.3 炭化水素油税の減税、免税、還付措置

措置	内容	法的根拠の名称	
	・航空機ジェット燃料以外の灯油	· Road fuels and other oils	
	・航空機ジェット燃料及び灯油以外の	(http://www.hmce.gov.uk/business/othert	
	重質油	axes/roadfuels.htm)	
免税措置	・物品の製造に使用される場合	・鉱物油税法 第9条	
70 //014	・プラント清掃に使用される場合		
	· 摩擦や粘着、接触の防止、軽減に使		
	用される場合	・鉱物油税法 第9条	
	 ・園芸用温室のための燃料	· 鉱物油税法 第 17 条	
	(a) 主として販売用の園芸作物を生		
	産する目的により園芸作物を栽培		
	するために、建物や構造またはそ		
	の内部にある土や他の育成媒体		
	の加熱に使用する場合		
	(b) 建物や構造の内部で上記(a)に		
	述べる園芸作物を栽培するために		
	使用される土または他の栽培媒体		
	の殺菌に使用する場合		
	・レジャー用ヨットではない近海船舶用	·鉱物油税法 第 18 条	
	燃料		
」 還付措置	・その他(以下の場合)	・鉱物油税法 第 19 条	
塚川田田	(a)1894 年制定の商船法に基づい		
	て漁船登録簿に登録され、当該漁		
	船の所有者であるか否かを問わ		
	ず、主として漁業で生計を立てる人		
	により漁業目的に使用される漁船		
	の場合		
	(b)王立全国救命ボート協会(「RNLI:		
	Royal National Lifeboat Institution」		
	本項では以下「協会」という)の所有		
	│ する救命ボートの場合 │ (c)協会が所有する救命ボートの		
	(C) 励云が別有りる教命が一下の 進水または牽引に使用される牽引		
	連または牽引に使用される革引 車または牽引装置の場合		
	一 千のには牛川衣且の物口		

(出所) Hydrocarbon Oil Duties Act 1979(炭化水素油税法), Finance Act 1988-2003, HM Customs and Excise Homepage

1.2 気候変動課徴金

1.2.1 概要

表 1.2.1 気候変動課徴金の概要

区分	内 容
名 称	気候変動課徴金(Climate Change Levy: CCL)
課税目的	2008 年から 2010 年までに温室効果ガスを 12.5%削減するという京都議定 書の数値目標に従ってその排出量を削減すること
導入時期	2001年4月導入
課税対象 (流涌上の製品名)	国内で消費する産業用・業務用燃料 (電力、石炭、オリマルジョン等の炭化水素派生物。天然ガス・LP ガスで商業・工業での熱・動力用として供給されるもの)
納税義務者 (輸入業者、販売 業者等の名称)	電力供給企業等のエネルギー供給事業者が最終消費者から料金と併せて 徴収し納税。VATと同様の徴税システム
課税標準 (税の種別)	エネルギー熱量単位に課税されるエネルギー税タイプ
税収額	·2001 年: £5 億 5,460 万(全体(関税除() £3,686 億 2,200 万) ·2002 年: £8 億 2,900 万(同 £3,946 億)
税収使途	・企業負担の労働者社会保障の 0.3%の切り下げ ・再生可能エネルギー導入補助の資金調達 ・エネルギーの効率化計画への資金調達(炭素基金)

(注) Finance Act 2000, 2001, 2002, 2003、DEFRA ホームページより

1.2.2 税率

表 1.2.2 気候変動課徴金の税率

炒大米斗	税率	
<u>አ</u> ለስተተ	現地通貨	円換算
石炭	1.17 ペンス/kg	2.2
天然ガス	0.15 ペンス/kWh	0.3
電力	0.43 ペンス/kWh	0.8
LPG	0.96 ペンス/k g	1.8

(出所) Finance Act 2000 より

(注)換算レート:英国(1£)=190.76円、2003年1月~3月の平均)

1.2.3 減税、免税、還付措置

表 1.2.3 気候変動課徴金の減税、免税、還付措置

措置	内容	税率			法的根拠の名	称	1
減税	CCLA 目標を達成した企業	20%		Δct	2000 Schedule6		第 44 条
措置	・園芸関係企業への供給	50%			2000 Schedule6		
月日	家庭用または慈善用の供給	30%			2000 Schedule6		
	・2001 年 4 月 1 日以前の供給				2000 Schedule6		第 10 条
	英国内での燃焼ではない供給				2000 Schedule6		-
	・輸送に使用される供給				2000 Schedule6		
	・電気以外の課税商品の生産者		·Finance	Act	2000 Schedule6	Part	第 13 条
	に対する供給						
	発電事業者に対する供給(自		·Finance	Act	2000 Schedule6	Part	第 14 条
	己供給を除く)						
	・電熱併給発電所への供給(自		·Finance	Act	2000 Schedule6	Part	第 15 条
	己供給を除く)						
4. TV	一部税を免除された電熱併給		·Finance	Act	2000 Schedule6	Part	第 16 条
	発電所からの電力供給(自己供						
措置	給を除く)						
	・発電事業者による自己供給				2000 Schedule6		
	・燃料として使用されない供給		·Finance	Act	2000 Schedule6	Part	
	· 再生可能エネルギー源からの		·Finance	Act	2000 Schedule6	Part	第 19 条
	電力						
	·北アイルランドでのガス供給		·Finance	Act	2001 Schedule6	Part	第 11A 条
	・電熱併給発電所により発電さ		·Finance	Act	2002 Schedule6	Part	第 20A 条
	れた電力						
	·炭鉱メタンにより発電された電		·Finance	Act	2002 Schedule6	Part	第 19 条
	カ						
	· 資源リサイクルプロセスに使用		·Finance	Act	2003 Schedule6	Part	第 18A 条
	される燃料						
	対象者が免税措置を受けるため		· Finance	Act	2000 Schedule6	Part	第 22 条
	には、供給者に対して、決めら						
免税 手続	れた様式により除外対象者であ						
	る旨を申し出ると共に、国税庁						
	に対しては、その写しを提出す						
	る。除外資格については毎年国						
	税庁が審査を行い、監査・追跡						
	調査のために書類の保管義務						
(11155)	がある。						

(出所)Finance Act 2000, 2001, 2002, 2003 より。 免税手続については、国税庁ホームページ A general guide to climate change levy

(http://www.hmce.gov.uk/forms/notices/ccl1-3.htm#P438_41082)

^{6.} Claiming reliefs through certificates

1.3 英国の温暖化対策と税の関係について

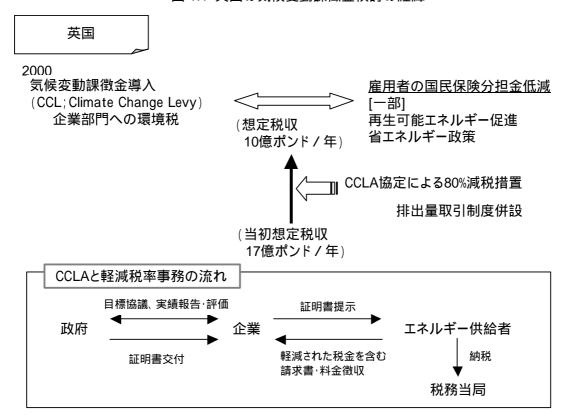
1.3.1 税体系

炭化水素油税、気候変動課徴金は、ともに物品税の一種となっている。その他の物品税としては、ビール、ワイン、その他アルコール類、タバコなどの嗜好品に対する税がある。物品税は英国全体の税収の約10%を占める(2001年)。

英国にはこの他、消費税(VAT、税率 17.5%)が存在する。物品税の対象品目には、物品税と消費税が二重に課されている。

1.3.2 導入の経緯

図 1.1 英国の気候変動課徴金検討の経緯



英国の気候変動課徴金(CCL: Climate Change Levy)は、1998年11月に、マーシャル卿によって出された報告書(Economic Instruments and the Business Use of Energy)の中で勧告されたのが、具体的な議論の始まりである。その後1999年3月9日に、大蔵大臣がその導入計画を発表した。計画発表当時は、産業界から導入反対の声があがったため、政府は産業界との協議を開始した。政府は、当初計画していた税率、税収見込みで17億5,000万ポンド)を引き下げる(同10億ポンド)とともに、雇用主の国民保険料負担率を0.3ポイント引き下げ、CCL協定などの導入によって、1999年11月に、エネルギー多消費産業

の税額優遇措置として自主的な削減行動を行う場合の軽減税率と、省エネルギー投資促進策の拡大、そして再生可能エネルギー導入促進策、といった様々な政策を組み込んだパッケージアプローチを提案し、2001 年 4 月から CCL を導入するに至っている。2001 年の税収実績は、年途中からの導入であったため 5 億 5,460 百万ポンド、2002 年の税収実績は、8 億 2,900 百万ポンドであった。2003 年以降においても、ほぼ同額の税収を見込んでいる」。

1.3.3 導入による効果、影響等

(i)環境改善成果にかかわる公的見解

気候変動国家計画では、CCL の導入によって 2010 年までに 210 万 t-C の温室効果ガス排出量が削減できると予測しており、さらに CCL 協定締結者により(44 の業界団体で合意) 2010 年までに 250 万 t-C の追加削減が可能であると見ている。これに対して、政府より導入 1 年目の結果として公表された報告書 2 によると、協定のベース年 (多くは 1998 年または 1999 年)に比較して、430 万 t-C (エネルギー基準で 221PJ)が削減され、現状において何も削減対策を施さなかった場合と比較して、280 万 t-C が削減されたとしている。

¹ TH Treasury, "Pre-Budget Report", Dec. 2003

 $^{^2}$ DEFRA, "Climate Change Agreements - Results of the First Target Period Assessment: Part 1", "Climate Change Agreements - Results of the First Target Period Assessment: Part 2", 2003 年 4 月 14 日

第2章 ドイツ

2.1 鉱油税

2.1.1 概要

表 2.1.1 鉱油税の概要

区分	内 容	
名称	鉱油税(Mineralölsteuergesetz)	
	1999 年 4 月以降の増税分は、俗に環境税(Eco-Tax)と称する	
	鉱油税は一般財源として	
課税目的	環境税部分は一般的な経済的効果(価格上昇による使用削減)の	
	観点から	
導入時期	鉱油税は 1930 年	
等八时期	環境税は 1999 年 4 月に、鉱油税の増税として導入	
課税対象	鉱油類(ガソリン、灯油、ガスオイル、重油、天然ガス、液化ガス等)	
(流通上の製品名)		
納税義務者	保税倉庫所有者、または倉庫出庫者	
(輸入業者、販売業	天然ガスはガス生産企業またはガス貯蔵庫所有者	
者等の名称)		
課税標準	物量単位に課税されるエネルギー税タイプ	
(税の種別)		
	421 億 9,200 万ユーロ(2002 年)	
税収額	物品税全体 655 億 6,800 万ユーロの約 64%	
	税収全体 4,417 億ユーロ(連邦、州、自治体、E U含む)の約 9.5%	
税収使途	一般財源組入(社会保障費用等)	
	一部は再生可能エネルギー導入補助の資金調達	

(出所)ドイツ財務省ホームページより

http://www.zoll-d.de/b0_zoll_und_steuern/b0_verbrauchsteuern/c0_minoel/index.html

2.1.2 税率

表 2.1.2 鉱油税の税額 (2003年)

田公	. १५ भ अर्च	税率		
用途	燃料	現地通貨	円換算	
	ガソリン(硫黄分 0.013g/L 以下) 硫黄分 10mg/kg 以下	654.50 ユーロ/1,000L	83,599	
	ガソリン(硫黄分 0.013g/L 以下) 硫黄分 10mg/kg 超	669.80 ユーロ/1,000L	85,554	
	ガソリン(硫黄分 0.013g/L 超)、 航空用ガソリン	721.00 ユーロ/1,000L	92,093	
	灯油、 ジェット燃料	654.50 ユーロ/1,000L	83,599	
全用途 (減税措置の	ガスオイル (硫黄分 10mg/kg 以下)	470.40 ユーロ/1,000L	60,084	
項目を除く)	ガスオイル (硫黄分 10mg/kg 超)	485.70 ユーロ/1,000L	62,038	
	重油	130.00 ユーロ/1,000kg	16,605	
	天然ガス、 その他ガス状炭化水素	31.80 ユーロ/MWh	4,062	
	液化ガス(LPG)	1,217.00 ユーロ/1,000kg	155,447	
	上記以外の鉱油	最も特性が類似した鉱油 と同額		

(出所)ドイツ財務省ホームページより(URL は表 2.1.1 に同じ)、増税分(環境税)を含む。

(注1)換算レート:1ユーロ=127.73円(2003年1~3月の平均)

(注2)鉱物油税第2条で規定されている

表 2.1.3 環境税 (鉱油税増税)の増税額 (2003年)

田冷	P.W. 444.		
用途	燃料	現地通貨	円換算
	ガソリン(硫黄分 0.013g/L 以下) 硫黄分 10mg/kg 以下	30.70 ユーロ/1,000L	3,921.3
	ガソリン(硫黄分 0.013g/L 以下) 硫黄分 10mg/kg 超かつ 50mg/kg 以下	46.00 ユー□/1,000L	5,875.6
	ガソリン(硫黄分 0.013g/l 以下) 50mg/kg 超	30.70 ユーロ/1,000L	3,921.3
	ガソリン(硫黄分 0.013g/l 超) 航空用ガソリン	30.70 ユーロ/1,000L	3,921.3
	灯油、 ジェット燃料	30.70 ユーロ/1,000L	3,921.3
	ガスオイル 硫黄分 10mg/kg 以下	30.70 ユーロ/1,000L	3,921.3
	ガスオイル 硫黄分 10mg/kg 超 50mg/kg 以下	46.00 ユーロ/1,000L	5,875.6
人田冷	ガスオイル 硫黄分 50mg/kg 超	30.70 ユーロ/1,000L	3,921.3
全用途	重油	-	-
	天然ガス、 その他ガス状炭化水素	1.50 ユーロ/1MWh	191.6
	液化ガス(LPG)	52.90 ユー□/1,000kg	6,756.9
	液化ガス(LPG) 3 条(1)1a)に定めるもの*	7.60 ユーロ/1,000kg	970.7
	液化ガス(LPG) 3 条(1)1b)に定めるもの*	19.10 ユー□/1,000kg	2,439.6
	天然ガス、その他ガス状炭化水素 3条(2)3a)に定めるもの*	2.024 ユー□/1MWh	258.5
	液化ガス(LPG) 3 条(2)3b)に定めるもの*	22.26 ユーロ/1,000kg	2,843.3
	上記以外の鉱油	最も特性が類似した鉱油 と同額	

(出所)ドイツ財務省ホームページより(URL は表 2.1.1 に同じ)

表の税額相当が毎年上乗せされる。なお毎年の増税額は表 2.3.5 を参照。 増税措置は 2003 年までで終了。2004 年は 2003 年と同じ税額が適用される。 *表 2.1.4 減税措置欄を参照

(注1)換算レート:1ユーロ=127.73円(2003年1~3月の平均)

(注2)鉱物油税法第35条で規定されている

2.1.3 減税、免税、還付措置

表 2.1.4 鉱油税の減税、免税、還付措置

	衣 2.1.4 弧油机切减机、光机、	医门门直	
措置	内容	税額 (減税措置は減税後の 税額(環境税増税分を 含む)、還付措置は還	法的根拠 法令該当 条項
		付額)	
	液化ガス(LPG):車両内燃機関用	161.00 ユーロ	3条(1)1a)
	(2009年 12月 31日まで)	/1,000kg	
	液化ガス(LPG):その他動力用	409.00 ユーロ	3条(1)1b)
		/1,000kg	
	天然ガス、その他ガス状炭化水素:車両内燃	12.40 ユー□/1MWh	3条(1)2
	機関用(2020年 12月 31 日まで)		
	ガスオイル:直接間接燃焼用およびガス製造	61.35 ユーロ/1,000L	3条(2)1
	用		
減税措置	重油∶直接間接燃焼用およびガス製造用	25.00 ユーロ/1000kg	3条(2)2
	天然ガス、その他液状炭化水素:直接間接燃	5.50 ユーロ/1MWh	3 条(2)3a)
	焼用およびガス製造用		
	液化ガス(LPG):直接間接燃焼用およびガス	60.60 ユーロ/1000kg	3 条(2)3b)
	製造用	_	
	軽油および中質油:ガス製造用	34.76 ユーロ/1000kg	3条(2)4
	鉱油製造時に発生する軽油または中質油で、	20.00 ユーロ/1,000L	3条(6)
	動力用燃料としての使用や税制優遇措置を受	(最低額)	
	けるに適しないため、焼却される場合		
免税措置	バイオマス含有燃料は、含有率分を免税		2a 条
	鉱油製造企業またはガス生産企業の所有者		4条(1)1
	が、企業を維持するため、ただし運送手段の動		
	力用燃料は除く		
	下記以外の目的		4条(1)2
	動力用燃料使用、または動力用燃料の生産		
	焼却		
	ガスタービン駆動		
	航空機用動力用燃料のうち		4 条(1)3
	航空会社の営業輸送、または有料サービス		
	官庁または軍の公務目的、ならびに航空救		
	助機関の航空救助目的		
	自家使用以外		_
	船舶用(営業、水先案内、曳航、工事、公用、		4条(1)4
	海難救助隊、漁船)		
	自家使用以外		. =
	研究目的		4条(1)5
	農畜産廃棄物、廃棄物貯蔵または汚水処理の		4 条(2)1
	際に発生するガス状炭化水素、鉱油の貯蔵ま		
	たは積込み・車両への給油・輸送手段からの		
	ガス除去、鉱油製造業を除く化学産業の工		
	程、採炭で回収されるガス状炭化水素		

	その他炭化水素(4条(1)および3条(2)3に近		1条(2)13
	いもの)		4条(2)2
	交通機関(登山鉄道を除く鉄道、路線交通車	ガソリン、ガスオイル:	25 条
	両、政令・免除令で定める車両)	61.40 ユーロ/1,000L	(1)4a
		液化ガス(2003年1月	25 条(3)
	ただし、還付額が暦年で 50 ユーロ未満の場合	1日から2009年12月	25 条(5)
 還付措置	は認められない	31 日まで):	
(注1)		15.20 ユーロ/1,000kg	
		天然ガス、その他ガス	
		状炭化水素(2003年1	
		月1日から2020年12	
		月 31 日まで):	
		1.15 ユーロ/1MWh	_
	電熱併給設備(月間または年間有効度 70%以	ガスオイル ∶	25 条(1)5
	上、ただし熱分離をともなわず発電効率 57.5%	61.35 ユーロ/1,000L	25 条(3a)
	未満の複合サイクルガスタービン発電施設は	重油:	25 条(3d)
	除(*)	20.00 ユーロ/1,000kg	
	 *発電効率 57.5%以上については、最高 5 年	天然ガス、その他ガス	
		状炭化水素:	
	間まで認める	5.50 ユーロ/1MWh	
		液化ガス:	
	 製造業企業、農林業企業、電熱併給施設	60.60 ユーロ/1,000kg 暦年で 205 ユーロを超	25 条(1)5
	农坦来正来、辰怀来正来、电烈历和旭政 	える部分について、	25 东(1)5 25 条(3a)
		ガスオイル:	25 条(34)
		8.18 ユーロ/1,000L	20 %(4)
		天然ガス、その他ガス	
		状炭化水素:	
		1.464 ユーロ/1MWh	
		液化ガス:	
		14.02 ユー□/1000kg	
	発電用の熱生産	ガスオイル:	25 条(1)5
		20.45 ユーロ/1,000L	25 条(3a)
		天然ガス、その他ガス	3 条(3)
		状炭化水素:	32 条(1)
		3.66 ユーロ/1MWh	
		液化ガス∶	
		35.04 ユーロ/1,000kg	
	農林業企業の温室用(2004 年 12 月 31 日ま	ガスオイル:	25 条(1)5
	で)	40.90 ユーロ/1,000L	25 条(3a)
		大然ガス、その他ガス	
		│ 状炭化水素:	
		3.00 ユーロ/1MWh	
		液化ガス:	
		38.90 ユー□/1,000kg	

製造業企業	(環境税増税分・	25a 条
	512.5 ユーロ - 25 条	電力税法
	(3a)(4)の還付額)、お	10 条
	よび電力税法 10 条(1)	
	の総額が、年金保険	
	料負担軽減分を超え	
	る場合について、超え	
	た部分の 95% ^(注2)	
農林業企業のトラクター等	ガスオイル:	25b 条
ただし、報奨還付額が暦年で 50 ユーロ未満の	255.60 ユーロを超え	25c 条
場合は認められない	る部分	25d 条

(出所)ドイツ財務省ホームページより(URL は表 2.1.1 に同じ)

- (注 1) 還付措置については、25 条において「免除、還付、または報奨還付」という記述になっている。
- (注2)鉱油税法 25a 条、電力税法 10条に係る還付手続きについて

鉱油税の増税分については、各エネルギーの供給事業者(天然ガスの場合には生産事業者あるいは供給事業者)が、電力税については供給事業者、または自家発電者が納税義務者とされており、一方で鉱物油税法の25条、および電力税法の10条で規定されている「免除、還付、報奨還付」の資格者は、それぞれ鉱物油税法では鉱油を営業目的に使用した製造業企業、電力税法では電力を使用した製造業企業、とされている。したがって当該規定においては、徴税のポイントと還付のポイントが異なる場合がある。

この還付手続きに関しては、電力税法の施行令第18条において、暦年中に使用した電力量およびそれに対する税、事業者の保険料負担額に関する算定について、翌年の12月31日までに税当局に書面で届けることと規定されており、この申請に基づいて還付が行われる。

2.2 電力税

2.2.1 概要

表 2.2.1 電力税の概要

区分	内 容
名 称	電力税(Stromsteuergesetz)
	鉱油税の増税部分を含めて俗に環境税(Eco-Tax)と称する
課税目的	一般的な経済的効果(価格上昇による使用削減)の観点から
導入時期	1999年4月
課税対象	電力
(流通上の製品名)	
納税義務者	供給者、または自家発電者
(輸入業者、販売業	
者等の名称)	
課税標準	物量単位に課税されるエネルギー税タイプ
(税の種別)	
	50 億 9,700 万ユーロ(2002 年)
税収額	物品税全体 655 億 6,800 万ユーロの約 7.8%
1元4人首只	税収全体 4,417 億ユーロ(連邦、州、自治体、EU含む)の約
	1.2%
税収使途	一般財源組入(社会保障費用等)
1元4人区处	一部は再生可能エネルギー導入補助の資金調達

(出所)ドイツ財務省ホームページより

http://www.zoll-d.de/b0_zoll_und_steuern/b0_verbrauchsteuern/d0_strom/index.html

2.2.2 税率

表 2.2.2 電力税の税額 (2003年)

き田 壬代 かよ 名	5	税率		
課税対象		現地通貨	円換算	
全用途 (減税措置の項目を 除く)	電力	20.50 ユーロ/MWh	2,618.5	

(出所)ドイツ財務省ホームページより(URL は表 2.2.1 に同じ)

- (注1)換算レート:1ユーロ=127.73円(2003年1~3月の平均)
- (注2)税額は毎年改定(増税)されている。増税額は2.56 ユーロ/MWh/年。但し2004年の増税はなし
- (注3)電力税法第2条に規定されている

2.2.3 減税、免税、還付措置

表 2.2.3 電力税の減税、免税、還付措置

措置	内容	税額 (減税措置は減税後の 税額、還付措置は還 付額)	法的根拠 の法令該 当条項
	トロリー交通、企業内交通、鉄道(登山鉄道除く)	10.20 ユーロ/MWh	9条(2)2
減税措置	夜間蓄熱暖房用(1999 年 4 月 1 日以前の設置)	12.30 ユーロ/MWh (2006 年 12 月 31 日 まで)	9 条(2a)
	製造業企業または農林業企業	8.20 ユーロ/MWh (25MWh まで) 12.30 ユーロ/MWh	9条(3) 9条(5)
夕 郑世军	再生可能エネルギー		9条(1)1
免税措置 	発電用(所内動力) 2MW 以下の自家発電		9条(1)2 9条(1)3
還付措置 (注 1)	製造業企業電力供給者の使用賃借人、用益賃借人など	(税額 - 512.5 ユーロ)、および鉱油税法 25a条の総額が、年金 保険料負担軽減分を 超える場合について、 超えた分の 95%(注2) 8.20 ユーロ/MWh	10 条 鉱油税法 25a 条 施行規則
	9条(5)部分を除く 結果的に9条(3)(5)と同一の条件となる	(25MWh を超える部 分)	17条

(出所)ドイツ財務省ホームページより(URL は表 2.2.1 に同じ)

(注 1) 還付措置については、25 条において「免除、還付、または報奨還付」という記述になっている

(注2)表2.1.4(注2)に同じ

2.3 ドイツにおける温暖化対策と税の関係について

2.3.1 税体系

鉱油税および電力税は物品税の一つである。物品税には表 2.3.1 の種類があり、鉱油税と電力税以外は嗜好品に対する税のみである。物品税はドイツ全体の税収の約 15%を占める重要な一般財源となっている。この中でも鉱油税は、物品税の税収全体の約 64%を占める主力税である。

ドイツにはこの他、消費税(VAT、税率 16%)が存在する。物品税の対象品目は、物品税と消費税が二重に課されている。

18 2.3.1 1 1 7 77 10 17 10 77 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
税種別	税収(2002 年) (10 億ユーロ)		
鉱油税	42.2		
タバコ税	13.8		
電力税	5.1		
酒税	2.2		
ビール税	0.8		
発泡ワイン / 中間生成物*税	0.4		
コーヒー税	1.1		
計	65.6		

表231ドイツ物品税の種類と税収

http://www.zoll-d.de/b0_zoll_und_steuern/b0_verbrauchsteuern/index.html * シェリー酒、ポートワイン等

2.3.2 導入の経緯

図 2.3.2 ドイツの環境税 (エコタックス)検討の経緯

ドイツ

1999
環境税導入
(EcoTax Reform)
エネルギー税の増税
(民生・運輸にウェイト)
電力税の新規導入

1999-2004(時限措置)
輸送用燃料・電力税
の税率を毎年アップ

「年金保険料の引き下げ
再生可能エネ促進

「年金保険料の
自動を表現である。 「年金保険料の 自動を表現である。」 「日本のでは、「日本のでは

⁽注)ドイツ財務省ホームページより

ドイツ政府は1994年、グリーンピースがベルリン・ドイツ経済研究所に調査委託し、一般的な経済的効果の観点から、環境税導入はプラスになるとの結果報告を得た。その後1998年に緑の党が同年の選挙対策として提唱し、現在の連立政権における税制改革の一環として環境税制が1999年4月に導入された。ドイツ国内では、一般的にEco-Tax と呼称されている。税は、2億~3億DM(ドイツ・マルク、導入時見通し)が再生可能エネルギーへの補助金として使用されるが、その殆どは一般財源に繰り入れられ、社会保障費用(年金保険料)の引下げを同時に行う、いわゆる二重の配当を目的とした税制である。

税率は、炭素含有量に比例しないエネルギー税的な色彩が強く、環境税を既に導入している国の税額に比べれば、その水準は高いものではない。また、全体的な税負担のバランスをみると、産業用に大幅な優遇措置が存在するため、民生用途での税額が割高になっている。

課税対象は、ガソリン、ディーゼル(軽油) 暖房用燃料(灯油) 天然ガス、電力(消費)である。石炭に関しては、これまで助成措置が行われてきた石炭産業に考慮して、課税対象にはなっていない。既存の石油税(ガソリン・ディーゼル) 暖房用燃料税(灯油) 天然ガス税については税額の引き上げ、電力税については新規、という形で導入された。 課税は、エネルギー税は主に石油供給企業、電力税は電気供給事業者から最終消費者への販売段階で電気供給事業者が納める。

2.3.3 導入に当たっての既存制度の調整措置3

環境税導入の主目的は、気候変動への対応および新規雇用創出のための省エネルギー、再生可能エネルギーの導入促進であった。しかし、ドイツ産業の競争力の維持と、労働者層に対する負担増回避のため、収入全体として均衡する方針が取られ、これらの層に対しては社会保障負担(年金)を軽減することが同時に行われた。ドイツの年金負担率は約20%程度であるが、これを0.6~1.7%程度押し下げたことになる(表2.3.2)。

また再生可能エネルギー支援策に活用されており、税収規模は 2003 年で 1 億 9,000 万ユーロとなっている。

以上が政府による公式見解であるが、実態としては、旧東ドイツ圏を含めた社会保障負担の軽減が先で、それの穴埋めとして環境税が導入された、という見方もある。

³ ドイツ環境省ホームページ http://www.bmu.de/en/1024/js/download/b_oekosteuerreform_en/

表 2.3.2 環境税と年金負担率軽減

年	環境税(増税部分のみ) [10 億ユーロ]	年金負担の軽減 [%] ^(注)
1999	4.3	0.6
2000	8.8	1.0
2001	11.8	1.3
2002	14.6	1.5
2003	18.8	1.7

(出所)脚注3に同じ

(注) 例えば 2003 年ならば、負担率が 21.2%から 19.5%に軽減されている

またこれとは別に、政権与党である社会民主党と緑の党は、2002 年 10 月に環境財政改革の一環として以下の項目を進めることで合意した。

- 2005 年から鉄道の消費税 (VAT) を 16%から 7%に
- 他の EU 国への航空に対する消費税免税を廃止
- EU レベルでの灯油税制のサポート
- 環境にやさしい自動車税制のさらなる開発
- パッシブ・ハウス(ゼロエネルギー住宅)の3万棟支援
- 石炭産業助成のさらなる削減

さらには、内閣において 2002 年 11 月、減免税の見直し令が決定され、この中で自家用 自動車定額税の 1% / 月・表示国内価格から 1.5%への増税などが盛り込まれている。 1998 年から 2003 年までの鉱油税、電力税の税額の推移を、表 2.3.3 に示す。

表 2.3.3 鉱油税および電力税の税額推移

<税額>	1998	1999	2000	2001	2002	2003	環境税分
ガソリン(低硫黄)	501.07	531.74	562.42	593.10	623.80	654.50	
ガソリン(高硫黄)	501.07	531.74	562.42	593.10	639.10	669.80	
航空用ガソリン、ガソリン(超高硫黄)	552.20	582.87	613.55	644.23	690.30	721.00	168.80 ユーロ/1,000L
灯油、ジェット燃料	501.07	531.74	562.42	593.10	623.80	654.50	
軽油(低硫黄)	317.00	347.68	378.36	409.03	439.70	470.40	153.40 ユーロ/1,000L
軽油(高硫黄)	317.00	347.68	378.36	409.03	455.00	485.70	168.70 ユーロ/1,000L
軽油:燃焼用、ガス製造用	40.90	61.36	61.36	61.36	61.35	61.35	20.45 ユーロ/1,000L
軽油および中質油:ガス製造用	18.41	34.77	34.77	34.77	34.76	34.76	
重油:燃焼用、ガス製造用	15.34	15.34	17.90	17.90	17.89	25.00	
重油∶発電用	28.12	28.12					ユーロ
天然ガス:通常税率	24.34	25.82	27.30	28.79	30.30	31.80	
天然ガス:車両内燃機関用	9.56	10.12	10.69	11.25	11.80	12.40	
天然ガス:燃焼用、ガス製造用	1.84	3.48	3.48	3.48	3.48	5.50	
液化ガス(LPG):通常税率	952.54	1005.51	1058.37	1111.24	1164.10	1217.00	
液化ガス(LPG):車両内燃機関用	123.22	130.74	138.30	145.87	153.40	161.00	
液化ガス(LPG):その他動力用	313.17	332.34	351.51	370.69	389.90	409.00	
液化ガス(LPG):燃焼用、ガス製造用	25.56	38.35	38.35	38.35	38.34	60.60	
電力		10.26	12.82	15.38	17.94	20.50	20.50 ユーロ/1MWh
< 引き上げ幅 >		1999	2000	2001	2002	2003	
				30.68	30.70	30.70	7 7 (4 000)
ガソリン(低硫黄) ガソリン(高硫黄)		30.67	30.68	30.68	46.00	30.70	
カソリノ(高帆奥) 航空用ガソリン、ガソリン(超高硫黄)		30.67 30.67	30.68 30.68	30.68	46.00 46.07	30.70	
<u> 加宝用カグリン、カグリン(起高伽異)</u> 灯油、ジェット燃料		30.67	30.68	30.68	30.70	30.70	
軽油(低硫黄)						30.70	11-071.0001
1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、			20.60	20.67	20.67	20.70	
		30.68	30.68	30.67	30.67	30.70	ユーロ/1,000L
軽油(高硫黄)		30.68	30.68	30.67	45.97	30.70	ユーロ/1,000L ユーロ/1,000L
軽油(高硫黄) 軽油:燃焼用、ガス製造用		30.68 20.46	30.68 0.00	30.67 0.00	45.97 -0.01	30.70 0.00	ユーロ/1,000L ユーロ/1,000L ユーロ/1,000L
軽油(高硫黄) 軽油:燃焼用、ガス製造用 軽油および中質油:ガス製造用		30.68 20.46 16.36	30.68 0.00 0.00	30.67 0.00 0.00	45.97 -0.01 -0.01	30.70 0.00 0.00	ユーロ/1,000L ユーロ/1,000L ユーロ/1,000L ユーロ
軽油(高硫黄) 軽油:燃焼用、ガス製造用 軽油および中質油:ガス製造用 重油:燃焼用、ガス製造用		30.68 20.46 16.36 0.00	30.68 0.00	30.67 0.00	45.97 -0.01	30.70 0.00	ユーロ/1,000L ユーロ/1,000L ユーロ/1,000L ユーロ
軽油(高硫黄) 軽油:燃焼用、ガス製造用 軽油および中質油:ガス製造用 重油:燃焼用、ガス製造用 重油:発電用		30.68 20.46 16.36 0.00 0.00	30.68 0.00 0.00 2.56	30.67 0.00 0.00 0.00	45.97 -0.01 -0.01 -0.01	30.70 0.00 0.00 7.11	ユーロ/1,000L ユーロ/1,000L ユーロ/1,000L ユーロ ユーロ ユーロ
軽油(高硫黄) 軽油:燃焼用、ガス製造用 軽油および中質油:ガス製造用 重油:燃焼用、ガス製造用 重油:発電用 天然ガス:通常税率		30.68 20.46 16.36 0.00 0.00 1.48	30.68 0.00 0.00 2.56 1.48	30.67 0.00 0.00 0.00 1.49	45.97 -0.01 -0.01 -0.01 1.51	30.70 0.00 0.00 7.11 1.50	□ □ □ /1.000L □ □ □ /1.000L □ □ □ /1.000L □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ /1MWh
軽油(高硫黄) 軽油:燃焼用、ガス製造用 軽油および中質油:ガス製造用 重油:燃焼用、ガス製造用 重油:発焼用、ガス製造用 重油:発電用 変成 ・		30.68 20.46 16.36 0.00 0.00 1.48 0.56	30.68 0.00 0.00 2.56 1.48 0.57	30.67 0.00 0.00 0.00 1.49 0.56	45.97 -0.01 -0.01 -0.01 1.51 0.55	30.70 0.00 0.00 7.11 1.50 0.60	□ □ /1.000L □ □ /1.000L □ □ /1.000L □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 1MWh □ □ /1MWh
軽油(高硫黄) 軽油:燃焼用、ガス製造用 軽油および中質油:ガス製造用 重油:燃焼用、ガス製造用 重油:発酵用 重油:発酵用 まは:発酵用 またがガス:通常税率 天然ガス:車両内燃機関用 天然ガス:燃焼用、ガス製造用		30.68 20.46 16.36 0.00 0.00 1.48 0.56 1.64	30.68 0.00 0.00 2.56 1.48 0.57 0.00	30.67 0.00 0.00 0.00 1.49 0.56 0.00	45.97 -0.01 -0.01 -0.01 1.51 0.55 0.00	30.70 0.00 0.00 7.11 1.50 0.60 2.02	□ □ /1.000L □ □ /1.000L □ □ /1.000L □ □ 1.000L □ □ □ □ □ □ □ □ □ /1MWh □ □ /1MWh □ □ /1MWh
軽油(高硫黄) 軽油:燃焼用、ガス製造用 軽油および中質油:ガス製造用 重油:燃焼用、ガス製造用 重油:発・電用 天然ガス:電筒税率 天然ガス:車両内燃機関用 天然ガス:燃焼用、ガス製造用 液化ガス(LPG):通常税率		30.68 20.46 16.36 0.00 0.00 1.48 0.56 1.64 52.97	30.68 0.00 0.00 2.56 1.48 0.57 0.00 52.86	30.67 0.00 0.00 0.00 1.49 0.56 0.00 52.87	45.97 -0.01 -0.01 -0.01 1.51 0.55 0.00 52.86	30.70 0.00 0.00 7.11 1.50 0.60 2.02 52.90	□ □ /1.000L □ □ /1.000L □ □ /1.000L □ □ □ □ □ □ □ □ □ /1MWh □ □ /1MWh □ □ /1MWh □ □ /1MWh
軽油(高硫黄) 軽油:燃焼用、ガス製造用 軽油および中質油:ガス製造用 重油:燃焼用、ガス製造用 重油:発電用 天然ガス:連常税率 天然ガス:車両内燃機関用 天然ガス:燃焼用、ガス製造用 液化ガス(LPG):通常税率 液化ガス(LPG):車両内燃機関用		30.68 20.46 16.36 0.00 0.00 1.48 0.56 1.64 52.97 7.52	30.68 0.00 0.00 2.56 1.48 0.57 0.00 52.86 7.56	30.67 0.00 0.00 0.00 1.49 0.56 0.00 52.87	45.97 -0.01 -0.01 -0.01 1.51 0.55 0.00 52.86 7.53	30.70 0.00 0.00 7.11 1.50 0.60 2.02 52.90 7.60	□ □ /1,000L □ □ /1,000L □ □ /1,000L □ □ □ □ □ □ □ □ □ /1MWh □ □ /1MWh □ □ /1MWh □ □ /1MWh □ □ /1MWh
軽油(高硫黄) 軽油:燃焼用、ガス製造用 軽油および中質油:ガス製造用 重油:燃焼用、ガス製造用 重油:発・電用 天然ガス:電筒税率 天然ガス:車両内燃機関用 天然ガス:燃焼用、ガス製造用 液化ガス(LPG):通常税率		30.68 20.46 16.36 0.00 0.00 1.48 0.56 1.64 52.97	30.68 0.00 0.00 2.56 1.48 0.57 0.00 52.86	30.67 0.00 0.00 0.00 1.49 0.56 0.00 52.87	45.97 -0.01 -0.01 -0.01 1.51 0.55 0.00 52.86	30.70 0.00 0.00 7.11 1.50 0.60 2.02 52.90	□ □ /1,000L □ □ /1,000L □ □ /1,000L □ □ □ □ □ □ □ □ □ /1MWh □ □ /1MWh □ □ /1MWh □ □ /1MWh □ □ /1MWh

(出所)ドイツ財務省ホームページ

http://www.bundesfinanzministerium.de/Steuern-und-Zoelle/Mineraloel-und-Strombesteuerung-.732.htm

(注1) は減税措置の項目

(注2) 2002 年以前はマルク/ペニヒのため、2002 年以前のユーロ金額は推計概算値

(注3)「重油:発電用」は、2000年より「重油:燃焼用、ガス製造用」に1本化されている。

2 . 3 . 4 導入による効果・影響等

()環境改善成果に係る公的見解等4

ドイツ環境省は、ドイツ経済研究所 (the German Institute for Economic Research DIW)による以下のような分析結果を紹介している。

- 環境税効果によりエネルギー消費が抑制され、2005年までにCO₂発生量が2~3%削減 される。
- 一方、経済成長への影響はわずかであり、逆に2003年までに25万人の新規雇用が創出 される。

⁴ ドイツ環境省ホームページ http://www.bmu.de/en/1024/js/download/b_oekosteuerreform_en/

特に運輸部門のガソリンの消費削減が顕著。逆に天然ガス自動車が増加し、1万3千台まで普及している。公共交通機関の利用も増加。

• その他、太陽熱機器の売上高が2倍など。

表 2.3.4 環境税による運輸部門燃料消費削減効果(対前年%)

	1999 年	2000年	2001年
全体	-	1.1%	1.5%
ガソリン	+ 0.2%	2.9%	3.8%
軽油	+ 3.7%	+ 1.2%	+ 1.2%

(出所)脚注4に同じ

また、遅くとも 2004 年までには、環境税のレビューを実施することが連合政権で合意されている。

()導入後、産業部門に関して指摘・主張された悪影響・不都合等

メディア報道によれば、ドイツの産業界、特に運輸業界・冷凍業界は強硬に反対している。ドイツ産業の競争力低下とそれに伴う失業率の増加を問題視している。なお環境省は、 前述のとおり数値モデル分析を引き合いに出して雇用創出効果があると反論している。

産業界の支持を受けて、中道右派系の各政党も軒並み反対している。現政権の環境政策は緑の党主導で進められていることもあり、格好の攻撃材料となっている。増税が毎年繰り返されることもあり、反対運動は毎年のように起こっているのが実態である。特に 2003 年 1 月の増税については、環境目的からではなく財政目的であるという批判が多い。

ドイツの一般国民も、環境規制については支持する声が多いものの、環境税については 支持が少ない。

表 2.3.5 環境税に対する反響の主要記事見出し(2000年以降)5

2000/04/07 ドイツのトラック業界、環境税に抗議交渉決裂ならば、道路封鎖も辞さず

2000/06/12 石油価格の高騰、ドイツの環境税論争を煽る - 世論調査では過半数が石油税に反対、野党臨戦態勢へ

- 2000/07/06 ドイツ「グリーン」派、環境税プログラムに難色 公式世論調査によれば、高い環境の理想を示すも、高エネルギー価格には抵抗感
- 2001/01/05 ドイツのエネルギー税増税で反対運動が再燃 運送業界は燃料税引き上げを雇用の"腹切り"と批判、政府は石油価格の下落が苦痛を和らげたと安堵
- 2001/02/15 シュレーダー首相、さらなる環境税を敬遠 選挙を控えたドイツ首相、2003 年以降に エネルギー税を引き上げないことを示唆
- 2002/01/09ドイツの環境税率引き上げに支持の声 環境庁は、今年だけでも雇用者側に6万人 の雇用創出効果が及ぶと分析
- 2002/03/07 ドイツの環境税プログラムは「再構築される見通し」 社会民主党副党首は、雇用ではなく、環境保全運動に歳出を回すことを示唆
- 2002/07/04 ドイツ国民は、より強固な環境規制制度の導入を支持 国民は、政府の環境政策を支持する一方、環境税に対しては不満を示す
- 2002/07/24 ドイツ中道右派が原子力の推進を宣言 選挙声明で環境税の廃止、石炭および原子力の推進、デポジット制の改定を約束
- 2002/09/27ドイツ緑の党が協議に先立って環境税へのスタンスを定める 連立政権の第2党である緑の党は選挙で勝利後、影響力強化の手始めとして「環境財政改革」を目論む
- 2002/09/30 ドイツ緑の党、勝利の報酬を要求 エネルギー税をめぐる抗争の最中、緑の党が握る省で権力増強を図る
- 2002/10/28 ドイツ産業界は政府の環境税拡大計画に立ち向かう 政府は天然ガス、アルミニウム業界に対する税制優遇措置の段階的廃止を唱え反対にあう
- 2002/11/11 ドイツ環境税が提案される 16 億ユーロの特別収入を見込み、産業関連エネルギーユーザーへの税払い戻し額を削減する法案を発表
- 2002/12/04 ドイツの環境税計画、疑問を投げかけられる エコノミストらは免税措置撤廃に反対 する業界の主張に同調し、社会的影響を懸念する意見を表明
- 2002/12/05ドイツ各州、環境税改革を阻止
- 2003/10/16ドイツのエネルギー税に異議を申し立てる業界 業界団体はカールスルーエ憲法裁判所に環境税プログラムの撤回措置を求める

2.3.5 当該税制度見直しの動き6

環境税(鉱油税の増税および電力税)は、1999年より2003年にかけて毎年増税されてきた(表2.3.5)。しかし2004年は増税が中止された。なお法律上は当初より、毎年の増税は2003年までの時限措置であったため、中止されたのではなく、延長されなかったという表現のほうが適切である。この理由については、政府の公式的なコメントは見受けられないが、トリッテン環境大臣(緑の党)が報道機関へのインタビューに応じた内容によれば、連立与党である社会民主党への配慮と、所得税減税⁷との同時実施による混乱を避けるため、としている。

_

⁵ Environment Daily (和訳:エコロジーエクスプレス) (http://www.ecologyexpress.com/category/europe/index.asp)。

⁶ Environment Daily 1534, 2003/10/20 日付より。

⁷ 所得税減税は、2000 年 7 月に成立した税制改革法により 2005 年に実施する予定であったが、2004 年に前倒し実施することになった。http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/germany/kankei.html など参照。

第3章 フランス

3.1 石油製品国内税

3.1.1 概要

表 3.1.1 石油製品国内税の概要

区分	内 容
名 称	石油製品国内税:Taxe Interieure sur les Produits Petroliers(TIPP) / Taxe
	interieure sur le gaz naturel (TICGN)
課税目的	歳入
導入時期	1982 年導入
課税対象	国内で消費される鉱物油および天然ガスとその関連製品
(流通上の製品	(ガソリン、LPG、天然ガス等)
名)	
納税義務者	鉱物油製品を暖房用や自動車燃料用の消費者向けに輸入、製造、販売する
(輸入業者、販売	者
業者等の名称)	
課税標準	燃料の固有単位ごとに課税されるエネルギー税タイプ
(税の種別)	
税収額	€228 億 4,400 万(全体(関税除く)€6,622 億 4,500 万)
个 尤 4 X 否具	税収全体の 3.5%(2001 年)
税収使途	一般財源

(出所)関税法典、Revenue Statistics 1965-2002 より

3.1.2 税率

表 3.1.2 石油製品国内税の税率

製品と使用用途					税率		
		品と使用を	刊述		現地	1通貨	円換算
石炭、褐炭、泥炭のタール、及び同様に脱水され精製されたその他のタール。再生され燃料として使用されるタールを含む。			1.22	ユーロ/100kg	155.8		
			白油	燃料として使用	5.66	ユーロ/100L	723.0
		特殊精油	その 他の 特殊	内燃機関用燃料 またはその他の 燃料として使用	58.92	ユーロ/100L	7,525.9
				航空機の燃料	32.36	ユーロ/100L	4,133.3
				無鉛ハイオクガ ソリン	58.92	ユーロ/100L	7,525.9
石油また はアスファ			エン ジカガ ソリン	無鉛ハイオクタン 価燃料で、特殊 添加剤を加え、 バルブの劣化防 止性能を向上さ せるもの	63.96	ユーロ/100L	8,169.6
ルト·ター ル ^(注1)				ガソリンタイプの ジェット燃料	58.92	ユーロ/100L	7,525.9
				使用条件付のも の ^(注2)	2.546	ユーロ/100L	325.2
				その他	58.92	ユーロ/100L	7,525.9
			その他のガソリン		58.92	ユーロ/100L	7,525.9
		灯油	使用名	条件付のもの(注2)	5.66	ユーロ/100L	723.0
	. ==		その他			ユーロ/100L	723.0
	中間油		使用名	条件付のもの(注2)	2.54	ユーロ/100L	324.4
		プのジェ ット燃料	その他		5.66	ユーロ/100L	723.0
	-	<u>エ</u> 、 ガスオイ	条件	付(国内燃料油) のもの	5.66	ユーロ/100L	723.0
	重油	ル	引火点	点 120C战下のも の	39.19	ユーロ/100L	5,005.7
液化プロ パン C ₃ H ₈ (純度 99%以上 のプロパ ンを除く)	内燃機関 用燃料とし て使用、重 量の 50% 以上のプロ パンを含ん だブタンと	使用	条件化	寸のもの ^(注2)	4.68 .	ユーロ/100kg	597.8

1	1		1	
	プロパンと の混合物を 含む。	その他	10.76 ユーロ/100kg	1,374.4
液化ブタ	内燃機関 用燃料とし て使用、重 量の 50% 以上のブタ	使用条件付のもの(注2)	4.68 ユーロ/100kg	597.8
ン C ₄ H ₁₀	ンを含んだ ブタンとプ ロパンとの 混合物を含 む	その他	10.76 ユーロ/100kg	1,374.4
その他の	内燃機関 用燃料とし	使用条件付のもの(注2)	4.68 ユーロ/100kg	597.8
液化ガス	て使用	その他	10.76 ユーロ/100kg	1,374.4
内燃機	と関用燃料と しょうかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	して使用される圧縮天然ガス	8.47 ユーロ/100m ³	1,081.9
1	石油ガスお。 の炭化水素	一 「 「 「 「 「 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」	1.19 ユーロ/MWh	152.0
軽油乳濁液で、表面活性 剤によって安定し、水分の		分の使用条件付のものです	1.8 ユーロ/100L	229.9
濃度が容量で7%以上20% 未満のもの		20%その他、内燃機関用燃料として使用されるもの	24.54 ユーロ/100L	3,134.5
		天然ガス	1.19 ユーロ/MWh	152.0

(出所)関税法典

⁽注1)但し原油を除く。その他の外物を含まない混合物で、重量の 70%以上が石油またはアスファルト・タール、及びこれらの油が基本成分になっている鉱油。

⁽注2)用途における、使用条件付とは「左記用途」の意味であり、その他とは「左記用途」以外の意味である。

3.1.3 減税、免税、還付措置

表 3.1.3 石油製品国内税の減税、免税、還付措置

措置	内容	税率	法的根拠の 法令該当条項
減税措置	· ガス油または国内の燃料油に混合された植物性油のメチルエステル	35€/100L	・関税法 第 265-2A 条
	・エチルアルコールから派生して製造され、ハイオクタン 価のガソリンを含有し、構成するアルコール分が農産物 に由来するアルコール		· 関税法 第 265-2A 条
	・コルシカ島での使用、またはレジャーおよびスポーツ施設の燃料補給を管轄する港への配達を目的としたハイオクガソリン		· 関税法 第 265-5 条
	グアドルー 芳香族炭化水素の高含有率のガソリンおよ プ、ギアびハイオクタンガソリン ナ、マルチガソリンおよびハイオクタンガソリン	特別税率	· 関税法 第 266-4 条
	ニック、およ引火点 120C以下の軽油 びレユニオ重量の 20%以下で、水分の容量が重量の ンの海外県 7%以上の界面活性剤で安定化された軽油		
	乳濁液 その他、内燃機関用燃料として使用される もの		
免税措置	石油製品で以下の目的に使用される場合		· 関税法 第 265-2 条
	・内燃機関用燃料または暖房用燃料以外 ・航空機のジェット燃料 ・欧州共同体域内水域の海洋航海のための内燃機関用 燃料、但し個人所有の舟艇による航海を除く		
	·ジェット燃料が、建設、開発、試験またはジェットエンジンやタービンのメンテナンスの燃料として使用される場合		· 関税法 第 265-2 条
	·タクシーの内燃機関用燃料、ただし車 1 台当たり年間 5,000 リットルを限度とする		· 関税法 第 265-6 条
	·天然ガスで主たる用途を居住とする建物での暖房用として引渡されるものおよび以下のもの a) 原料として使用		· 関税法 第 266-5 条
	b) 鉱油を使う工場での製造に、気化燃料として使用 ・コジェネレーション(電熱併給型)施設で使用される天 然ガスおよび鉱油については、施設の稼動日から 5 年 間免税される。ただし、煙の脱硫装置を設置しているコ ジェネレーション施設で使用され、1%以上の硫黄分を含 有する燃料重油については免税期間は 10 年とする		·関税法 第 266-5A 条

	・石炭、 褐炭および泥炭のタール、または同様に脱水され精製されたその他のタール。 再生され、 燃料以外の	・関税法	第 20	65 条
	目的に使用されるタールを含む。			
	・ベンゾール			
	・トルオール			
	・キシロール			
	・溶媒ナフサ、及び芳香族炭化水素含有率の高いその			
	他の混合物で、250Coで容量 65%前後に乾留され(損失			
	分を含む)、内燃機関用燃料その他の燃料に使用され			
	るもの。			
	・クレオソート油			
	・200Cd以下で容量 90%前後に乾留された粗製軽油			
	・その他の粗製軽油			
	・純度 99%以上の液化プロパン			
	・残渣アスファルト以外のアスファルト混合物、石油 アスファルト乳剤等			
	·非環式炭化水素			
	・シクロヘキセン			
	・その他のシクラニク及びシクレニク炭化水素(アズレ			
	ンおよびその派生アルキルを除()			
	・ベンゼン			
	・トルエン			
	・0 キシレン			
	・M キシレン			
	・P キシレン			
	・混合キシレンの異性体			
	・重量で70%以上の石油分、または主成分を構成しな			
	いとみなされるアスファルト・タール分を含む混合物			
	・アンチノック剤、酸化防止剤、ペプチゼーション添			
	加剤、粘性の向上、腐食防止添加剤、および鉱油また			
	は同様の目的に使用されるその他の鉱油の精製に			
	用いられるその他の添加剤			
	・混合アルキルベンゼンおよびアルキルナフタレン			
還付措置	・販売店の本部が人口 3,000 人以下の市町村に設置さ	・関税法	第	265-6
	れ、行商人が年間売上高の一部に寄与している場合、	条		
	定住の商人が使用する内燃機関用燃料税は、会社ごと			
	に年間 1,500 リットルを限度として還付			
	天然ガス車に課税される税および内燃機関用燃料の	,関税法	第	265-6
	石油ガス等の石油製品にかかる税は、車 1 台当たり年	条		
	間40,000リットルを限度として、公共交通会社に還付(免			
	税限度量は 9,000 リットル)			
	ra) 商品の輸送に使用する自動車で、許可を受けた車	・関税法	第	265-7
	両の総重量が 7.5 トン以上、b) 車両の総重量が 7.5 トン	条		
	以上の移動式トラクターについては、申告により、軽油			
	に課税される税の一部につき還付を受けることができる			
	(還付額、2.13€/hl、6ヶ月ごとに車1台当たり軽油20,000			
1	リットルを上限)			

·公共交通会社は輸送に使用する軽油税の一部につい	・関税法	第	265-8
て還付を受けることができる(6ヶ月ごとに車 1 台当たり	条		
15,000 リットルを限度)			

(出所)関税法典

3.1.4 税体系

石油製品国内税は物品税の一種である。その他の物品税としては、ビール、タバコなどの嗜好品に対する税である。物品税はフランス全体の税収の約6%を占め、石油製品国内税は、物品税の税収の57%を占める(2001年)。

フランスにはこの他、消費税(VAT、税率 19.6%)が存在する。物品税の対象品目は、物品税と消費税が二重に課されている。

3.1.5 炭素税導入の検討について

2000 年 1 月 19 日、ジョスパン首相は、包括的な気候変動対策国家計画を発表するとともに、2001 年 1 月に環境税を導入する予定であることを表明した¹。これは、既存の汚染諸活動に対する一般課税(汚染活動包括税:略称 TGAP)の課税対象を、企業のエネルギー消費にまで拡大するというものであった。

しかしながら本税制は、導入目前の 2000 年 12 月 28 日に憲法裁判所から違憲との判断が下された。その主な理由は、

- (1)業種毎に免・減税が設定されるため、低エネルギー消費企業が多エネルギー消費企業よりも多く支払うことになるケースがあるため"公平性の原則に反している"
- (2) 課税目的が温室効果ガスの削減にもかかわらず、温室効果ガスを排出しない原子力 発電が主である電力にも課税している、

の2点である。

_

¹ ジョスパン首相によるフランス温暖化対策に関するプレスリリース (2000.1.19)による。

第4章 スウェーデン

4.1 燃料に対するエネルギー税及び二酸化炭素税

4.1.1 概要

表 4.1.1 燃料に対するエネルギー税及び二酸化炭素税の概要

区分	内 容
名 称	燃料に対するエネルギー税及び二酸化炭素税
課税目的	・直接税減税と間接税強化という税制改革のひとつ
ተቋ ነገር	·温暖化対策
導入時期	エネルギー税は 1957 年 7 月 1 日
每八时初	二酸化炭素税は 1991 年 1 月 1 日
課税対象	・車両の燃料もしくは暖房の目的で販売又は使用される鉱物
(流通上の製品名)	油、石炭燃料、石油コークス等(表 4.1.2 参照)
	・スウェーデン国内で営利的事業活動を行う者であって、
	1. 燃料を製造若しくは加工すること、又は、
	2. 大方の場合に、
納税義務者	a) 燃料の在庫を保管すること、又は、
(輸入業者、販売	b) メタンを販売若し〈は使用することを意図し、かつ民間の
業者等の名称)	保税倉庫として承認されている区域を任意で有しており、そ
	の経済的状況が仕入業者に適している者
	·受託業者
	・他のEU加盟国から燃料を取得し、輸送する者
課税標準	エネルギー税は物量単位に貸される
(税の種別)	二酸化炭素税は炭素含有量に比例して課される
税収額	241 億 1,200 万クローナ(2001 年)。
(硫黄税含む) ^(注1)	総税収額(関税除く)の約 2.1%。
税収使途	一般財源に組み入れられ、所得税減税の減収分に活用

(出所)スウェーデン財務省 Web サイト、1994 年法令集第 1776 号 (注 1)OECD の Revenue Statistics1965-2002 データ。

4.1.2 税率

表 4.1.2(1)燃料に対するエネルギー税及び二酸化炭素税の税率表(2003年版)

		課税額(五	見地通貨)		
燃料の種類		エネルギー	二酸化炭	総額	単位
		税	素税		
	ガソリン(環境クラス 1 ^(注 1))	2.94	1.77		クローナ/L
ガソリン	アルキルガソリン	1.41	1.77		クローナ/L
13777	ガソリン(環境クラス 2)	2.97	1.77	4.74	クローナ/L
	その他ガソリン	3.63	1.77	5.4	クローナ/L
	マーカー物質を備えたものまたは 350 で				_
	85 容積百分率以下の蒸留物質が得られる	720	2,174	2894	クローナ/m³
灯油、ディー					
ゼル軽油、パ	マーカー物質を備え環境クラス 1	1,004	2,174	3,178	クローナ/m³
ラフィン油、重	ず 350 で最低でも環境クラス 2	1,243	2,174	3,417	クローナ/m³
油等	85 容積百分率の蒸 <mark>環境クラス3または環</mark>				
	留物質が得られるも境クラスに属さないも	1,556	2,174	3,730	クローナ/m³
	ので以下に所属するの				
	モーター駆動の車両、船舶、航空機の運	0	1,322	1 322	クローナ /1,000kg
LPG	車云	J	1,022		
	その他の使用を目的としているもの	141	2,286	2,427	クローナ /1.000kg
			,		ri,ooong
	モーター駆動の車両、船舶、航空機の運	0	1,087	1,087	クローナ /1.000m ³
メタン					, 1,000111
	その他の使用を目的としているもの	233	1,628	1,861	クローナ /1,000m³
	│ モーター駆動の車両、船舶、航空機の運				, 1,000111
_ , , , , ,	こう。	0	1,087	1,087	クローナ /1,000m³
天然ガス	〒5 その他の使用を目的としているもの				<i>7</i> □ _ +
		233	1,628	1,861	/1,000m ³
	 石炭燃料	307	1,892	2 100	クローナ /1.000kg
	·山 <i>灰 </i>	307	1,092	۷, ۱۹۶	/1,000kg
	石油コークス	307	1,892	2,199	クローナ
					/1,000kg

(出所)スウェーデン財務省 Web サイト、1994 年法令集第 1776 号

⁽注 1)環境クラスとは、無鉛ガソリンには 2002 年 11 月 15 日から、ディーゼルオイルには 1991 年から適用されている環境負荷による分類方法である。スウェーデン国内で販売されるガソリンは全てが、ディーゼルオイルは 98%が、環境負荷の小さいクラス 1 に属している。

⁽注2)2004年以降は、上記課税額に、納税する年の前年6月の一般物価水準と2002年6月の物価水準との関連を示す比較数値をかけた額を支払うものとする。

表 4.1.2(2)燃料に対するエネルギー税及び二酸化炭素税の税率表(2003年版)(円換算)

		課税額(円換算)			
	燃料の種類		二酸化 炭素税	総額	単位
	ガソリン(環境クラス 1 ^(注1))	40.9	24.6	65.6	¥/L
ガソリン	アルキルガソリン	19.6	24.6	44.3	¥/L
カクリン	ガソリン(環境クラス 2)	41.3	24.6	66.0	¥/L
	その他ガソリン	50.5	24.6	75.2	¥/L
	マーカー物質を備えたものまたは 350 で 85 容積百分率以下の蒸留物質が得られるもの	10,022.4	30,262.1	40,284.5	¥/m³
灯油、ディ ーゼル軽	マーカー物質を備えず350 で 最低でも85容積百分率の蒸留 物質が得られるもので以下に	13,975.7	30,262.1	44,237.8	¥/m³
下中 パラフ	物質が得られるもので以下に 環境クラス 2 所属する	17,302.6	30,262.1	47,564.6	¥/m³
油等	環境クラス 3 または環境ク ラスに属さな いもの	21,659.5	30,262.1	51,921.6	¥/m³
LPG	モーター駆動の車両、船舶、航空機の運転	0.0	18,402.2	18,402.2	¥/1,000kg
LPG	その他の使用を目的としているもの	1,962.7	31,821.1	33,783.8	¥/1,000kg
メタン	モーター駆動の車両、船舶、航空機の運転	0.0	15,131.0	15,131.0	¥/1,000m ³
メ タン	その他の使用を目的としているもの	3,243.4	22,661.8	25,905.1	¥/1,000m ³
天然ガス	モーター駆動の車両、船舶、航空機の運転	0.0	15,131.0	•	$\pm /1,000 \text{m}^3$
人がハス	その他の使用を目的としているもの	3,243.4	·	•	¥/1,000m ³
	石炭燃料	4,273.4	•	•	¥/1,000kg
	石油コークス	4,273.4	26,336.6	30,610.1	¥/1,000kg

(出所)スウェーデン財務省 Web サイト、1994 年法令集第 1776 号

⁽注 1)環境クラスとは、無鉛ガソリンには 2002 年 11 月 15 日から、ディーゼルオイルには 1991 年から適用されている環境負荷による分類方法である。スウェーデン国内で販売されるガソリンは全てが、ディーゼルオイルは 98%が、環境負荷の小さいクラス 1 に属している。

⁽注2)2004年以降は、上記課税額に、納税する年の前年6月の一般物価水準と2002年6月の物価水準との関連を示す比較数値をかけた額を支払うものとする。

⁽注3)換算レート: 1SEK(スウェーデンクローネ = 13.92 円(2003 年 1 月~3 月の平均)

4.1.3 減税、免税、還付措置

(a)非課税措置

表 4.1.3 燃料に対するエネルギー税及び二酸化炭素税の非課税措置

対象燃料、用途など	法的根拠
生物学的に生成したメタン	第2章11条
電熱併給発電所において電力と熱を同時生成する期間中の発電機の操作目的 に販売又は使用される木炭(薪)	第2章11条
最大容量 1 リットルの特別の容器内で利用される燃料	第2章11条
燃料自身の生成、取扱い、保管又は輸送に関連して、当該燃料の性質により失われる燃料	第2章11条

(出所)スウェーデン財務省 Web サイト、1994 年法令集第 1776 号

(b) 免税措置

表 4.1.4 燃料に対するエネルギー税及び二酸化炭素税の免税措置

内容	免税対象とはならない 燃料		二酸化炭素 税の免除率
モーター駆動、暖房、以外の目的による消費、またはモーター駆動や暖房以外の目的で実際に燃料が使用されるような過程の中での消費		100%	100%
電車またはその他線路上を走る交通機関 による消費	ル軽油、パラフィン油、		100%
個人的な目的で使用されない場合の、船 舶による消費	備えず 350 で容積百	,	100%(還付)
第 2 章第 9 条によって許可を受けているか、1993 年漁業法第 787 号によって船舶許可を通達している小型船舶による消費。ただし私的目的の使用ではない場合。	質が得られるもの)	100%	100%
航空機での使用(ただし私的目的の使用を除く)。	航空機用ガソリン以外の ガソリン	100%	100%
航空機での使用(私的目的の使用である場合)。または航空機モーターの駆動試験用装置や同様の工程に用いられる場合。		100%	100%
鉱物油、石炭燃料、石油コークスの製造、 または製造者に納税義務が発生するその 他の製品の製造に用いられる場合の消費		100%	100%

			1
納税義務の発生する電力の生産における 消費	灯油、ディーゼル軽油 パラフィン油、重油等(マ		100%
/H.具 	,	*	,
	ーカー物質を備えず 350		
	で容積百分率 85%以		
	上の蒸留物質が得られ		は0%)
	るもの ^(注))	分は 50%)	
以前の各項目に従って免税されない場合	石炭燃料及び石油コー	100%	100%
の、治金過程における消費	クス以外の燃料		
以前の項目に従って免税されない場合			75%
の、工場の業務内の製造過程で、モータ	油、ディーゼル軽油、	(粗トール油	
-駆動車両の運転以外の目的による消費	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,	
以前の項目に従って免税されない場合	ーカー物質を備えず	100%	75%
で 職業上の担宏栽培業務内で担宏解史		(粗トール油	
に用いられるモーター駆動車両の運転を	85%以上の蒸留物質か	は 75%)	
行う目的以外の消費	得られるもの) 		
以前の項目に従って免税されない場合		100%	75%
の、職業上の農耕、林業または魚の養殖		(粗トール油	
業の業務内でモーター駆動車両の運転を		は 75%)	
行う目的以外の消費		, ,	
鉱業業務上の製造過程で、個人用車、トラ	灯油、ディーゼル軽油	100%	75%(還付)
ック及びバス以外のモーター駆動車にお	パラフィン油、重油等で		
ける使用	マーカー物質を備えず		
	350 で容積百分率		
	85%以上の蒸留物質が		
	得られるもの以外の燃		
	料		
	1 1		

(出所) スウェーデン財務省 Web サイト、1994 年法令集第 1776 号 第 6a 章 1 条

⁽注)ガスタービン発電設備(5MW 以上)において課税対象電力を生成する場合で生成される熱を利用しない場合、マーカー物質を備え350 で85 容積百分率以下の蒸留物質が得られるものも免税対象となる。

(c)減税措置

表 4.1.5 燃料に対するエネルギー税及び二酸化炭素税の減税措置

対象燃料、用途など	法的根	艮拠
より効率性の高い燃料の生産を目的とした試験計画における研究プロジェクトで使用	第2章1	2条
する燃料には、減税又は免税		
購入の取消しによって引き取られた部分について	第7章1	条 2
納税義務者が、第三国に向けて当該第三国での消費以外の目的で輸出を行い、又	第7章1	条 3
は自由貿易地域もしくは保税倉庫に当該地域もしくは倉庫での消費以外の目的で輸		
送を行った部分		
参照資料 2 に定める燃料について、納税義務者が付加価値税法(1994:200)第3章	第7章2	2条
30a条第1段落3(購入者が他のEU加盟国の大使館又は領事館であるか、大使館又		
は領事館の外交官である)及び 4(購入者が他のEU加盟国に本部を有する国際組		
織であるか、当該組織における加盟国の代表者、職員、またはその任務を遂行して		
いる者である)に定める通り当該燃料を買主に納入する場合当該納税義務者は当該		
EU加盟国においてエネルギー税の免除が存在する場合に減税を受けることができ		
ి		
参照資料 2 に定める燃料について、納税義務者が付加価値税法(1994:200)第 3 章		ib 条
30a条第1段落3(購入者が他のEU加盟国の大使館又は領事館であるか、大使館又		
は領事館の外交官である)及び 4(購入者が他のEU加盟国に本部を有する国際組		
織であるか、当該組織における加盟国の代表者、職員、またはその任務を遂行して		
いる者である)に定める通り当該燃料を買主に納入する場合当該納税義務者は当該		
EU加盟国においてエネルギー税の免除が存在する場合に税額の控除を受けること		
ができる。規定されている燃料以外の燃料をスウェーデンから他のEU加盟国に輸送		
する納税義務者は、当該燃料に対する減税を受けることができる。	~~ ·	
仕入業者、受託業者または納税管理人は、参照資料 2 に定める燃料について、予見	-	3 条
不可能な状況又は不可抗力を原因として利用に供することができなくなった燃料に対		
する減税を受けることができる。	2222 (7)	
	2000 年法	天令
	1155 号	
料に対する二酸化炭素税は、製造者に対し製品の販売価格の 1.2%を超える課税		
しはしない。		

(出所)スウェーデン財務省 Web サイト、1994 年法令集第 1776 号

(d)還付措置

表 4.1.6 燃料に対するエネルギー税及び二酸化炭素税の還付措置

対象燃料、用途など	法的根拠
特定の事例における免責・特権に関する法律(1976:661)に定めるスウェーデンその	第9章1条1
他の国際機構に在駐する他国の使節団又は外交団での使用	
スウェーデンに在駐する他国の使節団に所属する外交官及び同国の海外領事館に勤	第9章1条2
務する外交官の使用。ただし、スウェーデン国籍または同国の永住資格を有していな	
いことを条件とする。	
個人的目的以外に使用される船舶に搭載したガソリンを使用する場合(漁業法(1993:	第9章3条と
787)に基づく航行許可がない場合は、灯油、ディーゼル軽油パラフィン油、重油等(マ	8条
ーカー物質を備えたものまたは 350 で容積百分率 85%以下の蒸留物質が得られる	
もの)に該当しない燃料)で、かつ、各四半期につき 500 クローナ以上の売上収入があ	ļ
る場合。	
ガソリンとして課税される以外の燃料について二酸化炭素税が減額されている場合で	第9章4条と
あって、燃料の消費に関連して二酸化炭素の排出を制御している場合で、かつ、各四	8 条
半期につき 1,000 クローナ以上の売上収入がある場合。	
熱を生成するための燃料で、当該熱をある産業における製造工程又は商業、農業、林	第9章5条2
業もしくは水関連事業に使用する場合で、かつ、各四半期につき 1,000 クローナ以上	と8条
の売上収入がある場合に、75%を還付。ただし、ガソリンを除き、また灯油、ディーゼル	ļ
軽油、パラフィン油、重油等でマーカー物質を備えず 350 で容積百分率 85%以上の	ļ
蒸留物質が得られるものを除く。	
参照資料 2 に定める燃料に対する税金がスウェーデン国内で支払われ、後に当該燃	第9章10条
料が他のEU加盟国に納入され、当該状況下において納入先の国においても税金が	
支払われた場合。	

(出所)スウェーデン財務省 Web サイト、1994 年法令集第 1776 号

4.2 電力に対するエネルギー税

4.2.1 概要

表 4.2.1 電力に対するエネルギー税の概要

区分	内 容
名 称	電力に対するエネルギー税の概要
課税目的	歳入(電力消費抑制)
導入時期	1951年7月1日
課税対象(流通	スウェーデン国内で消費される電力
上の製品名)	
納税義務者	・課税対象の電力を営利的に発電する者(発電者)
(輸入業者、販	・自ら発電し又は他者が発電した課税対象の電力を営利的に供給する
売業者等の名	者
称)	・販売又は消費する者
課税標準	電力量(kWh)
(税の種別)	
税収額(注1)	308 億 900 万クローナ(2001 年)。総税収額(関税除く)の約 2.7%
税収使途	一般財源

(出所)スウェーデン財務省 Web サイト、1994 年法令集第 1776 号 (注 1)出典は OECD の Revenue Statistics1965-2002。

4.2.2 税率

表 4.2.2 電力に対するエネルギー税の税率

電力の用途	課税額	頚
电月07円座	現地通貨	円換算
参照資料3に定める地方公共団体の機関が使用する電力	16.8 オーレ/kWh	2.3
参照資料 3 に定める以外の地方公共団体の機関に電力、 ガス、熱又は水を供給するために使用する電力	20.2 オーレ/kWh	2.8
上記以外に使用する電力	22.7 オーレ/kWh	3.2
2MWを超える設置済み発電能力を有する電気炉工場又は電動ボイラー工場において、11/1 から 3/31 までの期間中に電気炉又は電動ボイラーに使用される電力で	-	
参照資料 3 に定める地方公共団体の機関において 使用する電力	19.2 オーレ/kWh	2.7
参照資料 3 に定める以外の地方公共団体の機関に電力、ガス、熱又は水を供給するために使用する電力		3.2

(出所)スウェーデン財務省 Web サイト、1994 年法令集第 1776 号

(注1)2004年以降は、上記課税額に、納税する年の前年6月の一般物価水準と2002年6月の物価水準との関連を示す比較数値をかけた額を支払うものとする。

(注 2) 換算レート: 1SEK (スウェーデンクローネ = 13.92 円 (2003 年 1 月~3 月の平均)

4.2.3 減税、免税、還付措置

表 4.2.3 電力に対するエネルギー税の減税、免税、還付措置

措置	内容	法的根拠
非課税	営利目的で電力の供給を行わない者が風力タービンを用いて発電する電力	第11章2条1
	設置済みの発電能力が 100kW 未満の設備を任意に有し、営利目的で電力	第11章2条2
	の供給を行わない者がスウェーデン国内で発電する電力	
	発電能力が 50kW 未満の設備を有する発電者又は供給者が、当該発電者	第11章2条3
	又は供給者と共通の利害関係を持たない消費者に対して報酬を得ることなく	
	供給する電力	
	船舶その他の輸送手段において発電かつ使用される電力	第11章2条4
	発電又は電力の供給に使用される電力	第11章2条5
	予備電力発電所において発電される電力	第11章2条6
免税		第11章3条1
減税	列車若しくは軌道を走行するその他の輸送手段において消費され、若しく	
	はこれらにおける使用のために販売され、又は当該消費に直接関連する動	
	力の稼働若しくは暖房のために消費若しくは販売される電力	
	上記消費に直接関連する動力の稼働又は暖房以外の目的における使用	第11章9条2
	のために消費又は販売される電力	77 44 T T 0 7 7 0
	│製造者にエネルギー税、二酸化炭素税の納税義務が発生する製品(鉱物 │油、石炭燃料、石油コークス等)の製造のために消費又は販売される電力	男 11 草 9 杀 3
	一角、石灰燃料、石油コークス等)の製造のために消費又は販売される電力 電熱併給発電所において発電され、これと同一の事業運営における電気、	笠11 辛 0 夂 4
	電照所編光電所にのいて光電され、これと同一の事業建昌にのける電気、 ガス、熱又は水の供給に使用される電力	第11早3赤4
	送電網機能の保守を目的として当該送電網の管理責任者によって行われ	笙 11 音 0 冬 5
	ために販売される電力	
	スウェーデン国内の風力タービンにおいて発電された電力を営利的に供給	第 11 章 10 条
	する者は、18.1 オーレ/kWh の減税	2
還付	温室栽培又は営利的な林業もしくは水関連事業以外の営利的農業事業に	第 11 章 12 条
	おいて電力を消費する場合	
	熱を生成し、当該熱をある産業における製造工程又は商業、農業、林業もし	第9章5条1
	〈は水関連事業に使用する場合。	

(出所)スウェーデン財務省 Web サイト、1994 年法令集第 1776 号

4.3 原子炉の熱出力に対するエネルギー税

表 4.3.1 原子炉の熱出力に対するエネルギー税の概要

区分	内容	法的根拠
名称	原子炉の熱出力に対するエネルギー税	
課税目的	歳入	
導入時期	1984年1月1日	
課税対象	原子炉	
納税義務者	原子炉を保持し稼動する許可を持つ者	第3条
課税標準	許可された最大熱出力	第2条
税収額(注1)	9 億 800 万クローナ(1995 年データ)。全税収額の 0.11%	
税収使途	一般財源	
税率	許可された最大熱出力 1MW あたり歴月あたり 5,514 クローナ	第2条
減税	原子炉が継続して90暦日以上稼動停止する場合は、その90日を超	第5条
	過した暦日の日数分、熱出力 1MW 毎に 181 クローナずつ減税	

(出所)スウェーデン財務省 Web サイト、2000 年税法第 466 号

(注 1) OECD の Revenue Statistics1965-2002、「Taxes on electricity from certain sources」の 1995 年税収額。

(参照資料)

参昭資料 4.1 燃料に対するエネルギー税・一酸化炭素税に関する分類表 1

参照資料 4.1 燃料に対するエネルキー税・二酸化炭素税に関する分類表 1
・石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール
⋅高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成
分の重量を超えるもの
・石油、及び歴青油(原油に限る)
・石油、及び歴青油(原油を除く)。これらの調整品ならびに廃油
・石油ガスその他のガス状炭化水素
・ペトロラタムならびにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オ
ゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成そ
の他の方法により得たもの
・歴青質混合物(天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又
は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る)
·非環式炭化水素
·環式炭化水素
・調整潤滑剤及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用
する種類の調整品
・アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調
整添加剤
・混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン

(出所) 1994 年法令集第 1776 号

参照資料 4.2 燃料に対するエネルギー税・二酸化炭素税に関する分類表 2

・高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成
分の重量を超えるもの
・石油、及び歴青油(原油を除く)。これらの調整品ならびに廃油
·石油ガスその他のガス状炭化水素
·非環式炭化水素の Saturated
·環式炭化水素
·トール油

(出所)1994年法令集第 1776号

参照資料 4.3 電力に対するエネルギー税の減税対象となる特定地方公共団体機関リスト

·Norrbottens County 全地方公共団体機関
· Jamtlands County 全地方公共団体機関
·Vasterbottens County 全地方公共団体機関
· Vasternorrlands County Sollefta, Ange, Ornskoldsvik
·Gavleborgs County Ljusdal
·Dalarnas County Malung, Mora, Orsa, Alvedalen
· Varmlands County Torsby

(出所)1994年法令集第 1776号

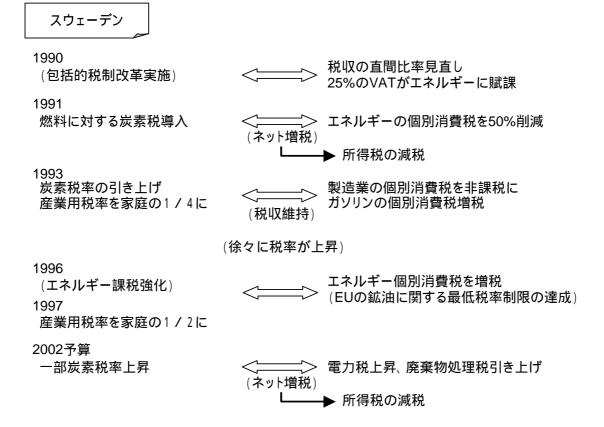
4.4 スウェーデンの温暖化対策と税の関係について

4.4.1 税体系

燃料に対するエネルギー税、二酸化炭素税、および電力税は、ともに物品税の一種となっている。その他の物品税としては、タバコ、ビール、ワイン、その他アルコール類などの嗜好品に対する税である。物品税はスウェーデン全体の税収の約 6.5%を占める(2001年)。またスウェーデンでは消費税(VAT、税率 25%)が導入されており、物品税の対象品目には、物品税と消費税が二重に課されている。

4.4.2 導入の経緯

図 4.4.1 スウェーデンの二酸化炭素税検討の経緯



スウェーデンでは、エネルギー製品に対し、エネルギー税、二酸化炭素税及び硫黄税の三種類の税が課されている。1990年5月に、種々の汚染物質の排出を考慮に入れたエネルギー税制改革の一環として CO_2 税を導入する法案が成立した。翌1991年に化石燃料の消費を抑制する目的で硫黄税と共に導入された(250SEK/t- CO_2 (SEK: スウェーデンクローナ)。導入の背景には所得税等の直接税の大幅な引き下げがあり、これにより所得税はそれまでの30%にまで引き下げられた他、産業界に課されていた既存のエネルギー課税も

50%に引き下げられた。二酸化炭素税の税率は炭素含有量に依存しており、税収は一般財源として所得税減税などの減収分の原資に用いられている。主な税負担部門は運輸部門、地域暖房部門である。

4.4.3 環境税制の導入による効果・影響等8

環境改善成果に係る公的見解等

(a) スウェーデン産業開発庁(1994)

1994 年にスウェーデン産業開発庁(NUTEK)は、MARKAL モデルを用いて、二酸化炭素税が導入されず1990年の税制が継続された場合のシナリオと二酸化炭素税が導入された場合のシナリオにおける二酸化炭素排出量を比較している。1990年税制シナリオと二酸化炭素税導入シナリオを比較すると、後者の場合、二酸化炭素の排出が1994年に3%~5%削減され、2005年には20%削減されるという推計結果を示している。

二つのシナリオにおける差異の要因として、バイオマス燃料の消費量の差があげられる。 前者のシナリオでは 2005 年のバイオマス燃料の消費量は 1990 年と変わらないが、後者の シナリオでは同消費量は 1990 年から 2 倍となっている。後者のシナリオでは、特に産業部 門や地域暖房部門で使用される燃料が、化石燃料から税率の低いバイオマス燃料に代替さ れている他、新規設備の燃料選択にも影響を及ぼしている。また両シナリオの差異の要因 として、ヒートポンプの普及による省エネルギー効果や太陽光発電の普及が拡大している こともあげられる。

(b) スウェーデン自然保護庁(1995)

スウェーデン自然保護庁 (The Swedish Environmental Protection Agency) は、各産業へのインタビューと MARKAL モデルを用いた調査を行った。

二酸化炭素税が導入されていない 1990 年の税制が継続されたシナリオと、二酸化炭素税が導入されたシナリオにおいて 1994 年の二酸化炭素排出量を比較すると、後者のそれは前者に比べ約 10%小さくなっている。この削減量の 60%が二酸化炭素税によるものだとしている。これほど大きな値が出た理由には、運輸部門が対象となっていないことが挙げられ、対象に含めると実際の削減率は 3%~5%となる。二酸化炭素税の導入による影響が顕著に表れたのは地域暖房部門で、それに比較して 1993 年の税率軽減後の産業部門と家庭部門は鈍い反応を示している。

しかし、このモデルでは各企業のエネルギー選択の動機が何かを説明することができな

.

⁸ 環境と経済に関する北欧閣僚会議のワーキンググループ (The Nordic Council of Minister's Working Group on Environment and Economics) とデンマークの Aarhus 大学の環境に関する社会調査センター (the Centre for Social Research on the Environment at Aarhus University in Denmark)の協同プロジェクトによる報告書 (An Evaluation of the Impact of Green Taxes in the Nordic Countries (2000年)) を参考にしている。

いため、スウェーデン自然保護庁は、インタビューによりこの点を調査している。インタビューの結果によると、産業界には、二酸化炭素税は政府の歳入目的であり産業に対する環境規制を意図したものではないという共通の認識があるほか、短期間で税制が変化するために、企業は、税制を考慮した長期的な設備投資をすることができないという見解を持っているということであった。

(c) スウェーデン産業開発庁(1995)

スウェーデン産業開発庁(NUTEK)は、1993 年1月1日に行われた産業部門に対する 二酸化炭素税の減税による影響をまとめている。これによると、産業部門の石油価格は1993 年に30%安くなっている。1994年の消費量は1992年に比べて4.4TWh分増加しているが、 このうち生産量の増加などを除き減税の効果による消費量の増加分は0.7TWhである。

NUTEK によると、税の効果は家庭部門にも見られ、課税が省エネルギーの動機になっているほか、省エネ機器の技術進歩を促進する効果もある、としている。

地域暖房部門でのバイオ燃料の消費量は、1991年の二酸化炭素税の導入により 10.2TWhから 12.5TWhへ増加し、1994年には 18TWh とかなりの増加を示している。

(d) Carlsson & Hammar(1996)

スウェーデンの二酸化炭素排出量の約 90%を占める 27 の企業へのインタビューに基づいた調査によると、1993 年に行われた産業部門への二酸化炭素税減税の前後の年で、二酸化炭素の排出量は 53.5%増加している。この間の生産量の増加は 13%である。生産量の増加による影響等を勘案し減税による影響を計算したところ、1992 年から 1994 年の間に減税により約 33%二酸化炭素排出が増加したと示している。

またこの増加量は 27 の企業のうちわずか 5 企業に起因するものであり、特に電力から石油にエネルギー源を変えた 3 つの製紙会社による影響が大きい。

(e)政府公式レポート(1997)

政府の環境税改革委員会によって計量経済学の手法を使用し家庭における環境税の影響を分析した。結果としては石油価格の 10%に相当する二酸化炭素税の導入により石油の消費は 1.9%減少するというものであった。家庭の燃料消費に対する税は、税による歳入に大きく貢献し消費傾向に対する影響は少ないため歳入確保という観点からは効率的だとした。同様の手法で産業に対する税が 2 倍になった場合の影響を分析しており、その場合には二酸化炭素の排出量が 12%低下9するという結果を示している。

同報告書は、環境規制と産業の競争力の関係について、エネルギー税はいくつかの産業において大きな打撃を及ぼす可能性があるが、税は輸出へ影響を及ぼす要因のひとつに過ぎず、税によって世界貿易におけるスウェーデンの輸出シェアが大幅に下がることにはならないだろうと述べている。

⁹内70%が製紙産業での削減によるものとしている。

産業部門における影響等

(a)政府公式レポート (1990-1991)

二酸化炭素税の導入に関し、特に産業における生産量、生産コスト、雇用への影響に焦点を絞った分析を行った政府の公式レポートによると、その影響は下記のとおりである。

商業用園芸部門では、製品価格に占めるエネルギー税の割合は平均3%で、これは激しい 国際競争に立たされている分野においては問題となる大きさであり、同様の結果が鉄鋼業 や電力消費量の多い製紙産業でも言えるとしている。商業用園芸業界の調べでは、同業界 は30億 SEK の利益が見込めるが、その内12億 SEK をエネルギー税として支払わなけれ ばならないと推計している。

したがって産業部門においてはエネルギー税を軽減することが適切で、もし全く課税しないとすると生産金額にして 140 億 SEK の増加とそれに伴う輸出の増加、数万人の雇用増加等が見込まれることを示した。また高額のエネルギー税を産業部門に課すことは、生産拠点の海外移転をもたらし、結果として地球全体での二酸化炭素排出量は増えることになるとも述べている。

このレポートは、1993 年に実施された産業部門において二酸化炭素税の税率を低減する 根拠のひとつとなったとされている。

4.4.4 当該税制の見直しの動き

スウェーデン政府は、2001年に「グリーン税制改革」と呼ばれる一連の税制改革を実行した。これにより二酸化炭素税の一般税率がそれまでの 370SEK/t- CO_2 から 530SEK/t- CO_2 に引き上げられ、一方所得税等他の税率は下げられた。これによりエネルギー環境税からの税収は約 30 億 SEK (約 435 億円)増加し 500 億 SEK (約 7,250 億円)となった。これは国家歳入全体の 7%を占めるまでに至っている。

第5章 オランダ

5.1 鉱物油に対する物品税

5.1.1 概要

表 5.1.1 鉱物油に対する物品税の概要

区分	内 容
名 称	鉱物油物品税(Duty on Mineral Oil)
課税目的	歳入
導入時期	1978年1月1日
課税対象	石油
(流通上の製品	
名)	
納税義務者	課税対象製品を消費者への販売する業者、または課税対象
(輸入業者、販売	製品を消費者へ販売する輸入業者
業者等の名称)	
課税標準	税金は、リットル、キログラム、もしくは m³などの、燃料単位ご
(税の種別)	とに課される。
総税収額に占め	約 1.9%(当該税収 31 億 4,700 万ユーロ
る割合(税収額)	(総税収額 1,680 億 6,700 万ユーロ(関税除())(2001 年))
税収使途	一般財源

(出所) オランダ政府 Web サイト、物品税法の簡略化および統一を目的とする 1991 年 10 月 31 日 法規、OECD, Revenue Statistics 1965-2002 等

5.1.2 税率

表 5.1.2 鉱物油に対する物品税の税率

表 5.1.2 鉱初油に刈りる初品税の税率					
燃料種		税率		備考	
		現地通貨		円換算	
	有鉛ガソリン	703.67	ユーロ /1,000L	89,879.8	
ガソリン	無鉛ガソリン	616.48	ユーロ /1,000L	78,743.0	硫黄含有量多
	飛 を口り フック	630.58	ユーロ /1,000L	80,544.0	硫黄含有量少
中間重油/軽油 (硫黄含有量多い)		322.71	ユーロ /1,000L	41,219.7	
中間重油/軽油		337.25	ユーロ /1,000L	43,076.9	輸送用
(硫黄含有	量少ない)	46.56	ユーロ /1,000L	5,947.1	輸送用以外
燃料重油		15.54	ユーロ /1,000kg	1,984.9	
液化石油ガス(LPG)		78.86	ユーロ /1,000kg	10,072.8	

(出所) オランダ政府 Web サイト、物品税法の簡略化および統一を目的とする 1991 年 10 月 31 日法規

(注 1) 換算レート: 1 ユーロ = 127.73 円(2003 年 1 月 ~ 3 月の平均)

5.1.3 減税、免税、還付措置

表 5.1.3 鉱物油税の減税、免税、還付措置

措置	内容	税率 (還付額)	法的根拠の 該当条項
免税措置	使用目的が自動車用あるいは暖房用燃料ではないことが明白である石油主たる燃料として用いられる石炭に付加するために、化学的還元を考慮して高炉に注入される石油物品税対象外製品を製造するための原料として用いられる物品税対象製品に対して、物品税が免除される	(= 13,10)	·当該法令第 64条d項 ·当該法令第 64条e項 ·当該法令第 65条b項
	船舶の作動用もしくは航海用備品として船に積み込まれる石油 航空機用ジェット燃料(灯油系)		·当該法令第 66条a項 ·当該法令第 66条b項
還付措置	主として公共輸送のために使用され、バスの路上での作動のために用いられる液化石油ガスにおいて、申請により物品税の還付が行なわれる 主としてゴミ収集車もしくは街路清掃車として用いられる液化石油ガス	46.78 ユー ロ/1,000kg を還付 46.78 ユー ロ/1,000kg を還付	·当該法令第 71条b項 ·当該法令第 71条c項

(出所)オランダ政府 Web サイト、物品税法の簡略化および統一を目的とする 1991 年 10 月 31 日法規

5.2 燃料税

5.2.1 概要

表 5.2.1 燃料税の概要

区分	内 容
名 称	燃料税(Fuel tax)
課税目的	税収
導入時期	1992 年
課税対象(流通 上の製品名)	ガソリン、軽油、重油、石炭、天然ガス等
納税義務者(輸 入業者、販売業 者等の名称)	課税対象製品の内、石油とみなされる製品に関しては物品税の支払い義務のある者。その他については、製品を引き渡す、あるいは使用する者
課税標準(税の 種別)	発熱量分と燃焼による CO2 発生分を基準に課される
総税収額に占め	約 2.0%(当該税収 34 億 1,700 万ユーロ ^(注)
る割合(税収額)	(総税収額 1,680 億 6,700 万ユーロ(関税除())(2001 年))
税収使途	一般財源

⁽出所) オランダ政府 Web サイト、環境基盤に関する税法の制定を目的とする 1994 年 12 月 23 日法令、OECD, Revenue Statistics 1965-2002 等

⁽注)環境基盤に関する税法に規定される税(地下水税、水道税、廃棄物税、燃料税、エネルギー規制税)を含む

5.2.2 税率

表 5.2.2 燃料税の税率

燃料種		税率	
		現地通貨	円換算
	無鉛ガソリン	12.86 ユーロ/1,000 L	1,642.6
無鉛ガソリ	リン(オクタン価 95 以下)	26.86 ユーロ/1,000 L	3,430.8
	有鉛ガソリン	12.86 ユーロ/1,000 L	1,642.6
有鉛ガソリ	リン(オクタン価 97 以下)	44.86 ユーロ/1,000 L	5,730.0
中間重油		14.09 ユーロ/1,000 L	1,799.7
デ	ィーゼル用オイル	14.19ユーロ/1,000 L	1,812.5
	燃料用重油	16.57ユーロ/1,000kg	2,116.5
液化石油ガス		16.64ユーロ/1,000kg	2,125.4
石炭(注1)		11.99 ユー□/1,000kg	1,531.5
天然ガス	10,000,000m³未満	0.011 ユー□/m ³	1.4
	10,000,000m³以上	$0.0073 \Box - \Box / m^3$	0.9
高炉ガス、	コークス炉ガス、石炭ガス	121.33ユーロ/1,000GJ	15,497.5
石炭ガス化ガス		479.14 ユ − □/1,000GJ	61,200.6

- (出所) オランダ政府 Web サイト、環境基盤に関する税法の制定を目的とする 1994 年 12 月 23 日法令
- (注1)納税者の請求に応じて、石炭にかかる税金は、石炭が燃焼する際のエネルギー量と二酸化炭素排出量で表示される、燃料単位ごとに課せられるものとする。税額は、1 ギガジュールごとに、0.2051 ユーロと、二酸化炭素排出量1,000 kgごとに、2.5375 ユーロが課される。
- (注2)換算レート:1ユーロ=127.73円(2003年1月~3月の平均)

5.2.3 減税、免税、還付措置

表 5.2.3 燃料税の減税、免税、還付措置

K office William State Solid Selfiff				
措置	内容	法的根拠の該 当条項		
	天然ガス(直接的、間接的に利用される製品として販売もしくは使用のために供されるもの)製品が、これが生成される装置で利用される場合、免税	·第 27 条第 6 項		
免税措置	高炉ガス、コークス炉ガス、石炭ガスが、それ自体が 生成される装置で利用される場合、免税	·第 27 条第 5 項		
	石炭、天然ガス、高炉ガス、コークス炉ガス、石炭ガスが発電効率 30%以上の設備で利用される場合、 その燃料の引き渡し、利用に対しては免税	·第 27a 条		
	第三者によって引き渡された石炭や、石油とみなされないガスを、燃料以外に使用した者に対しては、その請求に応じて、当該燃料に関わる税金の返還が行なわれる	·第 27 条第 7 項、8 項		
還付措置	ユーザーが、1 年間に複数の供給業者から供された 天然ガスの総量に対して課される税金が、もしもユ ーザーが一事業者から供されるとした場合に課され るであろう税金よりも高かった場合には、返還請求に 応じて税の返還が行なわれる	·第 28a 条		
	石油とみなされない燃料をオランダ以外の目的地に引き渡した者、および引き渡すか使用するために、オランダ以外に持ち出した者に対しては、彼の請求に応じて、当該燃料に関わる税金の返還が行なわれる	·第 28 条第 2 項		
	発電効率が 30%以上の設備における発電のために、燃料として用いられる場合、請求に応じて返還される	·第 28a 条第 2 項		

(出所) オランダ政府 Web サイト、環境基盤に関する税法の制定を目的とする 1994 年 12 月 23 日法令

5.3 エネルギー規制税

5.3.1 概要

表 5.3.1 エネルギー規制税の概要

区分	内 容
名 称	エネルギー規制税(Regulatory Energy tax)
課税目的	税収(価格効果による需要抑制)
導入時期	1996年1月1日
課税対象	中間重油、ディーゼル用オイルおよび液化石油ガス、天然ガ
(流通上の製品	ス、電力
名)	
納税義務者 (輸入業者、販 売業者等の名	中間重油、ディーゼル用オイルおよび液化石油ガスに関しては、燃料に対して物品税が課されるのであれば、物品税の支払 義務を有する者
称)	天然ガスや電力の場合には、供給事業者に対して税金が課さ れる
課税標準 (税の種別)	税金は、リットル、キログラム、もしくは m³ などの、燃料単位ごと に、あるいはまた電力に関しては、キロワット時で表示されるエ ネルギー量単位ごとに課される
総税収額に占め	約 2.0%(当該税収 3,417 百万ユーロ(注)
る割合(税収額)	(総税収額 168,067 百万ユーロ(関税除())(2001 年))
税収使途	一般財源

- (出所) オランダ政府 Web サイト、環境基盤に関する税法の制定を目的とする 1994 年 12月 23日法令、OECD. Revenue Statistics 1965-2002 等
- 12月23日法令、OECD, Revenue Statistics 1965-2002 等 (注)環境基盤に関する税法に規定される税(地下水税、水道税、廃棄物税、燃料税、 エネルギー規制税)を含む

5.3.2 税率

表 5.3.2 エネルギー規制税の税率

燃料種		税率	
		現地通貨	円換算
中間重油		135.00 ユーロ/1,000L	17,243.6
ディーゼル用オイル		136.24 ユーロ/1,000L	17,401.9
液化石油ガス		161.16 ユー□/1,000kg	20,585.0
	年間使用量 0-5,000 m ³	0.1285ユー□/m³	16.4
天然ガス	5,000-170,000 m ³	0.06 ユー□/m³	7.7
\\X\X\\	170,000-1mln m ³	0.0111 ユーロ/m³	1.4
	地域暖房用	0.1285 ユー□/m³	16.4
投棄ガス、 下水浄化ガス	年間使用量 0-5,000 m ³	0.04543ユーロ/m ³	5.8

もしくは 有機ガスの供給	5,000m ³ を超える	0ユーロ/m ³	0.0
	年間使用量 0-10,000 kWh	0.0639ユ - □/kWh	8.2
電力	10,000-50,000 kWh	0.0207ユ − □/kWh	2.6
	50,000-10mln kWh	0.0063ユーロ/kWh	0.8
電力	年間使用量 0-1,000 kWh	0.0349ユ − □/kWh	4.5
(グリーン電力証書	1,000 kWh を超える	07 — U/W/h	0.0
入手の場合) ^(注1)	1,000 KVVII を追える	0 ユ – □/kWh	0.0

(出所)オランダ政府 Web サイト、環境基盤に関する税法の制定を目的とする 1994 年 12 月 23 日法令

(注1) ただし水力、純粋バイオマスによる電力のみに適用

(注2)換算レート:1ユーロ=127.73円(2003年1月~3月の平均)

5.3.3 減税、免税、還付措置

表 5.3.3 エネルギー規制税の減税、免税、還付措置

	12 3.3.3 エイル	<u> </u>	
措置	内容	税率	法的根拠の該
月日	/3 [1	(還付額)	当条項
非課税	天然ガス、電力に関し、パイプライン、系統に連係していない場合で、下記に該当するもの。 ・電力が、再生可能エネルギー源(注)によって生産された場合。ただし電力が、純粋バイオマスとは見做されないバイオマスからの発電による場合は、この限りではない ・電力において系統による供給に不調があった場合に、緊急設備によって発生した場合・投棄ガス、下水浄化ガスもしくはバイオガスを抽出した場合・電力が、熱電併給発電設備によって発生される場合		·第36c条第6 項
減税措置	天然ガスおよび電力の供給(パイプライン、系統に連係している場合)に対して課される税金に対しては、 軽減措置が適用される	年間 176 ユ ーロ(パイプ ライン、系 統当り)を 還付	第 36j 条第 1項
免税措置	発電効率が 30%以上の設備において、発電のために燃料として使用される天然ガスの供給、あるいは課税対象となる天然ガスの生産の原料として使用される天然ガスの供給、さらに同種の製品における添加剤および充填剤として用いられる天然ガスの供給に対しては、税の免除が行なわれる		·第 36k 条

	ユーザーの 1 年間の使用量が、それぞれ中間重油 において 159,000 リットル以上、ディーゼル用オイル において 153,000 リットル以上、液化石油ガスにおい		·第 36l 条第 1 項
還付措置	て 119,000 リットル以上の場合、請求に応じて、中間		
	重油、ディーゼル用オイルおよび液化石油ガスに関		
	する税金の返還が行なわれる。		
	天然ガス使用量が年間 5,000 立方メートル以下の場		·第 36l 条第 3
	合、地域暖房設備によって暖房が行なわれる不動産		項
	内での暖房使用量が、年間 158,000 メガジュール以		
	上の場合に限って、請求に応じて税金の返還が行な		
	われる。		
	上記第3項に明記された返還は、同じ〈第3項に規		·第 36l 条第 4
	定された不動産のユーザーに対して行なわれる。		項
	複数の供給業者から 12ヶ月の使用期間中にユーザ		·第 36l 条第 5
	ーに供された天然ガス量と電力量に対する税金が、 もしも一供給業者からそれらが供された場合に課さ		項
	れる税金の額よりも多い場合に限り、請求に応じて、		
	天然ガスおよび電力に関しての税金の返還が行な		
	われる。		
	主に公共の礼拝式のために、あるいはまたイデオロ	税 額 の	·第 36l 条第 7
	ギー上の、公共の集会のために用いられる不動産	50%を還付	項
	内で使用される天然ガスおよび電力に関しては、請		·第 36l 条第 8
	求に応じて税金が返還される。返還は、不動産のユ		項
	ーザーに対して行なわれる。		
	財務省令に定められた詳細な規則および条件にお		第 361 条第
	いて、慈善的、文化的、科学的もしくは一般に有用な		11 項
	目的のための機関として主に使用される、不動産内		
	での天然ガスや電力に関しても、上記第 7 項に明記 された、返還規定が適用されるものと定められてい		
	る。たとえば以下のような場合に返還規定が適用さ		
	る。たこれは以下のような場合に返還規定が過用で れる。		
	a.機関が、公証人によって作成された、慈善的、文化		
	的、科学的もしくは一般に有用な目的が示された規		
	約を所持している場合		
	b.機関の実際の業務が、目的にかなっている場合;		
	c.機関が、スポーツ、健康管理もしくは教育分野の業		
	務を全く行っていないか、あるいはまた極めて限られ		
	た程度にしか行っていない場合;		
	d.機関が、法人税を課せられていないか、あるいは		
	またその免除も受けていない場合;		
	e.機関が、みずからの本管を有している場合 規則や条件に定められた自然人によって行なわれる		
	ためない、社会的利益の促進のための、助成金に		
	よるボランティア活動団体を、前述した規定の意味で		
	の、機関として、財務大臣が省令の中に明記するこ		
	とはできないものとする。		

第 36e.条第 2 項に明記された納税者が、ガス料金や	·第 36m 条第
電気料金を受け取っていない場合、あるいはまた受	1項
け取る見込みのない場合に限り、請求に応じて、天	
然ガスや電力の供給量に対して課せられる税金が	
納税者に返還されるものとする。	

(出所) オランダ政府 Web サイト、環境基盤に関する税法の制定を目的とする 1994 年 12 月 23 日法令

(注)風力、太陽エネルギー、地熱、波力、潮力、水力、バイオマス、投機ガス、下水浄化ガス

5.4 オランダの温暖化対策と税の関係について

5 . 4 . 1 税体系

オランダには、エネルギーに対する税として燃料税、エネルギー規制税、物品税として の鉱物油税、消費税がある。

鉱物油税は物品税の一種である。物品税には下表の種類があり、鉱物油税以外は嗜好品に対する税となっている。物品税の税収はオランダ全体の税収の約3.4%を占め、この中でも鉱物油税は物品税全体の約56%を占める。

温暖化対策税と称されエネルギーに対し課されている税である燃料税とエネルギー規制税は、環境基盤に関する税法の一部と位置づけられている。環境基盤に関する税として、他に地下水税、水道税、廃棄物税がある。

なお、オランダの付加価値税(VAT)の税率は19%である。

税収(2001年) 物品税の対象 (10 億ユーロ) ビール 279 ワイン 169 中間生産物(アルコール) その他の 398 アルコール成分入り製品 鉱物油 3,147 タバコ製品 1,677 計 5,670

表 5.4.1 オランダの物品税の種類と税収

(出所)物品税法の簡略化および統一を目的とする 1991 年 10 月 31 日法規、OECD, Revenue Statistics 1965-2002 2003 等

5 . 4 . 2 導入の経緯

図 5.4.1 オランダの燃料税、エネルギー規制税検討の経緯

オランダ

1988 4種の環境課徴金を一般燃料税へ転換 環境対策財源 (徴税コスト、ECの間接税調和策への適応)

1990

炭素税を一般燃料税の一部として導入

1992

1996

小規模エネルギー消費者へ 規制税 (regulatory tax)導入 (限定型炭素税) ⟨ 所得税・法人税の減税 (税収中立)



(一般・限定型併存、インフレに合わせて税率上昇)

オランダの環境税制は、1988年に the General Environmental Provision Act による環境対策費用の捻出を目的としたエネルギー環境税導入に端を発している。ただ温暖化防止という観点からは 1990年に導入された低率の炭素税を環境税と呼ぶのが一般的である。 1992年には、この炭素税を EU 型で議論されていた炭素 / エネルギー税に変更した。炭素 / エネルギー税は従来のエネルギー環境税の一部として導入され、各エネルギー源について、発熱量 50%に対する一定額、炭素含有量 50%に対する一定額から算出された課税額とする複合型の環境税である。

その後、1996年に規制税と呼ばれる追加的なエネルギー税が導入された。規制税は温暖化対策のための税として導入されたものであるが、特に産業部門の国際競争力の観点からエネルギー多消費需要家への過度な経済的負担を避けるため、課税対象を小規模エネルギー需要家に限定したものである。同時に企業の社会保険負担の軽減、自営業者の法人税率の引き下げ、省エネルギー投資に対する補助、環境設備投資に対する補助、特別償却などを実施した。

5 . 4 . 3 温暖化対策税制の導入による環境改善成果に係る公的見解等

1995年と2000年の2度に亘りグリーンタックス委員会が設置され、環境に配慮した税制のための提言を行う一方で、既存の税制の評価を試みている。

1996 年 3 月に発表されたグリーンタックス委員会第 2 次レポートでは、エネルギー需要の価格弾力性を産業部門ごとに設定し推計を行っており、これによると、一般燃料税が導入されなかった場合には、1994 年の CO₂ 排出量は、同年の実績と比較して 170 万 t-CO₂

多く排出されていたという推計結果を示している。

第二次委員会による Greening the tax system Summary によれば、家庭用ガスの立方メートル当たりの価格は 1980 年の約 21 ユーロから 2000 年には約 25 ユーロとなり、平均世帯の年間ガス消費量は $3.145 \,\mathrm{m}^3$ / 年から 2000 年には $1.965 \,\mathrm{m}^3$ / 年に減少したことを示している。同報告書では、減少の要因は、窓の断熱性能の向上、ボイラーの効率向上、民間に対する意識向上キャンペーン等様々な対策の結果であるとしながら、価格上昇は、ガスの経済的な使用に貢献したとしている。一方、平均世帯の家庭用電力料金は、1990 年の約 $10 \,\mathrm{ユーロ/kWh}$ から、2000 年には約 $12 \,\mathrm{ユーロ/kWh}$ に上昇し、同期間に世帯当たりの年間電力消費量は、約 $2.750 \,\mathrm{kWh}$ / 年から $3.300 \,\mathrm{kWh}$ / 年に上昇している。同報告書では、SEO / Amsterdam Economy という民間研究所による調査から、規制税がなかった場合には、1999 年の電力消費量は 6.3%多くなっていたと推計されていることを引用している。また中央計画局(Central Plan Bureau:CPB)の分析結果を引用し、規制税は環境に対して好ましい影響をもたらすこと、今後の規制税の範囲拡大、税率の引き上げによって、 $170 \,\mathrm{Tt-CO_2}$ から $220 \,\mathrm{Tt-CO_2}$ の削減効果と $14 \,\mathrm{億}$ ユーロの歳入増加がもたらされることを述べている。

5 . 4 . 4 当該税制度見直しの動き

エネルギー規制税の電力に対する課税においては、2002 年まで再生可能エネルギーによる発電に対し免税措置がとられていたが、2003 年から年間発電総量が 10,000kWh 以下の場合に低率の課税 (0.0349 ユーロ/kWh) が導入されている。

また 2003 年 5 月に成立したバルケネンデ内閣は、その連立協定の中で、電力と天然ガス の消費に関する税率を上げることを宣言した。これにより、4.5 億ユーロの税収増加が見込 まれている。税収自体は、企業、個人の所得税の減税分に充当するとしている。

第6章 デンマーク

6 . 1 鉱物油税

6.1.1 概要

表 6.1.1 鉱物油税の概要

区分	内 容
名 称	鉱物油税
課税目的	歳入
導入時期	1977年
課税対象 (流通上の製品名)	軽油、重油、ガソリン、LPG 等(表 6.1.2 参照)
納税義務者 (輸入業者、販売業 者等の名称)	製品が消費に供される段階、つまり、製品が納税の猶予制度を離れた時点、あるいは、他の EU 諸国からの輸入の場合、税額調整済みでない製品の在庫が許可されていない事業者(事業体)および個人が当該の製品を入手した時点。 EU 域外から製品を輸入する場合には、国内に入荷した時点。
課税標準 (税の種別)	燃料固有単位
総税収額に占める 割合(税収額)	約 2.6%(当該税収 173 億 6,600 万 Dkr(デンマーククローネ) (総税収額 6,577 億 1,600 万ユーロ(関税除〈))(2001 年))
税収使途	一般財源

(出所) デンマーク財務省 Web サイト、物品税法の簡略化および統一を目的とする 1991 年 10 月 31 日法規、OECD, Revenue Statistics 1965-2002、OECD, Energy Prices and Taxes 3rd Quarter 2003 等

6.1.2 税率

表 6.1.2 鉱物油税の税率

燃料種	税率		
冰 ☆↑↑↑全	現地通貨	円換算	
ディーゼル/軽油(エンジン燃料用)	274.4 エーレ/L	47.2	
ディーゼル/軽油(エンジン燃料用以外)	181.9 エーレ/L	31.3	
軽ディーゼルオイル	264.5 エーレ/L	45.5	
低硫黄ディーゼルオイル (硫黄含有率 0.005%以下)	246.6 エーレ/L	42.4	
エンジン燃料として使用される石油	274.4 エーレ/L	47.2	
燃料油(重油)	206 エーレ/kg	35.4	
燃料タール	186 エーレ/kg	32.0	
その他の石油	181.9 エーレ/L	31.3	
含鉛ガソリン (鉛含有率が 0.013g/リットルを上回る場合)	468 エーレ/L	80.5	
無鉛ガソリン (鉛含有率の上限は 0.013g/リットル)	403.6 エーレ/L	69.4	
蒸気回収装置を有するガソリンスタンドから供給した含鉛ガソリン(鉛含有率が 0.013g/リットルを上回るもの)	465.1 エーレ/L	80.0	
蒸気回収装置のないガソリンスタンドから供給した 無鉛ガソリン(鉛含有率の上限は 0.013g/リットル)	400.6 エーレ/L	68.9	
オートガス(LPG)	173 エーレ/L	29.8	
エンジンの燃料として使用されるその他のボトルガ ス(LPG)	318 エーレ/L	54.7	
鉱物油の精製に伴って得られるその他のボトルガス(LPG)およびガス(LPG を除く)(精製所ガス)	235 エーレ/L	40.4	
キャプレター液	403.6 エーレ/ L	69.4	

(出所) デンマーク財務省 Web サイト、物品税法の簡略化および統一を目的とする 1991 年 10 月 31 日法規、OECD, Revenue Statistics 1965-2002 等 (注 1) 換算レート: 1 Dkr(デンマーククローネ) = 17.2 円(2003 年 1 月 ~ 3 月の平均)

6.1.3 減税、免税、還付措置

表 6.1.3 鉱物油税の対象除外、減税、免税、還付措置

	えて 0.1.3 動気1分/円4元 0.2人) 家内のフト、//気1元、プロセル、)	_,,,,_	3+65+B+M A
措置	内容	税率	法的根拠の 法令該当条項
~~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	バイオマスから発生した気化ガスおよび残余物質、		·第 1 条第 3
	バイオガスについては、これらが固定型のエンジン		項
対象除外	およびボイラによる発電または暖房熱生産に使用さ		
	れる場合には、税の対象から除外する		
	ガソリンスタンドから供給するガソリンの税は、当該		·第 1 条第 2
	のガソリンスタンドの設備・運営が環境・エネルギー		項
	省の「ガソリンスタンドの設備・運営」に関する、より		
	厳格になった基準を満足するとの報告を監視機関が		
	受けた時点から3エーレ/リットルの減額を行う		
	船舶から回収した、水の混合した廃油で、熱の生産	燃料油の税	·第 1 条第 6
減税措置	に使用されるものあるいは使用が決められているも	額に対し以	項
	σ ·	下の税率を	
		適用	
	水分含有量が65%以上の場合	35%	
	水分含有量が65%未満、30%以上である場合	70%	
	水分含有量が30%未満、5%以上である場合	95%	
	水分含有量が5%未満である場合	100%	
	エンジンの運転以外の技術的使用目的に対するガ		·第9条
	ソリン		
	航空機に使用される製品		
	外国航路上の船舶上および総トン数 5 トン以上また		
	は登録総トン数 5トン以上の漁船上で使用される製		
	品。ただし、娯楽用の船舶は除く。		
	海外公館、国際施設など、およびこれらの関係者へ		
	の在庫保有者からの出荷		
	電力税に関する法律に従って納税することとされる		·第 9 条第 2
) 免税措置	発電所および地域暖房施設で使用される製品につ		項
	いては、税を免除する		
	付加価値税法第 36 条 1 項の 1 - 3 番に示すところと		·第 9 条第 7
	同一の範囲で、他の EU 諸国から輸入、または受け		項
	取った製品については、税を免除する。さらに、通常		
	の燃料タンクまたは補助タンクに入った状態で海外		
	から持ち込まれたオイル製品については、税を免除		
	する		
	関税法第5条3番に掲げる目的で、他のEU諸国か		·第 9 条第 8
	ら一時的に輸入、または受け取った製品について		項
	は、税を免除する		
	鉄道の運行、フェリーの運航、および他の船舶によ		·第 9 条第 4
還付措置	る営業的運航に使用する製品		項

還付措置	エンジンの開発に関連して、船舶エンジンの試験に	
	使用されるエンジン燃料である製品	
	「バス運行に関する法律」の許可を得て定期運送に	·第 9 条第 5
	利用される旅客運送車両用の低硫黄ディーゼルオイ	項
	ルおよびガスについては、税の全額を還付する	
	EUの規定に基づいて、他のEU諸国に出荷する税調	·第 9 条第 6
	整済み製品の税は還付する	項
	ガソリン税を除き、付加価値税法に基づいて登録さ	·第 11 条
	れている業者は、本法律に基づき以下について、税	
	の還付を受けるものとする	
	1)事業所内で消費した製品、および	
	2)付加価値税法に基づいて登録された地域暖房施	
	設または他の熱生産者から業者に出荷された製品	
	で、事業所内で消費された熱の生産に利用された製	
	品	
	農業、牧畜、園芸、果樹栽培、林業、漁業、養殖漁	 ·第 11 条第 3
	業、毛皮用動物の飼育といった付加価値税法に基づ	項
	き納税義務を有する事業で使用されるエンジン燃料	

(出所)デンマーク財務省 Web サイト、鉱物油製品等のエネルギー税に関する法律

6.2 石炭税

6.2.1 概要

表 6.2.1 石炭税の概要

区分	内 容
名 称	石炭、褐炭、コークス等の税
課税目的	税収
導入時期	1982年1月7日
課税対象(流通上の 製品名)	石炭、褐炭、コークス等(表 6.2.2 参照)
納税義務者 (輸入業者、販売業 者等の名称)	課税対象となる製品を掘削、または製造する事業者
課税標準 (税の種別)	燃焼価に応じて税が課される
総税収額に占める 割合(税収額)	約 0.2%(当該税収 1,4 億 5,800 万 Dkr(デンマーククローネ) (総税収額 6,577 億 1,600 万ユーロ(関税除く))(2001 年))
税収使途	一般財源

(出所)デンマーク財務省 Web サイト、石炭・褐炭・コークス等の税に関する法律、OECD, Revenue Statistics 1965-2002、OECD, Energy Prices and Taxes 3rd Quarter 2003 等

6.2.2 税率

表 6.2.2 石炭税の税率

			税率	
燃料種		現地	通貨	重量当り
が八个十十里		熱量当り	重量当り	里里ヨワ (円換算)
		(Dkr/GJ)	(Dkr/t)	(I J]关 开)
石炭(石炭による煉炭も含む)、	コークス、		1,425	24,510
石炭殻、コークス屑			1,425	24,510
石油コークス			1,675	28,810
褐炭煉炭および褐炭			1,030	17,716
トール油、木質タール、木質ター	ルオイル、			
植物性ピッチ、樹液から採取され	、熱の生産		1,990	34,228
に使用される、または使用が特定	されるその	51		
他の製品				
	a)少なくと			
	も27%の		1,460	25,112
 石油コークス、石油アスファルト、	水分含有			20,2
ビチューメン等	率			
_, ,, ,	b)27%未			
	満の水分		1,920	33,024
	含有率			
廃棄物および原材料の税に関する法律に含まれる廃棄物の燃焼によって生産された熱	木質 廃棄物	40.0	170	2,924
	木質廃棄 物以外	12.9	110	1,892

(出所)デンマーク財務省 Web サイト、石炭・褐炭・コークス等の税に関する法律 (注1)税率は、燃焼価あるいは重量によるかを登録された事業者が選択する。

(注 2)換算レート: 1 Dkr(デンマーククローネ) = 17.2 円(2003 年 1 月 ~ 3 月の平均)

6.2.3 減税、免税、還付措置

表 6.2.3 石炭税の減税、免税、還付措置

措置	内容	税率 (還付額)	法的根拠の 法令該当条項
免税措置	電力税に関する法律に従う税の納付に関し、第1条第1項の第1-5番に含まれる製品で、本法律に基づいて登録されている発電所および地域暖房施設で電力の生産に使用される製品は、税を免除する		·第 7 条第 1 項
	電力税に関する法律に基づいて登録されていない発電所および地域暖房施設は、税を還付される蒸気船の航行および鉄道の運航に使用される製品の税は払い戻される 付加価値税法に基づいて登録されている業者は、本法律に基づき以下について、税の還付を受けるものとする 1)事業所内で消費した課税対象製品の量、および		·第 7 条第 2 項 ·第 7 条第 3 項 ·第 8 条
還付措置	2)事業者が熱の生産に消費した課税対象製品の量、および熱の出荷について付加価値税法に基づいて登録された事業者から出荷された課税対象製品の量		
	エンジン燃料として購入した分の全体または一部を他の目的に使用した場合、エンジン燃料として使用した量に対する税額と、その他の目的に使用した量との割合応じた消費量に対して払戻を行うものとする		·第9条

(出所)デンマーク財務省 Web サイト、石炭・褐炭・コークス等の税に関する法律

6.3 天然ガス、都市ガス税

6.3.1 概要

表 6.3.1 天然ガス、都市ガス税の概要

区分	内 容
名 称	天然ガス、都市ガス税
課税目的	税収
導入時期	1996年10月3日(法令交付日)
課税対象 (流通上の製品名)	国内で消費される天然ガス、都市ガス(表 6.3.2 参照)
納税義務者 (輸入業者、販売業 者等の名称)	課税対象となるガスを製造または販売する登録事業者
課税標準 (税の種別)	低位発熱量の値による課税 (39.6GJ/m³を有するガスの m³ 当りを基準)
総税収額に占める 割合(税収額)	約 0.6%(当該税収 39 億 7,800 万 Dkr (総税収額 6,577 億 1,600 百万ユーロ(関税除く)) (2001 年))
税収使途	一般財源

(出所)デンマーク財務省 Web サイト、天然ガス・都市ガスの税に関する法律、 OECD, Revenue Statistics 1965-2002 等

6.3.2 税率

表 6.3.2 天然ガス、都市ガス税の税率

燃料種		税率 ^(注1)		
		現地通貨	円換算	
	エンジン燃料	282 エーレ/m³	48.5	
ガス	エンジン燃料以外	202 エーレ/m³	24.7	
	(含地域暖房施設)	202 T – D/III	34.7	

(出所)デンマーク財務省 Web サイト、天然ガス・都市ガスの税に関する法律

(注 1)課税額は低位発熱量 39.6GJ/m³を有するガスの場合である。これより低い、また は高い発熱量の場合には税額を比例調整する。

(注 2)換算レート: 1 Dkr(デンマーククローネ) = 17.2 円(2003 年 1 月~3 月の平均)

6.3.3 減税、免税、還付措置

表 6.3.3 天然ガス、都市ガス税の減税、免税、還付措置

措置	内容	法的根拠の 法令該当条項
		(本マ談コポリ
	エンジン燃料以外の他の技術的使用、関税	·第8条
免税措置	法第 4 条に指定する外交官、国際的な施設	
	およびその関係者に供給するガス	
	電力税に基づいて税を支払わねばならない	·第8条第2項
	場合、発電所および地域暖房施設における	
	電力の生産に使用する製品については、税	
	の免除または税の払戻を行う	
	バス運行に関する法律の認可を得た旅客車	·第9条
	両を使い定期運送に消費されるガスについて	
	は、税の満額に 1Nm³ あたり 33 エーレを上乗	
	せして払戻するものとする	
還付措置	付加価値税法に基づいて登録された事業者	·第 10 条
	は、本法律に基づき以下の税の払戻を受け	
	ることができる。	
	1)事業者が消費したガス、あるいは税対象ガ	
	スに関する税	
	2)事業者内で自家消費される熱の生産に消	
	費したガス、賦課価値税法に基づいて登録さ	
	れた地域暖房施設または他の熱供給業者か	
	ら事業者に特に供給されたガス	
·	1	

(出所)デンマーク財務省 Web サイト、天然ガス・都市ガスの税に関する法律

6.4 電力税

6.4.1 概要

表 6.4.1 電力税の概要

区分	内 容
名 称	電力税
課税目的	税収
導入時期	1979年1月1日
課税対象 (流通上の製品名)	国内で使用される電力
納税義務者 (輸入業者、販売業 者等の名称)	・国内で消費する電力を供給する者 ・自家消費を目的として電力を生産する者 ・電力の直接購入に関して、海外の供給者と契約を結んだ 電力利用者
課税標準	KWh ごとの課税
(税の種別)	
総税収額に占める	約 1.2%(当該税収 77 億 6,100 万 Dkr(デンマーククローネ)
割合(税収額)	(総税収額 6,577 億 1,600 万ユーロ(関税除く))(2001 年))
税収使途	一般財源

(出所)デンマーク財務省 Web サイト、電力税に関する法律、OECD, Revenue Statistics 1965-2002、OECD, Energy Prices and Taxes 3rd Quarter 2003 等

6.4.2 税率

表 6.4.2 電力税の税率

電力の用途	税率 ^(注1)		
电力の用述	現地通貨	円換算	
電力で暖房を行う通年居住型の住宅で、年間の電力消費量が 4,000kWh を超過する場合の超過消費分	50.1 T — L/k/Mh	8.6	
その他の電力	56.6エーレ/kWh	9.7	

(出所)デンマーク財務省 Web サイト、電力税に関する法律

(注1)節電協力金⁹0.6 エーレ/kWh、配電協力金 4 エーレ kWh を含む

(注 2) 換算レート: 1 Dkr(デンマーククローネ) = 17.2 円(2003 年 1 月~3 月の平均)

⁹ 節電協力金による基金は、節電基金として、社会経済および環境に配慮しながら、住宅および公的施設における電力消費の節約を推し進めることを目的として、節電活動の実行に伴う建物内の設置作業、新たなエネルギー節約機器および装置の開発、エネルギー効率の高い機器および装置に関するマーケティングの推進およびこれらの入手、機器・装置のエネルギー効率の高い利用方法の研究、節電の可能性に関する調査・試験・公開プロジェクトなどに対する補助金として活用される。

6.4.3 減税、免税、還付措置

表 6.4.3 電力税の減税、免税、還付措置

		法的根拠の
措置	内容	法令該当条項
	以下については、電力税を納付する必要はない。	・第 5 条
課税対象外	a) 第 4 条に基づいて登録を行い、電力の販売業を	
	行っている事業者に供給された電力	
	b)海外から輸入した電力	
	以下で生産される電力	·第2条
	a)製造工場で生産される電力で、容量が 150kW 未	
	満の電力	
	b)列車、船舶、航空機または他の輸送手段で生	
	産・消費される電力	
	c) 風力、水力、バイオガスまたは他の再生可能エ	
	ネルギーで生産され、生産者が消費する電力	
	d)通常の電力供給が故障した場合に生産される非	
免税措置	常用電力	
	e)一戸あたり最大 6kW の出力を有する太陽電池で	
	生産された電力で、住宅の電気器具または他の非	
	産業用・商業用の建物で使用される電力。これに	
	は、電力会社が太陽電池で生産された電力分を当	
	該の電力生産者に対する配電分の請求書から差し	
	 引いた上、KWh あたり同じ価格で電力を供給し、こ	
	の供給分が電力生産設備以外の他の電気的設備	
	に接続されていないことを条件とする	
	付加価値税法に基づいて登録された事業者は、現	·第 11 条
	行法に基づき、以下の税に関して払戻を受けること	· · · · · ·
還付措置	ができる	
	1) 1) 事業者が消費した課税対象電力	
	2)事業者内で消費する熱の生産に利用した課税対	
	象電力、および付加価値税法に基づいて登録して	
	いる地域暖房施設または他の熱生産者から事業者	
	に特別に供給された課税対象電力	
	「「」」」」「「ハルロー」 いて 「アイル・フンス モノ」	

(出所)デンマーク財務省 Web サイト、電力税に関する法律

6.5 二酸化炭素税

6.5.1 概要

表 6.5.1 二酸化炭素税の概要

区分	内 容
名 称	エネルギー製品の二酸化炭素税
課税目的	歳入(価格効果による需要抑制)
導入時期	1992年5月15日
課税対象 (流通上の製品名)	鉱物油製品、石炭、電力、天然ガス等(表 6.5.2 参照)
納税義務者 (輸入業者、販売業 者等の名称)	以下の税法に基づいて登録された事業者 ・鉱物油製品等のエネルギー税に関する法律 ・石炭、褐炭およびコークス等の税に関する法律 ・電力税に関する法律 ・天然ガス・都市ガスの税に関する法律
課税標準 (税の種別)	燃料発熱量単位で課される
総税収額に占める 割合(税収額)	約 0.7%(当該税収 48 億 3,500 万 Dkr (総税収額 6,577 億 1,600 万ユーロ(関税除く))(2001 年))
税収使途	一般財源

(出所) デンマーク財務省 Web サイト、エネルギー製品の二酸化炭素税に関する法律、OECD, Revenue Statistics 1965-2002 等

6.5.2 税率

表 6.5.2 二酸化炭素税の税率

燃料種		税率		
次:	現	地通貨	円換算	
1) ガスオイル、ディーゼルオイル	27	エーレ/L	4.6	
2)燃料油	32	エーレ/kg	5.5	
3)燃料用タール	28	エーレ/kg	4.8	
4) 石油	27	エーレ/L	4.6	
5)石炭(石炭を原料とする煉炭を含む)、コークス、石炭 殻(cinder)およびコークス屑(coke gravel)	242	Dkr/t	4,162.4	
6) 石油コークス	323	Dkr/t	5,555.6	
7)褐炭を原料とする煉炭および褐炭	178	Dkr/t	3,061.6	
8)電力	10	エーレ/kWh	1.7	
9)オートガス(LPG)	16	エーレ/L	2.8	
10) その他のボトルガス(LPG)	30	エーレ/kg	5.2	
11)鉱物油の精製過程で発生するガス(LPG を除く)(精製ガス)	29	エーレ/kg	5.0	
12) 天然ガスおよび都市ガス ^(注 1)	22	$I - V/m^3$	3.8	
13)石油コークス、石油アa)水分含有率が 27%以上でスファルト、ビチューメンある製品 等	224	Dkr/t	3,852.8	
b)水分含有率が 27%未満で ある製品	27	Dkr/t	464.4	

(出所)デンマーク財務省 Web サイト、エネルギー製品の二酸化炭素税に関する法律

(注 2)換算レート: 1Dkr(デンマーククローネ) = 17.2 円(2003 年 1 月~3 月の平均)

⁽注 1) /ーマル立方メ - トル(Nm³) あたり 39.6 メガジュール(MJ) の燃焼熱量を有するガス。これより 高いか低いかに応じて割合で税の調整を行う

6.5.3 減税、免税、還付措置

表 6.5.3 二酸化炭素税の減税、免税、還付措置

	1X 0.0.0 — 取10次条机 07%机、无机、图	税率	法的根拠の
措置	内容	(還付額)	法令該当条項
	船舶から回収され、熱の生産に使用されるか、使用		・第2条第4
	が特定されている水分が含有する廃油については、		項
	燃料油の税額に対し水分含有量に基づき以下の税		
活铅世里	率とする		
減税措置	1)水分含有量が65%以上の場合	35%	
	2)水分含有量が30%以上65%未満の場合	70%	
	3)水分含有量が5%以上30%未満の場合	95%	
	4)水分含有量が5%未満の場合	100%	
	登録事業者から外国航路の船舶、総登録トン数が 5		·第 7 条第 1
	トン以上の漁船、および航空機上で使用する目的で		項 1)
	供給された課税対象製品は税(表 6.5.2 1)-4)、9)		
	-11))を免除する		
	鉱物製品等のエネルギー税に関する法律の第9条2		·第 7 条第 1
	項および天然ガス・都市ガスの税に関する法律第 8		項 2)
	条2項の規定にそれぞれ基づき、電力を販売(配電)		
	する発電所および地域暖房施設における電力精算		
	に使用される課税対象製品(表 6.5.2 1)-4)、11)		
	-12))		
│ 免税措置	石炭 褐炭およびコークス等の税に関する法律の第		·第 7 条第 1
7017011111	7条1項および3項、石炭・褐炭およびコークス等の		項 3)
	税に関する法律にそれぞれ基づいて電力を販売す		
	る発電所および地域暖房施設の電力生産に使用さ		
	れる、または蒸気船の運航および鉄道運航に使用さ		
	れる課税対象製品(表 6.5.2 5) - 7)、13))		
	関税法第4条に掲げる海外公館、国際施設等および		·第 7 条第 1
	これらの関係者に供給される課税対象製品		項 4)
	電力税に関する法律の第2条に基づいて免税となる		·第 7 条第 2
	電力		項
	精製業者による自社の製品製過程における第1条1		·第 7 条第 3
	頃の1番に含まれる課税対象製品の消費分		項
還付措置	付加価値税法に基づいて登録されている事業者(注2)		·第 7 条第 4
(注1)	が、船舶による航行および漁船(娯楽用船舶を除く)		項 1)
	に使用する課税対象製品(表 6.5.2 1) -7)、9) -13))		
	フェリ - の運航に使用される課税対象製品(表 6.5.2		·第 7 条第 4
	1)-4), 9)-11))		項 2)

バス運行に関する法律に基づく	認可を得て、税務大	·第 7:	条第 4
臣の定める規則に従って定期過	運行を行う旅客輸送	項3)	
車両で使用する超軽量油および	ガス		
電力の自家消費に使用される課	税対象製品のうち、	·第 7 :	条第 4
電力会社での電力生産に直接使	用された分	項 4)	
付加価値税法に基づいて登録さ	れている事業者 ^(注 2)	·第 9	条第 1
は、現行の法律に基づく税を109	%払い戻す。	項	
本法律の補遺(表 6.5.4)1 - 14 都	番に掲げる使用方法	·第 9	条第 2
で消費される、表 6.5.2 の 1 - 7 番	および 10 - 13 番に	項	
該当する課税対象製品、および	が本法律の補遺(表		
6.5.4)15 - 35 番に掲げる使用方	法で消費される、表		
6.5.2 に該当する課税対象製品	こついては、現行の		
法律による税の 75%を払い戻す	ものとする。		
本法律の補遺(表 6.5.4)の 15 -	35 番に掲げる用途		
について、記載した使用に関連・	する換気に使用した		
課税対象製品は、補遺(表 6.5.4)に掲げる使用方法		
の一部とみなすことができる。			
補遺(表6.5.4)の2-35番に掲げ	る用途については、		
年間生産量が 10 トン以上である	る当該製造工程にお		
ける消費に対し割増払戻を行う。	払戻額は鉱物油製		
品等のエネルギー税に関する法	律の第 11 条 3 項		
(表 6.1.3 参照)に該当する農業	、牧畜、園芸事業等		
で使用するエンジン燃料を除き、	熱生産に使用され		
た燃料油 1kg の一定の控除を行	った後に決定する。		
控除額は燃料油 1kg につき 3 エ	ーレとする。		

(出所)デンマーク財務省 Web サイト、エネルギー製品の二酸化炭素税に関する法律

- (注 1) 二酸化炭素税の納税義務者は、課税対象製品の供給事業者とされており、一方還付措置においては、付加価値税法に基づいて登録された事業者(二酸化炭素税課税対象製品については使用者)に対して払い戻しが行われる場合があり、この場合、徴税ポイントと還付のポイントが異なる。この場合における手続きとしては、付加価値税を納める事業者が付加価値税の申告書に二酸化炭素税の還付額を記載し、事業者の付加価値税法に基づく納税義務額から相殺する方法で行う。
- (注2)デンマーク国内における事業としての商品の出荷およびサービスの提供は、付加価値税法上の 課税対象(税率:25%)となり、課税対象となる商品の出荷および」サービスの提供を行う事業 者は当該法令に基づき登録される。

表 6.5.4 特別な払い戻しに該当する課税対象製品の用途

内容 法的根拠の 法令該当条 頂 1)園芸業で200m²以上の作付面積を有する温室の暖房およびこれの照明, ただ し、小売販売を行う温室は除外する。 2)塩化ナトリウム水溶液の蒸散および乾燥。 3)乾燥物の含有量が90%以上である乳製品の製造に関し、牛乳および乳製品の 滅菌、殺菌、水分蒸発、均一化、濃縮、および乾燥。ただし、加熱および乾燥。加工 工程のひとつとして限外濾過などによって濃縮を行う特殊設備の運転に直接使用する電力も含まれる。上記の乳製品の製造に関わる濃縮は、これがこれらの製品を製造する事業体で実施されるか、その他の事業体で実施されるかに関わらず、含めるものとする。 4)リン酸塩や混合飼料の製造、およびモルトかす、ビート錠剤、その他家畜飼料などの乾燥、製類および種の乾燥は含まれない。 5)食用ではない肉または肉の廃棄物のミール、粉、ベレットなど、食用である脂肪かすを除き、EUの総合学名リストの項目2301.10に該当する製品の製造。 6)グリーンミール、グリーンビル、その他の入工的に乾燥させた野菜の製造。 7)ペクチン物質、ベクチン・砂塩、植物性粘液および粘結剤、およびEUの総合学名リストの項目1302.20から1302.39までに含まれる植物性物質の抽出物または変性品、およびEUの総合学名リストの項目13505に含まれるを性スターチの製造、および植物性または動物性油脂をベースにした飼料製造または技術的使用に用途が限られる乳化剤の製造。 8)イーストの製造(後のイースト乾燥工程も含む)、およびこれとともに行われるアルコールの醸造。 9)ペーパーマスおよびカードボードマス、または乾燥前の乾燥物含有率が 40%以下、乾燥後の乾燥物質含有率が 90%以上ある他の物質または製品の水溶液の乾燥または水分蒸発。 10)ガラスの製造。 11)以下の製造(の形)が高いの発力を増加した。11)以下の製造。 a)シンダーウール、石綿および類似の膨脹鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EUの総合学名リストの項目 6806 に含まれるもの。あよび圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。 12)陶器の窯焼き、および先行する陶器の乾燥。	我 0.5.4 利加亞拉拉 人 D E 放	
し、小売販売を行う温室は除外する。 2)塩化ナトリウム水溶液の蒸散および乾燥。 3)乾燥物の含有量が90%以上である乳製品の製造に関し、牛乳および乳製品の滅菌、殺菌、水分蒸発、均一化、濃縮、および乾燥。ただし、加熱および乾燥、加工工程のひとつとして限外濾過などによって濃縮を行う特殊設備の運転に直接使用する電力も含まれる。上記の乳製品の製造に関わる濃縮は、これがこれらの製品を製造する事業体で実施されるか、その他の事業体で実施されるかに関わらず、含めるものとする。 4)リン酸塩や混合飼料の製造、およびモルトかす、ビート錠剤、その他家畜飼料などの乾燥、穀類および種の乾燥は含まれない。 5)食用ではない肉または肉の廃棄物のミール、粉、ベレットなど、食用である脂肪かすを除き、EUの総合学名リストの項員2301.10に該当する製品の製造。6)グリーンミール、グリーンビル、その他の人工的に乾燥させた野菜の製造。7)ベクチン物質、ベクチナーゼ、ベクチン酸塩、植物性粘液および粘結剤、およびEUの総合学名リストの項目1302.20から1302.39までに含まれる植物性物質の抽出物または変性品、およびEUの総合学名リストの項目1302.39までに含まれる種物性物質の抽出物または変性品、および植物性または動物性油脂をベースにした飼料製造または技術的使用に用途が限られる乳化剤の製造。8)イーストの製造(後のイースト乾燥工程も含む)、およびこれとともに行われるアルコールの醸造。 9)ベーバーマスおよびカードボードマス、または乾燥前の乾燥物含有率が 40%以下、乾燥後の乾燥物質含有率が 90%以上ある他の物質または製品の水溶液の乾燥または水分蒸発。10)ガラスの製造。 11)以下の製造・ a)シンダーウール、石綿および類似のミネラルウール、膨張バーミキュライト、膨張粘土、発泡スラグおよび類似の膨張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EUの総合学名リストの項目 6806 に含まれるもの。b)合板、木質繊維板、ブライウッドなど、EU の総合学名リストの項目 4410、4411、4412 に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。	内容	法令該当条
3) 乾燥物の含有量が90%以上である乳製品の製造に関し、牛乳および乳製品の滅菌、殺菌、水分蒸発、均一化、濃縮、および乾燥。ただし、加熱および乾燥、加工工程のひとつとして限外濾過などによって濃縮を行う特殊設備の運転に直接使用する電力も含まれる。上記の乳製品の製造に関わる濃縮は、これがこれらの製品を製造する事業体で実施されるか、その他の事業体で実施されるかに関わらず、含めるものとする。 4)リン酸塩や混合飼料の製造、およびモルトかす、ビート錠剤、その他家畜飼料などの乾燥、穀類および種の乾燥は含まれない。 5)食用ではない肉または肉の廃棄物のミール、粉、ベレットなど、食用である脂肪かすを除き、EUの総合学名リストの項目2301.10に該当する製品の製造。 6)グリーンミール、グリーンビル、その他の人工的に乾燥させた野菜の製造。7)ベクチン物質、ベクチナンで、グクサン酸塩、植物性粘液および粘塩剤、およびEUの総合学名リストの項目1302.20から1302.39までに含まれる植物性物質の抽出物または変性品、およびEUの総合学名リストの項目3505に含まれる変性スターチの製造、および植物性または動物性油脂をベースにした飼料製造または技術的使用に用途が限られる乳化剤の製造。8)イーストの製造(後のイースト乾燥工程も含む)、およびこれとともに行われるアルコールの醸造。9)ベーパーマスおよびカードボードマス、または乾燥前の乾燥物含有率が 40%以下、乾燥後の乾燥物質含有率が 90%以上ある他の物質または製品の水溶液の乾燥または水分蒸発。 10)ガラスの製造。11)以下の製造: a)シンダーウール、石綿および類似のミネラルウール、膨張パーミキュライト、膨張粘土、発泡スラグおよび類似の膨張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EU の総合学名リストの項目 4410、4411、4412 に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。	し、小売販売を行う温室は除外する。	
滅菌、殺菌、水分蒸発、均一化、濃縮、および乾燥。ただし、加熱および乾燥、加工工程のひとつとして限外濾過などによって濃縮を行う特殊設備の運転に直接使用する電力も含まれる。上記の乳製品の製造に関わる濃縮は、これがこれらの製品を製造する事業体で実施されるか、その他の事業体で実施されるかに関わらず、含めるものとする。 4)リン酸塩や混合飼料の製造、およびモルトかす、ビート錠剤、その他家畜飼料などの乾燥、製類および種の乾燥は含まれない。 5)食用ではない肉または肉の廃棄物のミール、粉、ベレットなど、食用である脂肪かすを除き、EUの総合学名リストの項目2301.10に該当する製品の製造。6)グリーンミール、グリーンビル、その他の人工的に乾燥させた野菜の製造。7)ベクチン物質、ベクチナーゼ、ベクチン酸塩、植物性粘液および粘結剤、およびEUの総合学名リストの項目1302.20から1302.39までに含まれる植物性物質の抽出物または変性品、およびEUの総合学名リストの項目3505に含まれる変性スターチの製造、および植物性または動物性油脂をベースにした飼料製造または技術的使用に用途が限られる乳化剤の製造。8)イーストの製造(後のイースト乾燥工程も含む)、およびこれとともに行われるアルコールの醸造。9)ベーパーマスおよびカードボードマス、または乾燥前の乾燥物含有率が40%以下、乾燥後の乾燥物質含有率が90%以上ある他の物質または製品の水溶液の乾燥または水分蒸発。10)ガラスの製造。11)以下の製造: a)シンダーウール、石綿および類似のミネラルウール、膨張パーミキュライト、膨張粘土、発泡スラグおよび類似の膨張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EUの総合学名リストの項目6806に含まれるもの。b)合板、木質繊維板、ブライウッドなど、EU の総合学名リストの項目4410、4411、4412に含まれるもの、および圧縮コルク板。c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。	2)塩化プトリソム小冶液の糸取のよび乾燥。	
造する事業体で実施されるか、その他の事業体で実施されるかに関わらず、含めるものとする。 4)リン酸塩や混合飼料の製造、およびモルトかす、ビート錠剤、その他家畜飼料などの乾燥。穀類および種の乾燥は含まれない。 5)食用ではない肉または肉の廃棄物のミール、粉、ベレットなど、食用である脂肪かすを除き、EUの総合学名リストの項目2301.10に該当する製品の製造。 6)グリーンミール、グリーンビル、その他の人工的に乾燥させた野菜の製造。 7)ペクチン物質、ペクチナーゼ、ペクチン酸塩、植物性粘液および粘結剤、およびEUの総合学名リストの項目1302.20から1302.39までに含まれる植物性物質の抽出物または変性品、およびEUの総合学名リストの項目3505に含まれる変性スターチの製造、および植物性または動物性油脂をベースにした飼料製造または技術的使用に用途が限られる乳化剤の製造。 8)イーストの製造(後のイースト乾燥工程も含む)、およびこれとともに行われるアルコールの醸造。 9)ペーパーマスおよびカードボードマス、または乾燥前の乾燥物含有率が40%以下、乾燥後の乾燥物質含有率が90%以上ある他の物質または製品の水溶液の乾燥または水分蒸発。 10)ガラスの製造。 11)以下の製造。 11)以下の製造。 11)以下の製造。 11)以下の製造を方面に対象は変質に関係しているのでは、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EUの総合学名リストの項目6806に含まれるもの。 b)合板、木質繊維板、ブライウッドなど、EUの総合学名リストの項目4410、4411、4412に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。	滅菌、殺菌、水分蒸発、均一化、濃縮、および乾燥。ただし、加熱および乾燥、加工工程のひとつとして限外濾過などによって濃縮を行う特殊設備の運転に直接使用す	
どの乾燥。 穀類および種の乾燥は含まれない。 5)食用ではない肉または肉の廃棄物のミール、粉、ペレットなど、食用である脂肪かすを除き、EUの総合学名リストの項目2301.10に該当する製品の製造。 6)グリーンミール、グリーンピル、その他の人工的に乾燥させた野菜の製造。 7)ペクチン物質、ペクチナーゼ、ペクチン酸塩、植物性粘液および粘結剤、およびEUの総合学名リストの項目1302.20から1302.39までに含まれる植物性物質の抽出物または変性品、およびEUの総合学名リストの項目3505に含まれる変性スターチの製造、および植物性または動物性油脂をベースにした飼料製造または技術的使用に用途が限られる乳化剤の製造。 8)イーストの製造(後のイースト乾燥工程も含む)、およびこれとともに行われるアルコールの醸造。 9)ペーパーマスおよびカードボードマス、または乾燥前の乾燥物含有率が40%以下、乾燥後の乾燥物質含有率が90%以上ある他の物質または製品の水溶液の乾燥または水分蒸発。 10)ガラスの製造。 11)以下の製造: a)シンダーウール、石綿および類似の影張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EUの総合学名リストの項目6806に含まれるもの。 b)合板、木質繊維板、ブライウッドなど、EUの総合学名リストの項目4410、4411、4412に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。	造する事業体で実施されるか、その他の事業体で実施されるかに関わらず、含める	
かすを除き、EUの総合学名リストの項目2301.10に該当する製品の製造。 6)グリーンミール、グリーンビル、その他の人工的に乾燥させた野菜の製造。 7)ペクチン物質、ペクチナーゼ、ペクチン酸塩、植物性粘液および粘結剤、およびEUの総合学名リストの項目1302.20から1302.39までに含まれる植物性物質の抽出物または変性品、およびEUの総合学名リストの項目3505に含まれる変性スターチの製造、および植物性または動物性油脂をベースにした飼料製造または技術的使用に用途が限られる乳化剤の製造。 8)イーストの製造(後のイースト乾燥工程も含む)、およびこれとともに行われるアルコールの醸造。 9)ペーパーマスおよびカードボードマス、または乾燥前の乾燥物含有率が 40%以下、乾燥後の乾燥物質含有率が 90%以上ある他の物質または製品の水溶液の乾燥または水分蒸発。 10)ガラスの製造。 11)以下の製造: a)シンダーウール、石綿および類似の膨張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EU の総合学名リストの項目 6806 に含まれるもの。 b)合板、木質繊維板、プライウッドなど、EU の総合学名リストの項目 4410、4411、4412 に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
7)ペクチン物質、ペクチナーゼ、ペクチン酸塩、植物性粘液および粘結剤、およびEUの総合学名リストの項目1302.20から1302.39までに含まれる植物性物質の抽出物または変性品、およびEUの総合学名リストの項目3505に含まれる変性スターチの製造、および植物性または動物性油脂をベースにした飼料製造または技術的使用に用途が限られる乳化剤の製造。 8)イーストの製造(後のイースト乾燥工程も含む)、およびこれとともに行われるアルコールの醸造。 9)ペーパーマスおよびカードボードマス、または乾燥前の乾燥物含有率が40%以下、乾燥後の乾燥物質含有率が90%以上ある他の物質または製品の水溶液の乾燥または水分蒸発。 10)ガラスの製造。 11)以下の製造: a)シンダーウール、石綿および類似のミネラルウール、膨張バーミキュライト、膨張粘土、発泡スラグおよび類似の膨張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EUの総合学名リストの項目6806に含まれるもの。 b)合板、木質繊維板、プライウッドなど、EUの総合学名リストの項目4410、4411、4412に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
EUの総合学名リストの項目1302.20から1302.39までに含まれる植物性物質の抽出物または変性品、およびEUの総合学名リストの項目3505に含まれる変性スターチの製造、および植物性または動物性油脂をベースにした飼料製造または技術的使用に用途が限られる乳化剤の製造。 8)イーストの製造(後のイースト乾燥工程も含む)、およびこれとともに行われるアルコールの醸造。 9)ペーパーマスおよびカードボードマス、または乾燥前の乾燥物含有率が40%以下、乾燥後の乾燥物質含有率が90%以上ある他の物質または製品の水溶液の乾燥または水分蒸発。 10)ガラスの製造。 11)以下の製造: a)シンダーウール、石綿および類似のミネラルウール、膨張バーミキュライト、膨張粘土、発泡スラグおよび類似の膨張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EUの総合学名リストの項目6806に含まれるもの。 b)合板、木質繊維板、ブライウッドなど、EUの総合学名リストの項目4410、4411、4412に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。	6) グリーンミール、グリーンピル、その他の人工的に乾燥させた野菜の製造。	
出物または変性品、およびEUの総合学名リストの項目3505に含まれる変性スターチの製造、および植物性または動物性油脂をベースにした飼料製造または技術的使用に用途が限られる乳化剤の製造。 8)イーストの製造(後のイースト乾燥工程も含む)、およびこれとともに行われるアルコールの醸造。 9)ペーパーマスおよびカードボードマス、または乾燥前の乾燥物含有率が 40%以下、乾燥後の乾燥物質含有率が 90%以上ある他の物質または製品の水溶液の乾燥または水分蒸発。 10)ガラスの製造。 11)以下の製造: a)シンダーウール、石綿および類似のミネラルウール、膨張バーミキュライト、膨張粘土、発泡スラグおよび類似の膨張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EU の総合学名リストの項目 6806 に含まれるもの。 b)合板、木質繊維板、プライウッドなど、EU の総合学名リストの項目 4410、4411、4412 に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。	7)ペクチン物質、ペクチナーゼ、ペクチン酸塩、植物性粘液および粘結剤、および	
出物または受性品、およびEUの総合学名リストの項目3505に含まれる受性スターチの製造、および植物性または動物性油脂をベースにした飼料製造または技術的使用に用途が限られる乳化剤の製造。 8)イーストの製造(後のイースト乾燥工程も含む)、およびこれとともに行われるアルコールの醸造。 9)ペーパーマスおよびカードボードマス、または乾燥前の乾燥物含有率が 40%以下、乾燥後の乾燥物質含有率が 90%以上ある他の物質または製品の水溶液の乾燥または水分蒸発。 10)ガラスの製造。 11)以下の製造: a)シンダーウール、石綿および類似のミネラルウール、膨張バーミキュライト、膨張粘土、発泡スラグおよび類似の膨張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EU の総合学名リストの項目 6806 に含まれるもの。 b)合板、木質繊維板、プライウッドなど、EU の総合学名リストの項目 4410、4411、4412 に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。	EUの総合学名リストの項目1302.20から1302.39までに含まれる植物性物質の抽	1+ \=
使用に用途が限られる乳化剤の製造。 8)イーストの製造(後のイースト乾燥工程も含む)、およびこれとともに行われるアルコールの醸造。 9)ペーパーマスおよびカードボードマス、または乾燥前の乾燥物含有率が 40%以下、乾燥後の乾燥物質含有率が 90%以上ある他の物質または製品の水溶液の乾燥または水分蒸発。 10)ガラスの製造。 11)以下の製造: a)シンダーウール、石綿および類似のミネラルウール、膨張バーミキュライト、膨張粘土、発泡スラグおよび類似の膨張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EU の総合学名リストの項目 6806 に含まれるもの。 b)合板、木質繊維板、プライウッドなど、EU の総合学名リストの項目 4410、4412 に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。	出物または変性品、およびEUの総合学名リストの項目3505に含まれる変性スター	・無退
8)イーストの製造(後のイースト乾燥工程も含む)、およびこれとともに行われるアルコールの醸造。 9)ペーパーマスおよびカードボードマス、または乾燥前の乾燥物含有率が 40%以下、乾燥後の乾燥物質含有率が 90%以上ある他の物質または製品の水溶液の乾燥または水分蒸発。 10)ガラスの製造。 11)以下の製造: a)シンダーウール、石綿および類似のミネラルウール、膨張バーミキュライト、膨張粘土、発泡スラグおよび類似の膨張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EU の総合学名リストの項目 6806 に含まれるもの。 b)合板、木質繊維板、プライウッドなど、EU の総合学名リストの項目 4410、4411、4412 に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。		
コールの醸造。 9)ペーパーマスおよびカードボードマス、または乾燥前の乾燥物含有率が 40%以下、乾燥後の乾燥物質含有率が 90%以上ある他の物質または製品の水溶液の乾燥または水分蒸発。 10)ガラスの製造。 11)以下の製造: a)シンダーウール、石綿および類似のミネラルウール、膨張バーミキュライト、膨張粘土、発泡スラグおよび類似の膨張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EU の総合学名リストの項目 6806 に含まれるもの。 b)合板、木質繊維板、プライウッドなど、EU の総合学名リストの項目 4410、4411、4412 に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。		
下、乾燥後の乾燥物質含有率が 90%以上ある他の物質または製品の水溶液の乾燥または水分蒸発。 10)ガラスの製造。 11)以下の製造: a)シンダーウール、石綿および類似のミネラルウール、膨張バーミキュライト、膨張粘土、発泡スラグおよび類似の膨張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EU の総合学名リストの項目 6806 に含まれるもの。 b)合板、木質繊維板、プライウッドなど、EU の総合学名リストの項目 4410、4411、4412 に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。		
燥または水分蒸発。 10)ガラスの製造。 11)以下の製造: a)シンダーウール、石綿および類似のミネラルウール、膨張バーミキュライト、膨張粘土、発泡スラグおよび類似の膨張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EUの総合学名リストの項目 6806 に含まれるもの。 b)合板、木質繊維板、プライウッドなど、EU の総合学名リストの項目 4410、4411、4412 に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。	9)ペーパーマスおよびカードボードマス、または乾燥前の乾燥物含有率が 40%以	
10) ガラスの製造。 11) 以下の製造: a) シンダーウール、石綿および類似のミネラルウール、膨張バーミキュライト、膨張粘土、発泡スラグおよび類似の膨張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EU の総合学名リストの項目 6806 に含まれるもの。 b) 合板、木質繊維板、プライウッドなど、EU の総合学名リストの項目 4410、4411、4412 に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c) 膨張ポリスチレンの板またはブロック。	下、乾燥後の乾燥物質含有率が 90%以上ある他の物質または製品の水溶液の乾	
11)以下の製造: a)シンダーウール、石綿および類似のミネラルウール、膨張バーミキュライト、膨張粘土、発泡スラグおよび類似の膨張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EUの総合学名リストの項目 6806 に含まれるもの。 b)合板、木質繊維板、プライウッドなど、EU の総合学名リストの項目 4410、4411、4412 に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。		
a)シンダーウール、石綿および類似のミネラルウール、膨張バーミキュライト、膨張粘土、発泡スラグおよび類似の膨張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EUの総合学名リストの項目 6806 に含まれるもの。 b)合板、木質繊維板、プライウッドなど、EUの総合学名リストの項目 4410、4411、4412 に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。		
張粘土、発泡スラグおよび類似の膨張鉱物性物質、断熱・防音または吸音性の鉱物性物質など、EUの総合学名リストの項目 6806 に含まれるもの。 b)合板、木質繊維板、プライウッドなど、EU の総合学名リストの項目 4410、4411、4412 に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c)膨張ポリスチレンの板またはブロック。		
鉱物性物質など、EU の総合学名リストの項目 6806 に含まれるもの。 b) 合板、木質繊維板、プライウッドなど、EU の総合学名リストの項目 4410、 4411、4412 に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c) 膨張ポリスチレンの板またはブロック。	,	
b) 合板、木質繊維板、プライウッドなど、EU の総合学名リストの項目 4410、 4411、4412 に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c) 膨張ポリスチレンの板またはブロック。		
4411、4412 に含まれるもの、および圧縮コルク板。 c) 膨張ポリスチレンの板またはブロック。		
c) 膨張ポリスチレンの板またはブロック。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
12)陶器の窯焼き、および先行する陶器の乾燥。		
	12) 陶器の窯焼き、および先行する陶器の乾燥。	

13)カルシウム、石灰、石灰石、大理石、炭酸カルシウム製品、フリント、石膏、ベントナイト、その他の粘土質、硫酸鉄、硫酸銅、酸化カルシウム、および乾燥物質含有率が90%以上であり、乾燥後に最低5%の燐酸塩を含む肥料物質の加熱、水分蒸発、乾燥またはバーニング(焼くこと)。ただし、硫酸塩鉄の製造に使用される電力は、加熱および乾燥、および加工工程の一環として炭化カルシウムおよび有毒物質の濃縮を行う特殊設備の運転に使用されるものも含まれるが、石膏ボードの硬化室の暖房に使用する電力は除外する。

14) 植物油、糖、油脂植物の種、ナッツ、果実を原料とするたんぱく質の製造。さらに、技術的または化学的使用を目的とした植物油の加工も含まれる。果実やナッツの圧縮によるオイルの抽出に消費する電力、およびオイルを含まないケーキからタンパク質の抽出する工程で使用する電力も含むものとする。

15) K ソルビン酸塩の製造。

- 16) 魚、甲殻類、軟体動物または他の無脊椎動物、およびこれらの廃棄物をもとにした、EU の総合学名リストの項目 2301.20 に該当する魚油および魚粉の製造。ただし、魚油および粘着水が圧縮ケーキから分離された後、および魚油が製造工程で水溶液から分離された後に、魚粉の製造に消費する電力は含まれない。さらに、魚油を分離した後での加工に使用する電力は含まれない。
- 17) サトウキビおよびテンサイを原料とする、サトウキビの砂糖およびテンサイの砂糖(EU の総合学名リストの項目 17.01 に該当)の製造。
- 18) 乾燥物質の割合が 80%以上であるスターチ(EU の総合学名リストの項目 11.08 に該当)の製造。
- 19) モルトの乾燥およびバーニング。

20)氷の製造(EU の総合学名リストの項目 22.01 に該当)。製造された氷の最低75%は、独立の業者に売却することを前提とする。

21)回収紙、廃棄紙および、これから取り出したカードボード(厚紙)またはパルプ、またはセルロースを原料とした紙およびカードボードの製造、および当該の粉末が紙の製造に使用が特定されている場合、直径が最大3ミクロンの粉末にする炭酸カルシウム製品の細砕。本規定は、すでに製造された紙を原料とする紙およびカードボード、または他の紙製品、カードボード製品の製造など、紙やカードボードの後処理に使用される課税対象製品には適用しないが、コーティングや艶出しは除外する。ただし、紙やカードボードが卵販売用のパッケージ以外である場合、ロール紙または単紙以外の形の紙やカードボードの製造に使用される電力は含まないものとする

22)回収しおよび廃棄紙を原料とするセルロースやパルプの製造。

23)水素、アルゴン、不活性ガス、ニトロゲン、亜酸化窒素、オゾン、酸素の製造。購入したガスや販売されているガスではなく、当該のガスが事業者の製造作業に使用される場合、これらのガスの圧力容器への充填も含む。

24) EU の学名リストの第31章に含まれるミネラル肥料または化学肥料の製造、EU の総合学名リストの項目 28.34.21、項目 28.33.21 に含まれる硝酸カリウムおよび 硫酸マグネシウムの製造、および、これらが肥料の製造に利用されるか否かに関わらず、硝酸、硫酸、燐酸の製造。

25) EU の総合学名リストの項目 29.36 に該当するビタミンの製造。

26) EU の総合学名リストの項目 35.07 に該当する酵素の製造。

・補遺

- 27) EU の総合学名リストの項目 29.37 に該当するホルモンおよび主としてホルモンとして利用される他のステロイドの製造。
- 28)鉱物油製品および石炭タール、その他の鉱物性タール、および、これらから得られる物質の精製および蒸留。
- 29) セメントの製造。
- 30)金属、ガラスの溶解、および溶融金属、溶融ガラスの保熱、圧延または連続鋳造のスラブ、支柱、およびプレート、ワイヤ、丸棒、他の鉄・スチール製の類似製品への熱圧延によるスラブおよび支柱の加工(砂吹きつけなどによる一層の加工は含まれない)、金属熱処理設備、溶融金属・ガラスの作業室の換気。
- 31)EU の総合学名リストの項目 38.08 に該当する製品の製造において、75%以上がこれに利用される場合の化学物質、化学製品の製造。
- 32) プラスチック廃棄物を原料としてペレット、粉末、粒子状にした再生プラスチックの製造、または、古タイヤ(ゴム廃棄物)を原料とするゴム粉末の製造。
- 33) (電力が)標準圧の下で液体の沸点の90%未満の温度で液体の水分を40%以上蒸発させる水分蒸発設備内で電力が使用される場合、上記の1-16に該当する製造で使用された電力。
- 34) 加硫処理をしていない混合ゴムを原料とする未処理プレート、ベルトまたはバッチの製造を目的とする各種ゴムの混合、および、加硫処理のほかは一切処理を行わない上記の原料によって、カレンダー型ベルトコンベヤーのベルトを製造すること。
- 35) 合成有機色素の製造および、これに関連するプレパラートの製造。

(出所) デンマーク財務省 Web サイト、エネルギー製品の二酸化炭素税に関する法律

・補遺

表 6.5.5 エネルギー重工程に対する政府補助

措置	内容	税率 (還付額)	法的根拠の 法令該当条項
補助措置	付加価値税法に基づいて登録され、エネルギー効率 化の実施に関するエネルギー庁との協約を締結して いる一部のエネルギー大量消費事業者における二 酸化炭素税費用を部分的に補助するため、政府補 助を支給する。ただし以下を条件とする。 1) 一部のエネルギー製品の二酸化炭素税に関する 法律の補遺に記載されたエネルギー集約的な工程 を実行している場合、または 2) 事業者の未還付の二酸化炭素税、室内暖房・温 水のエネルギー税、政府補助控除後の調整済硫黄 税(上記の1番を参照)の合計が、事業者の購入額 等を差し引いた販売額をもとに計算した補助対象額 の4%を上回り、かつ、事業者の販売額等の10%以 上である場合(補助基準)。	税の22%を 還付	·第 1 条

(出所) デンマーク財務省 Web サイト、一部のエネルギー大量消費事業者における二酸化炭素税費用 の政府補助に関する法律

6.6 デンマークの温暖化対策と税の関係について

6.6.1 税体系

デンマークには、エネルギーに対する税として、鉱油税、石炭税、ガス税、電力税、二酸化炭素税、硫黄税¹⁰、付加価値税(VAT: Value added tax)がある。付加価値税以外の税は、物品税の一種である。二酸化炭素税は、鉱油税、石炭税、ガス税、電力税を規定している法令に基づき、それらの税の課税対象製品に対して二酸化炭素税を課すという体系になっている。デンマークの物品税におけるエネルギー以外の主な課税対象は、自動車製品、アルコール製品、タバコ製品などであり、これらに対する課税は、EUの法制度に基づいている。

なお、デンマークの付加価値税(VAT)の税率は25%である。

6.6.2 導入の経緯¹¹

図 6.6.1 デンマークの二酸化炭素税検討の経緯

デンマーク 1992 民生部門に炭素税導入 石油等の個別消費税を減税 1993 産業部門に炭素税導入 企業に対する助成金の交付 (50%還付) 1994-98 (税制改革プラン) 所得税減税 個別消費税強化(1996) 天然ガスへの炭素税導入(1996) Green Tax Reform (家庭部門強化) 自主協定による減税措置

デンマークでは、1970年代後半に、以前より課税対象とされていたガソリンに加え、主に財政上の理由¹²からその他の石油製品、電力、ガスにエネルギー税を導入した。

1990 年になって発表された "Energy2000"では、1980 年代後半からの環境問題に対する国際世論を背景に、2005 年までに 1988 年排出量の 20%まで削減する、という CO2 排出

10 硫黄税は、エネルギーに対する課税であるが、本報告書では対象外とした。

1

 $^{^{11}}$ Danish Ministry of Taxation 12 E, Environmental Tax Reform in Denmark, History and Social Acceptability

¹² 同時にエネルギー効率の改善も目的の一つとされた。

量の低減目標が初めて設定された。同国政府は、この国家目標を達成する手段の一つとして、環境を考慮に入れたエネルギー税制改革についての検討を行い、既に課されていた石炭、石油、ガス、電力の消費に対する税に上乗せする形で 1992 年から家庭部門に、1993 年から産業部門に対して CO2税(標準税率 100Dkr/t-CO2)を導入した。導入の背景には、当時の重要な課題であった失業率改善のために所得税率を低減するための財源を確保する目的もあった。

CO₂ 税の産業部門への導入に対しては、検討段階から、同国でのみエネルギー価格が上昇することによる国際競争力の低下を懸念するデンマーク産業連盟による反対運動があり、導入当初から国際競争力への影響を考慮し標準税率の 50%が還付される措置がとられた。税収は、産業部門のエネルギー効率改善プロジェクト、分散型コジェネレーションシステム、バイオ燃料の促進等に対する助成に活用された。

その後 1995 年のエネルギー政策パッケージによって、CO2 税に関し重工程、軽工程でそれぞれ異なる税還付率(現状:重工程 75%、軽工程 10%)を設定し、エネルギー庁とエネルギー効率改善実施に関する協定を締結した場合、政府補助を支給(二酸化炭素税の 22% (2003年))する措置を導入した。この時期には、税収は雇用主の雇用保険負担の軽減、省エネルギー投資に対する助成等に活用された。

6.6.3 導入による効果・影響等

環境改善成果に係る公的見解等13

(a) 省庁横断のエネルギー税制委員会(1991)

当該委員会は、複数の税率を設定し税収は還元されないとしたときの産業界への影響、特に国際競争力への影響を分析している。CO2税 Dkr 100/ton、硫黄税 15Dkr/kg とした場合には、仮に消費が変化しないとすると CO2税によって 27億5,000万デンマーククローネの追加的な歳入がもたらされ、一方で CO2含有量の多い燃料からディーゼル燃料、天然ガスへの移行が起こると推定した。これによる CO2排出削減量は15%で、削減量の半分がエネルギー消費量の減少、半分が CO2含有量の少ない燃料へのシフトによるものとした。 産業界に対する影響としては、エネルギー集約的な鉄鋼、金属では、賃金総額の10%に相当する負担が生じるが、これらの半分は価格に転嫁することができるとしている14。結果として、エネルギー集約産業、激しい競争にさらされている産業は競争力が低下し国外に移転

_

¹³ 環境と経済に関する北欧閣僚会議のワーキンググループ (The Nordic Council of Minister's Working Group on Environment and Economics) とデンマークの Aarhus 大学の環境に関する社会調査センター (the Centre for Social Research on the Environment at Aarhus University in Denmark) の協同プロジェクトによる報告書 (An Evaluation of the Impact of Green Taxes in the Nordic Countries (2000年)) を参考にしている。

¹⁴ コスト負担のうち転嫁できる割合は異なり、1 次産業では 5%、製造業では 35%、貿易、サービス業では 100%を価格転嫁できるとしている。

することが予想されるとして、補償制度が必要であるとした。同委員会は Dkr50/ton まで徐々に増加する税率設定についても併せて分析しているが、その場合でもエネルギー集約産業に対する免税措置が必要であり、最善の策は欧州経済共同体(EEC)による税の協調導入であるとした。

(b) デンマーク経済協議会(1993)

同協議会は同国の目標達成のための種々の施策による社会経済コストを事前分析した。すべての部門に対する CO2 税(300DKr/ton) 家庭や企業に対する減税、移転支出により税収を還元し歳入増加はないケースと規制措置の導入によりすべての部門において CO2 含有量の多い燃料の使用が 25%削減されるケースについて、一般均衡モデル(産業:21 部門(エネルギー5 部門含む) 家庭部門、公共部門で構成される)によるシミュレーション結果を比較した。分析結果は、税ケースが規制措置ケースより社会経済的に格段によく、国際税が最善であるというものであった。仮に家庭部門にのみ課税した場合、社会経済費用は相当レベルに達する一方で CO2削減効果はわずか 5.3%にとどまるとした。

(c)ゴルツ(Gørz)(1993)

Gørz 氏は、産業部門に対する CO₂ 税 (50Dkr/ton から 100Dkr /ton) の導入による地域に対する影響を、地方自治体研究所の地域産業連関モデル (産業:21 部門)によって分析した。分析結果は、同氏はエネルギー需要の減少により約 2.5%の排出削減がなされる一方、地域間により格差はあったが、総じて地域の輸出の減少と 1,650 の失業をもたらすものであった。地方所得税の減税という形での税収還元を行った場合には経済への影響は控えめなものになると推計されている。

(d)財務省(1994-1995)

1993年の政権交代後に産業部門の環境税を上げる方法を検討する委員会が設置され、増税が産業界の競争力にマイナス影響をもたらすためではないことを前提として種々のオプションに対する商業的、社会経済的影響をマクロ経済も出るにより分析した。将来の経済活動、エネルギー国際価格、効率改善、エネルギー供給事業者に対する環境変化等を条件に基づき、委員会は、当時導入されていた施策によって1988年から2005年において15%のCO2排出が削減されると推計した。これは、当時の同国の目標(2005年に1998年基準20%削減)を5%下回るものであり、委員会は5%の追加削減を最小の費用で達成する策は産業に対するCO2税の導入であるとした。一方委員会は、事前に代替弾力性を予測するのは困難であり結果に誤差が含まれるとしながら、CO2排出量は5%以上削減されるとした。追加的歳入は、70億クローネから80億クローネである。産業に対する影響に関し、特に脆弱性を抱える部門においては国外に移転することがないよう減免税措置を講じる必要が生じるかもしれないとした。

最終的な提案として、産業に対する CO_2 税増税(エネルギー使用量に準じて決定され、排出削減のための協定を結んだ場合税率が低減される)と CO_2 排出削減に関する法的拘束力のある協定の組み合わせによって 2005 年の排出削減目標の未達相当分を削減し、税収は投資補助と社会保障負担の軽減として還元されるというものとなった。政府は、当該施策により 4.6%の CO_2 排出が削減される(内訳は、暖房用燃料に対する課税:0.8%、産業プロセスにおける課税:0.8%、協定と投資補助:1.8%、硫黄税:1.0%、航空機とフェリーに対する課税:0.2%)一方、歳入が還元されるために費用負担への影響は、エネルギー集約産業など15に限られるとした。

(e) ショプリー&ブラスール (Shopley & Brasseur) (1996)

Shopley 氏と Brasseur 氏は、企業へのヒアリングによって環境改善措置のための投資補助¹⁶の事後的評価を試みた。25,000 ECU¹⁷から 500,000ECU を環境改善対策に投資し、投資額の約 30%の補助金を受け取った企業ではミクロレベルでは雇用への影響は生じなかったと回答する一方、マクロレベルではデンマークエネルギー庁におけるコンサルタントの雇用という僅かな影響がみられた。7 企業のうち 6 企業がエネルギー消費量を 20%以上抑制したと回答した。

(f) フロスト&ジョルゲンソン (Frost & Jorgensen) (1996)

同国の魚油/魚粉製造業協会のために Frost、Jorgensen 両氏が行った分析によると、同業界は、生産量の大部分を輸出しており税による費用負担を国内の消費者に転嫁することができないこと、魚粉魚油の実質価格が低下傾向にあること、産業が資本集約的であり仮に個人に対する環境税の減税によって税収の還元率が増えたとしてもその恩恵を被ることができないことなどを根拠に、環境税の引き上げに対し脆弱であると結論づけた。2000年までに予定税率どおり課税された場合には CO2税により魚粉製造業に対し年間 1,360万の追加費用負担が発生し、これは売上額の 0.9%に相当するとしている。このうち 900万クローネは当産業の漁船団の利益減という形で負担されるが、これにより漁船団の売上に対する損失額の割合は 1%増える計算となる。このエネルギー税と CO2税により、漁民にとってキロ当たりの魚の価格は 1.4%下落すると予想される。また当該産業は環境改善投資、排水税、新廃水税などの費用負担もあることから、消費者転嫁の不可能な新税に対応することは困難であると推計した。

(g) ムンクスガード & ペデルセン (Munksgaard & Pedersen) (1997) ムンクスガード、ペデルセン両氏は、社会経済費用とエネルギー消費および環境目標の3

15 製造段階における付加価値の約1%に相当する費用負担が発生すると推計している。

^{16 1993} 年に導入されたエネルギー補助策 (Danish Energy Grant Scheme) のこと。民間企業が高エネルギー効率機器や技術に投資する場合、その費用の 50%を補助するというもの。

¹⁷ ユーロ導入以前の欧州通貨単位、実質的通貨ではなく理論上の通貨バスケットであった。

者間の関係分析に使用する社会経済的最適化モデル¹⁸によって、環境目標の基準シナリオ (1992 年データに基づく)と、例えば民間消費増やエネルギーシステムにおける燃料切換 えなどの仮定に基づいて設定された CO₂、NOx、SO₂ に関する目標値のある環境シナリオ を設定し、環境目標がある場合に最大限に可能な最適消費と生産構成を、環境への影響度 のより低い種類のエネルギーへの切換えが最も適切である部門に関し分析した。この分析 により、目標値が 100 パーセント達成されたケースでは、公共部門、サービス産業および 製造業の CO₂ 排出における比率が高まり、一方農業、電力、ガス、地域暖房の各部門の比率は低下するとの結論が導き出されている。この分析の示すところは、部門間に生じるこうした差異を許容した場合、全部門が一律に同量の排出量削減を行う場合よりも要素費用 レベルにおける国民総生産に及ぼす影響が遥かに小さなものとなるということである。

(h)財務省(1997)

本報告においては 4 つの省がデンマーク企業の直面する状況の全容を描いている。支払賃金総額に対する比率として測定した場合、税当局はエネルギー税が企業全般に及ぼす影響は最小限に止まること、企業にとってのエネルギー税負担は、課税による税収が還元された後は、1998 年度の支払賃金総額の 0.25%に相当することなどを推計している¹⁹。マクロ経済モデルを用いた事例で見ると、サービス部門は環境税のおよそ 70%を消費者に転嫁できるが、製造業の場合にはこれがおよそ 35%に低下するとしている。

(i) クラルップ、トゲビー&ヨハンセン(Krarup, Togeby & Johannsen) (1997)

本報告は 1996 年に CO_2 排出削減に関する自発的協定を締結したエネルギー集約企業 30 社についてヒアリング調査を含む事後分析を実施したものである。30 社は全産業の総エネルギー消費の 32%を占め、協定締結による CO_2 税の還付額は対象期間の 3 年 ($1996 \sim 98$) で 1 社平均 190 万クローネであった。この 30 社はおよそ 135 件の省エネ対策に合意済みで、もし全件が実施されれば同 30 社のエネルギー消費量は 1.4%低下する。しかし天然ガスとバイオマスの減少量が石炭や燃料油のそれを上回り、 CO_2 削減は 1.1%程度である。節減量の少なくとも 75%は 5 社に起因するものであり、さらに削減プロジェクトは協定制度が無くても、多少時間を要するにせよ、いずれ実施された可能性が高いと述べている。報告はまた財務省は協定制度と投資補助金制度により 2005 年度における CO_2 排出量は年間 110 万トン削減されることを期待しているが、1996 年には最大手エネルギー消費企業数社 との協定締結があったが、これによる年間の削減量はおよそ 5 万トンに過ぎないと述べている。

-

¹⁸ 静的投入・産出モデルで、所与の環境目標値達成による影響を事前に予測する。同モデルは 314 の個別の相互作用と 256 の内生変数により構成される。

¹⁹ 企業は当該税の大部分を消費者に転嫁可能であり最終負担額はさらに小さくなるが、企業によってはより大きな打撃を蒙るところもあるとしている。

(j) クラーゼン (Clasen) (1998)

クラーゼン氏は、CO₂ 税が個々の企業に対して及ぼす影響に焦点を絞り、いくつかの主要産業において、7社(大規模企業と小規模企業、エネルギー集約的企業と非集約的企業含む)の幹部からのヒアリング調査を実施²⁰した。

エネルギー効率対策を決定する際には CO₂ 税がひとつの影響要因であったが、如何なる 状況においてもエネルギー効率は目標のひとつであったこと、当該税制のプラス面として、 資源消費を低下させる動機を提供し、投資計画に対してプラスの効果を発揮したとの指摘 があったが、マイナス面として差別的税制は複雑に過ぎ、担当役人との間で難しい協議が 多いとの回答があった。協議に関する具体的な問題として課税当局の担当官が個別企業に おける各種の製法に関する技術的知識に欠けていることが挙げられた他、廃熱に対する課 税はエネルギー効率改善の阻害要因との指摘があった。また対象となった企業は税と協定 と補助金の組み合わせはより効果的とみているようだと述べている。

(k)財務省(1999)

1995年にエネルギー総合政策が可決された際に、1998年に新税率と協定措置の評価を実施することが決められていた。本分析は、マクロ経済モデルによる分析により 1994年から1995年にかけて行われた分析(前述のd)財務省(1994-1995)参照のこと)時の 2005年における削減目標未達成の見通し(1988年比5%)に対する追加策の効果と 1995年以前の施策の効果を評価することを目的としていた。分析結果は、新税率、協定、補助金により 2005年の CO2排出量が 3.8%削減される²¹とした。また税制上の企業の運営費を含む費用負担についても分析を行っており、二酸化炭素 1トン削減するための費用負担は、税の場合 9-50Dkr/ton、投資補助金の場合 10-30Dkr/ton、協定の場合 30-60Dkr/ton であると示している。

(1)エネルギー庁(1999)²²

1997年から 1999年にかけて省庁横断の委員会により直近の 20年間の商業、産業部門のエネルギー需要に関する統計データ²³に基づいたマクロ経済モデルによる評価が実施された。

1995 年以降の一連の環境税制²⁴によって、商業、産業部門の 2005 年における CO₂ 排出 削減効果は 230 万トン (二酸化炭素) と見込まれ、この内訳は、半分が税金自体によるも ので、残り半分が補助金と協定によるものだとしている。また環境税制によるデンマーク

²⁰ クラーゼン氏は意図的に「最善事例」即ち環境問題とエネルギー効率に対し関心を示した企業を選択し、 諸税の持つ実際の効果を分析の対象とした。

^{21 1995} 年時点の分析では 3.9%削減が見込まれていた。

²² Danish Energy Authority, 2002年6月, Green Taxes in Trade and Industry – Danish Experiences

²³ エネルギー需要は、生産量、エネルギーの相対価格、技術の進歩に従属するものとされている。

²⁴ これには、企業がエネルギー庁とエネルギー効率化実施に関する協定を締結した場合に行われる政府補助が含まれる。

経済への影響として、産業、商業部門のエネルギーコストが 2000 年に GNP 比で約 0.2% 上昇したとしているが、同等の額が還元されているため、マイナスの影響は生じていないと述べている。また民間部門の総生産、雇用、民間消費支出に対する影響は小さいと評価している。

表 6.6.1 1995 年のエネルギーパッケージの排出削減に関する評価

	CO2排出削		CO ₂ 排出削減量(2005 年) (CO ₂ 百万トン)		
	実施前(注1)	実施後(注2)	実施前 ^(注1)	実施後(注2)	
税による効果	2.1	2.0	1.3	1.2	
補助による効果	1.8	1.2	1 1	0.7	
協定による効果	1.0	0.6	1.1	0.4	
合計	3.9	3.8	2.4	2.3	

- (出所)デンマークエネルギー庁、2000年6月、Green Taxes for Trade and Industry description and evaluation
- (注1)エネルギーパッケージが議会で承認される前の推計
- (注2)現在の効果についての推計

表 6.6.2 1995 年のエネルギーパッケージの産業部門への影響に関する評価

	1996	1998	2000	2003	2005
雇用増減 (1,000 人)	-0.3	-0.3	0.9	1.6	2.6
民間取引額 における総 付加価値増 減(%)	-0.05	-0.02	0.04	0.02	0.12
民間消費支出増減(%)	-0.03	0.00	0.05	-0.04	0.00

(出所)デンマークエネルギー庁、2000年6月、Green Taxes for Trade and Industry description and evaluation

第7章 エネルギー環境税導入による既存税制との調整 (スウェーデン、ノルウェー、フィンランド)について

7.1 スウェーデン

1991年に直接税の減税と間接税の強化という大規模な税制改革のひとつとして二酸化炭素税(250SEK/t-CO₂)が導入された。導入にあたり、産業用の燃料に対する既存エネルギー税の税率を2分の1に低減した。二酸化炭素税とエネルギー税を合算すると、化石燃料への課税は実質増税となった。また、所得税は30%の水準までに軽減された。VATは、1990年の3月から航空用燃料を除く燃料に対して導入(税率23.46%(同年7月から25%))されている。

1993 年 1 月には、税率がそれまでの 250SEK/t- CO_2 から 320 SEK/t- CO_2 に引き上げられた。その際、産業用燃料のエネルギー税の税率に関する見直しが行われ、石炭、重油、軽油、電力に関し、エネルギー税の対象外とされた上、国際競争力の低下による国内産業の空洞化を懸念したため、産業の国際競争力を維持するために家庭用の税率の約 4 分の 1(約80SEK/t- CO_2) とされた。

表 7.1.1 主要燃料別のエネルギー税と二酸化炭素税の税率の推移(スウェーデン)

	1990	1991-19	92	1993					
燃料(単位)	エネルギー 税	エネルギー税	CO ₂ 税	エネルギー税	CO ₂ 税				
産業用石炭 (SEK/t)	460	230	620	-	200				
発電用石炭 (SEK/t)	460	230	620	230	800				
無鉛ガソリン (SEK/kl)	2,920	2,400	580	3,140	740				
産業用重油 (SEK/kl)	1,078	540	720	-	230				
産業用軽油 (SEK/kl)	1,078	540	720	-	230				
家庭用、自動車用 軽油(SEK/m³)	1,078	540	720	90-290-540 (注)	920				
産業用電力 (SEK/kWh)	0.05	0.05	-	-	-				
家庭・業務用電力 (SEK/kWh)	0.022-0.072	0.022-0.072	-	0.035-0.085	-				

(出所) OECD/IEA, Energy Prices and Taxes 1994、同 2003 等

(注)環境クラス1、2、3の燃料の税率

7.2 ノルウェー

1991年、ノルウェーでは所得税減税や投資減税、更に雇用者が支払う社会保障料の引き下げなどからなる一連の税制改革が実施されたが、同時に温室効果ガスの排出を抑制する為の政策措置として交通用(ガソリン、軽油)、熱利用(重油、軽油、灯油)、石油/ガス採掘に伴う消費(軽油、天然ガス)に対して二酸化炭素税を導入した。その後 1992 年には石炭も課税対象に含めた。

ノルウェーの二酸化炭素税は、税制改革の一環で導入されたものであり、その他の税の変更点は、法人税の限界税率(最高税率)の引き下げ(一方、基本税率を引き上げ) 所得税の限界税率(最高税率)の引き下げ、VAT税率の引き上げ(20%から22%へ(1993年)) 雇用者の社会保障費用負担の軽減などである。

1992 年にエネルギー税体系の変更がなされ、二酸化炭素税、および交通用ガソリン、電力のエネルギー税の税率が引き上げられた。一方で、直後の 1993 年には熱利用燃料(軽油、重油など)のエネルギー税が廃止された。

	1990	1991-19	992	1993					
燃料(単位)	エネルギー税	エネルギー税	CO ₂ 税	エネルギー税	CO ₂ 税				
無鉛ガソリン (NKR/kl)	2,630	2,770	800	3,070	800				
軽油 (NKR/kl)	310	170	300	0	400				
重油 (NKR/kl)	310	170	300	0	400				
石炭(NKR/t)	-	300	-	400	400				
電力(NKR	0.0385	0.0415	-	0.046	-				

表 7.2.1 主要燃料別のエネルギー税と二酸化炭素税の税率の推移 (ノルウェー)

(出所) OECD/IEA, Energy Prices and Taxes 1994、同 2003 等

(注) NKR: ノルウェー・クローネ

7.3 フィンランド

財政改革における所得税・法人税などの直接税から、消費税などの間接税への税構造の 転換の一環として 1990 年に二酸化炭素税(名称は環境損失税(Environmental Damage Tax)、以下、二酸化炭素税と表記)が導入された。二酸化炭素税が導入される以前は、交 通用(ガソリン、軽油)にエネルギー物品税が課されていたが、二酸化炭素税導入時に自 動車用軽油のネルギー物品税が軽減(845FIM/kl から 730FIM/kl) された。

1993 年から 1994 年には、EU 域内の鉱油税最低税率調和を目的とした指令発効16の流れ

¹⁶ Council Directive 92/81/EEC of 19 October 1992 on the harmonization of the structures of excise

を受け、エネルギー物品税が軽油、重油(熱利用)に導入され、交通用(ガソリン、軽油)の税率は引き上げられた。その後 1997 年に、重油に対する二酸化炭素税が増税されると同時にエネルギー税は廃止され、軽油に対しては増税されている。

表 7.3.1 主要燃料別のエネルギー税と二酸化炭素税の税率の推移 (フィンランド)

	1990		1994		1997		
燃料(単位)	エネルギー税	CO ₂ 税	エネルギー税	CO ₂ 税	エネルギー税	CO ₂ 税	
有鉛ガソリン	1 990	970	9 210	71	2 200	104	
(FIM/kl)	1,280	270	2,310	71	3,369	164	
自動車用軽油	700	970	1 100	70	1 700	100	
(FIM/kl)	730	270	1,100	78	1,599	186	
重油 (FIM/t)	-	20	25	93	-	221	
軽油(FIM/kl)	-	20	42.8	80	104	186	
天然ガス		0.01		0.005		0.071	
(FIM /m ³)	-	0.01	-	0.065	-	0.071	
石炭 (FIM/t)	-	16	-	67.2	-	169	

(出所) OECD/IEA, Energy Prices and Taxes1994、同 2003 等

(注) FIM: フィンランド・マルッカ

duties on mineral oils and Council Directive 92/82/EEC of 19 October 1992 on the approximation of the rates of excise duties on mineral oils

参考資料:対象各国のエネルギー環境税に関する試算について

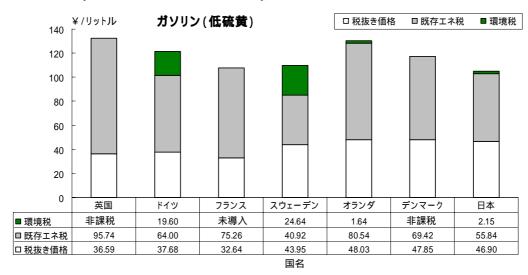
参考資料 - 1.エネルギー環境税のエネルギー価格に占める割合について(主要な燃料と電力に対する各国税額の比較)

対象各国において、主要な燃料と電力に課されている既存のエネルギー税と温暖化対策との関係で導入された税(以下、環境税という)が、エネルギーの価格に対してどの程度影響を及ぼしているかを明らかにするため、種々の用途における税抜き価格と、既存エネルギー税、環境税として実際に適用されている税率を円換算し比較した図を示す。

試算中の既存エネルギー税において、日本の石油石炭税に関しては平成19年4月1日からの税率を入れている。また日本の環境税の欄には、環境省中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成15年8月)より3,400円/t-Cを参考として入れている。なお、本試算に用いたデータ類は、要請があれば開示する(問合せ先:(財)日本エネルギー経済研究所 環境技術ユニット 環境・省エネグループ(03-5547-0231)。

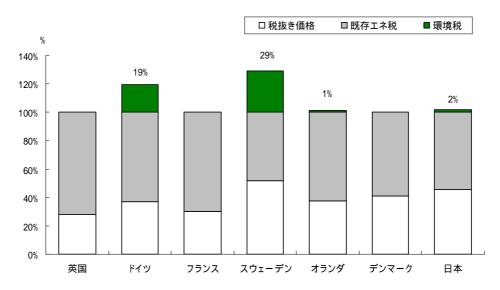
(1)自動車用燃料(ガソリン、軽油)

低硫黄ガソリンと軽油においては、ドイツ、スウェーデン、オランダ(軽油についてはデンマークにおいても課税)において環境税が課されており、円換算した場合の 1 リットル当りの税率は、スウェーデンの二酸化炭素税が最も高くガソリン約 24.6 円、軽油約 30.3円となっている(参考図 1.1.1、参考図 1.1.3)



参考図 1.1.1 ガソリン(低硫黄)の税率

- (出所)税抜き価格:IEA、Energy Prices & Taxes 2003 3rd Quarter の 2003 年 1st Quarter の値、税率: 各国関連法令など。
- (注1)既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成19年(2007年)4月1日からの税率を入れている
- (注 2)日本の環境税の欄は、環境省 中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている
- (注 3) 換算レートは 2003 年 1 月 ~ 3 月の平均 (英国(£): 190.76 円、 ドイツ、フランス、オランダ (ユーロ): 127.73 円、 スウェーデン (SEK (スウェーデン・クローネ): 13.92 円 デンマーク (DMK (デンマーク・クローネ): 17.2 円)

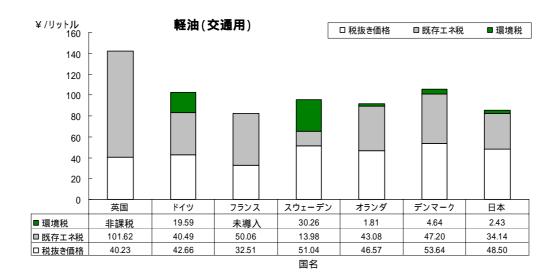


参考図 1.1.2 環境税導入によるガソリン (低硫黄)の価格への影響

(注 1) 既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成 19 年 (2007 年) 4 月 1 日 からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省 中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

((注 3) スウェーデンでは、二酸化炭素税の導入時に既存エネルギー税を調整しているため現時点での分析では価格上昇率が過大になっている

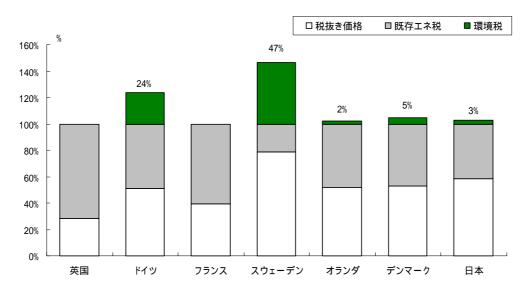


参考図 1.1.3 軽油(交通用)の税率

(注1)既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成19年(2007年)4月1日からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省 中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案より 3,400 円/t-C を参考として入れている

((注3) 換算レートは 2003 年 1 月~3 月の平均 (英国(£): 190.76 円、 ドイツ、フランス、オランダ (ユーロ): 127.73 円、 スウェーデン (SEK (スウェーデン・クローネ): 13.92 円 デンマーク (DMK (デンマーク・クローネ): 17.2 円)



参考図 1.1.4 環境税導入による軽油(交通用)の価格への影響

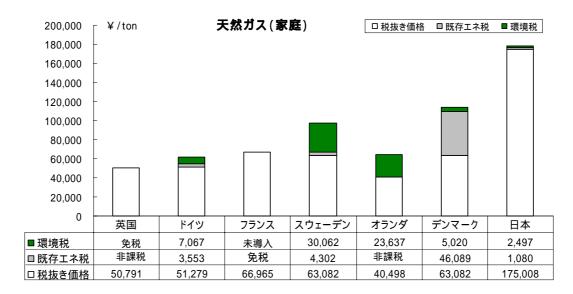
(注1)既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成19年(2007年)4月1日からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省 中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

((注 3) スウェーデンでは、二酸化炭素税の導入時に既存エネルギー税を調整しているため現時点での分析では価格上昇率が過大になっている

(2)家庭・業務用燃料など(天然ガス、電力)

家庭用の天然ガスをみてみると、ドイツ、スウェーデン、オランダ、デンマークにおいて環境税が課されており、スウェーデンの税率が最も高い(約3万円/ton)(参考図1.2.1)。また家庭用の電力については、オランダのエネルギー規制税の税率が最も高い(約8.2円/kWh)。英国の気候変動課徴金では、天然ガス、電力に課税しているが、家庭における使用は免税となっている(参考図1.2.3)。



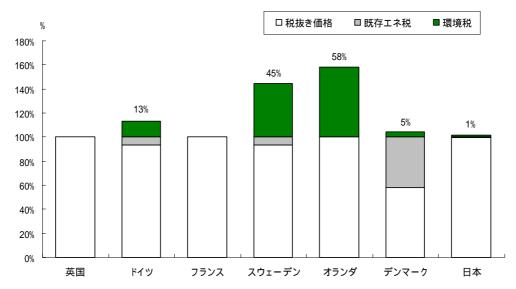
参考図 1.2.1 天然ガス (家庭)の税率

(注 1) 既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成 19 年 (2007 年) 4 月 1 日からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省 中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

(注3)換算レートは 2003 年 1 月~3 月の平均 (英国(£): 190.76 円、 ドイツ、フランス、オランダ (ユーロ): 127.73 円、 スウェーデン (SEK (スウェーデン・クローネ): 13.92 円 デンマーク (DMK (デンマーク・クローネ): 17.2 円)

(注 4)スウェーデンの天然ガス(家庭用)の税抜き価格:掲載されていないためデンマークの値を入れている

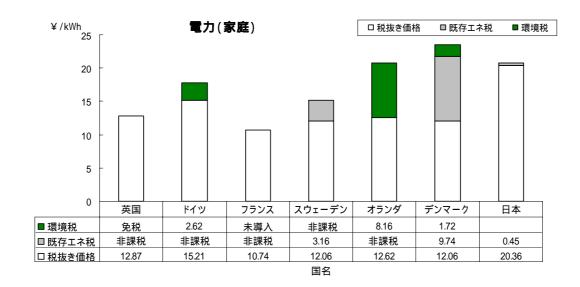


参考図 1.2.2 環境税の導入による天然ガス (家庭)の価格への影響

(注 1) 既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成 19 年 (2007 年) 4 月 1 日からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省 中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

(注3)スウェーデンの天然ガス(家庭用)の税抜き価格:掲載されていないためデンマークの値を入れている



参考図 1.2.3 電力(家庭)の税率

(出所)税抜き価格:IEA、Energy Prices & Taxes 2003 3rd Quarter の 2003 年 1st Quarter の値、税率:各国関連法令など。

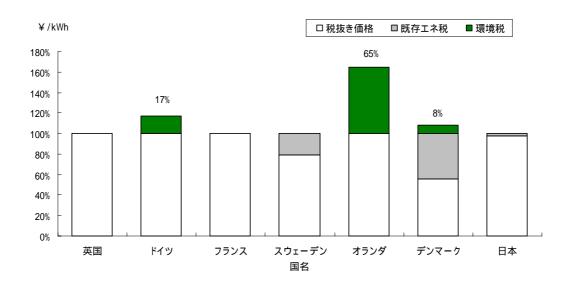
(注1)既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成19年(2007年)4月1日からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省 中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

(注3)オランダの環境税においては年間の需要規模ごとに税率が設定されており、10,000kWh/年までの需要家における税率を掲載している

(注 4) 換算レートは 2003 年 1 月~3 月の平均 (英国(£): 190.76 円、 ドイツ、フランス、オランダ (ユーロ): 127.73 円、 スウェーデン (SEK (スウェーデン・クローネ): 13.92 円 デンマーク (DMK (デンマーク・クローネ): 17.2 円)

(注 5)スウェーデンの電力(家庭用)の税抜き価格:掲載されていないためデンマークの値を入れている



参考図 1.2.4 環境税導入による電力(家庭)の価格への影響

(注1)既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成19年(2007年)4月1日からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省 中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

(注3)オランダの環境税においては年間の需要規模ごとに税率が設定されており、10,000kWh/年までの需要家における税率を掲載している

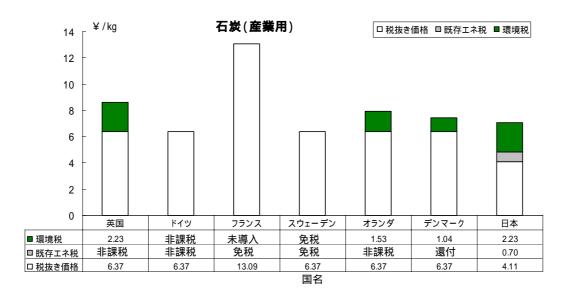
(注4)スウェーデンの電力(家庭用)税抜き価格:掲載されていないためデンマークの値を入れている

(3)産業用燃料(石炭、ボイラー用重油)

産業工程用の石炭」に対しては、英国、オランダ、デンマークにおいて環境税が課されており、その税率は、キログラム当り1円から2円台前半である。ドイツでは石炭に対し環境税が課されておらず、スウェーデンにおいては、産業用途は免税である。産業用の重油については、ドイツ、オランダ、デンマークにおいて環境税が課されており、その税率は、1リットル当り1円台前半から2円台前半の額となっている。英国の気候変動課徴金では重油は課税対象外であり、スウェーデンでは産業用途は免税である。デンマークでは石炭、重油に対し二酸化炭素税が課されているが、図中の額は、指定された工程における還付を考慮した値である。さらに政府との省エネルギーに関する協定による税率の22%の補助政策があり、これによりその額はさらに小さくなる。

_

¹ 鉄鉱石の還元材として使用されるコークスに対するエネルギー環境税は、課税対象外、免税、還付のいずれかの扱いがなされている。



参考図 1.3.1 石炭 (産業用)の税率

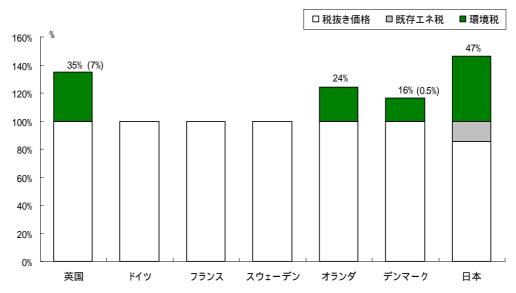
(注1)既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成19年(2007年)4月1日からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

(注3)デンマークの環境税の税率は、指定された工程における還付措置を考慮した額(税率の75%を還付)

(注 4) 換算レートは 2003 年 1 月~3 月の平均 (英国(£): 190.76 円、 ドイツ、フランス、オランダ (ユーロ): 127.73 円、 スウェーデン (SEK (スウェーデン・クローネ): 13.92 円 デンマーク (DMK (デンマーク・クローネ): 17.2 円)

(注 5)ドイツ、スウェーデン、オランダ、デンマークの石炭(産業用)の税抜き価格:掲載されていないため英国の値を入れている



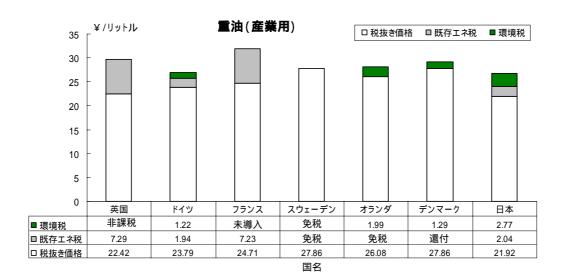
参考図 1.3.2 環境税導入による石炭 (産業用)の価格への影響

(注1)既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成19年(2007年)4月1日からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

(注3)デンマークの環境税の税率は、指定された工程における還付措置を考慮した額(税率の75%を還付)

(注 4)ドイツ、スウェーデン、オランダ、デンマークの石炭(産業用)の税抜き価格:掲載されていないため英国の値を入れている



参考図 1.3.3 重油 (産業用)の税率

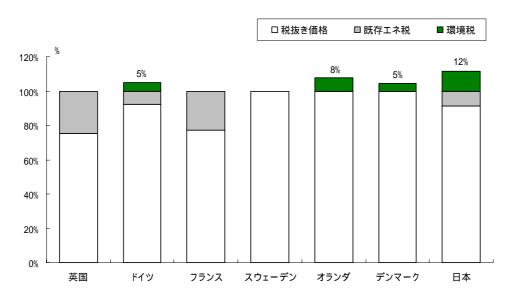
(出所)税抜き価格:IEA、Energy Prices & Taxes 2003 3rd Quarter の 2003 年 1st Quarter の値、税率: 各国関連法令など。

(注1)既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成19年(2007年)4月1日からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省 中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

(注3) 換算レートは 2003 年 1 月~3 月の平均 (英国(£): 190.76 円、 ドイツ、フランス、オランダ (ユーロ): 127.73 円、スウェーデン (SEK (スウェーデン・クローネ): 13.92 円、デンマーク (DMK (デンマーク・クローネ): 17.2 円)

(注4)スウェーデンの重油の税抜き価格:掲載されていないためデンマークの値を入れている。 デンマークの値は、指定された工程における還付措置を考慮した額(税率の75%を還付)



参考図 1.3.4 環境税導入による重油 (産業用)の価格への影響

(出所)税抜き価格:IEA、Energy Prices & Taxes 2003 3rd Quarter の 2003 年 1st Quarter の値、税率: 各国関連法令など。

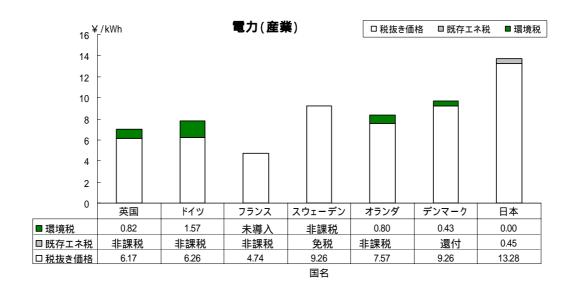
(注 1) 既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成 19 年 (2007 年) 4 月 1 日 からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省 中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

(注3)スウェーデンの重油の税抜き価格:掲載されていないためデンマークの値を入れている。 デンマークの値は、指定された工程における還付措置を考慮した額(税率の75%を還付)

(4)産業用電力

産業用に使用される電力については、英国、ドイツ、オランダ、デンマークにおいて環境税が課されており、その税率は kWh 当り約 0.4 円から約 1.6 円程度である。スウェーデンは非課税である(参考図 1.4.1)。デンマークでは、さらに政府と省エネルギーに関する協定による税率の 22%の補助政策があり、これによりその額はさらに小さくなる。



参考図 1.4.1 電力(産業)の税率

(出所)税抜き価格:IEA、Energy Prices & Taxes 2003 3rd Quarter の 2003 年 1st Quarter の値、税率: 各国関連法令など。

(注1)既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成19年(2007年)4月1日からの税率を入れている

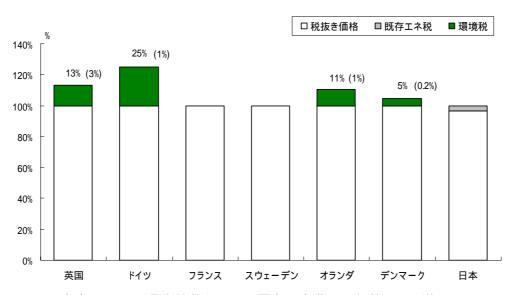
(注 2)日本の環境税の欄は、環境省中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

(注3)オランダの環境税では年間の需要規模ごとに税率が設定されており、50,000-10mln kWh/年の需要家における税率を掲載している

(注4)デンマークの環境税の税率は、指定された工程における還付措置を考慮した額(税率の75%を還付)

(注 5) 換算レートは 2003 年 1 月~3 月の平均 (英国(£): 190.76 円、 ドイツ、フランス、オランダ (ユーロ): 127.73 円、 スウェーデン (SEK (スウェーデン・クローネ): 13.92 円 デンマーク (DMK (デンマーク・クローネ): 17.2 円)

(注6)スウェーデンの電力(産業)の税抜き価格:掲載されていないためデンマークの値を入れている



参考図 1.4.2 環境税導入による電力(産業)の価格への影響

(出所)税抜き価格:IEA、Energy Prices & Taxes 2003 3rd Quarter の 2003 年 1st Quarter の値、税率:各国関連法令など。

(注1)既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成19年(2007年)4月1日からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

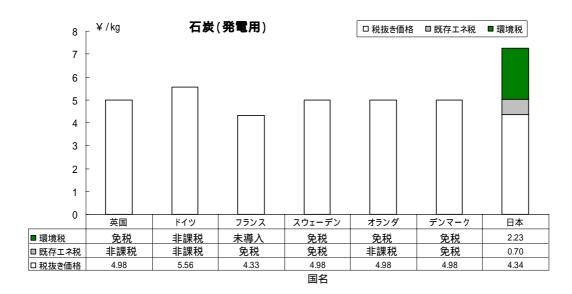
(注3)オランダの環境税では年間の需要規模ごとに税率が設定されており、50,000-10mln kWh/年の需要家における税率を掲載している

(注4)デンマークの環境税の税率は、指定された工程における還付措置を考慮した額(税率の 75%を還付)

(注5)スウェーデンの電力(産業)の税抜き価格:掲載されていないためデンマークの値を入れている

(5)発電用燃料(石炭、重油、天然ガス)

発電用の燃料(石炭、重油、天然ガス)に対する課税状況をみてみると(参考図 1.5.1、参考図 1.5.3、参考図 1.5.5) ドイツで、重油が鉱油税の増税(通称:エコタックス)の対象とされているのを除けば、温暖化対策を主たる目的としている税については、非課税、免税、還付いずれかの措置がとられている。



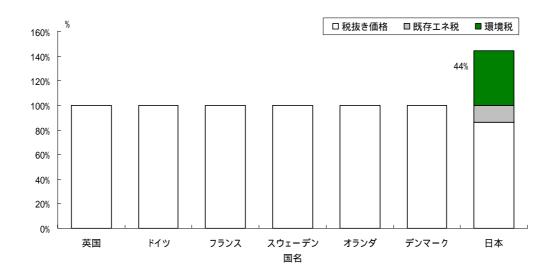
参考図 1.5.1 石炭 (発電用)の税率

(注1)既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成19年(2007年)4月1日からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省 中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

(注3)換算レートは2003年1月~3月の平均(英国(£):190.76円、 ドイツ、フランス、オランダ (ユーロ):127.73円、 スウェーデン(SEK(スウェーデン・クローネ):13.92円 デンマーク(DMK(デンマーク・クローネ):17.2円)

(注4)スウェーデン(SEK(スウェーデン・クローネ): 14.5 円 デンマーク(DMK(デンマーク・クローネ): 17.84 円) スウェーデン、オランダ、デンマークの税抜き価格:掲載されていないため英国の値を入れている



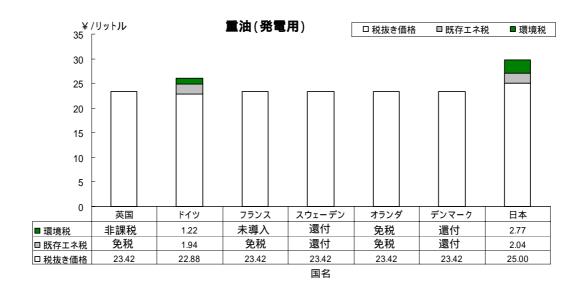
参考図 1.5.2 環境税導入による石炭 (発電用)の価格への影響

(出所)税抜き価格:IEA、Energy Prices & Taxes 2003 3rd Quarter の 2003 年 1st Quarter の値、税率: 各国関連法令など。

(注 1) 既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成 19 年 (2007 年) 4 月 1 日からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省 中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

(注3)スウェーデン、オランダ、デンマークの税抜き価格:掲載されていないため英国の値を転用



参考図 1.5.3 重油 (発電用)の税率

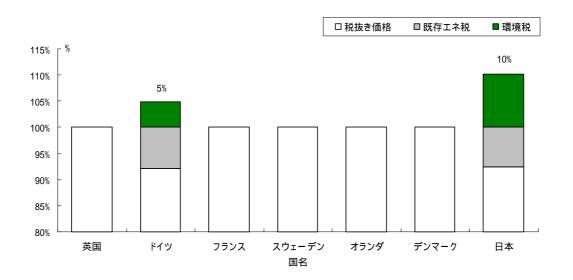
(出所)税抜き価格:IEA、Energy Prices & Taxes 2003 3rd Quarter の 2003 年 1st Quarter の値、税率: 各国関連法令など。

(注1)既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成19年(2007年)4月1日からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省 中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

(注3)換算レートは 2003 年 1 月~3 月の平均 (英国(£): 190.76 円、 ドイツ、フランス、オランダ (ユーロ): 127.73 円、 スウェーデン (SEK (スウェーデン・クローネ): 13.92 円 デンマーク (DMK (デンマーク・クローネ): 17.2 円)

(注 4) フランス、スウェーデン、オランダ、デンマークの重油(発電用)の税抜き価格:掲載されていないため英国の値を入れている

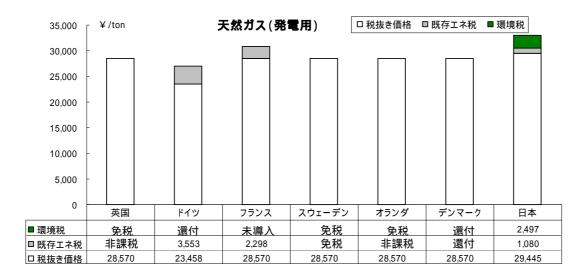


参考図 1.5.4 環境税導入による重油 (発電用)の価格への影響

(注 1) 既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成 19 年 (2007 年) 4 月 1 日からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省 中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

(注 3) フランス、スウェーデン、オランダ、デンマークの重油(発電用)の税抜き価格:掲載されていないため英国の値を入れている



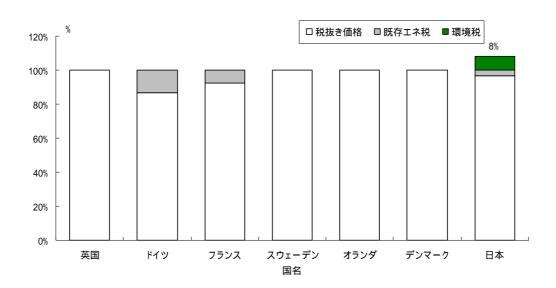
参考図 1.5.5 天然ガス(発電用)の税率

(注1)既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成19年(2007年)4月1日からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省 中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

(注3)換算レートは 2003 年 1 月~3 月の平均 (英国(£): 190.76 円、 ドイツ、フランス、オランダ (ユーロ): 127.73 円、 スウェーデン (SEK (スウェーデン・クローネ): 13.92 円 デンマーク (DMK (デンマーク・クローネ): 17.2 円)

(注 4) フランス、スウェーデン、オランダ、デンマークの天然ガス(発電用)の税抜き価格:掲載されていないため英国の値を入れている



参考図 1.5.6 環境税導入による天然ガス (発電用)の価格への影響

(出所)税抜き価格:IEA、Energy Prices & Taxes 2003 3rd Quarter の 2003 年 1st Quarter の値、税率:各国関連法令など。

(注1)既存エネルギー税の税率において、日本の石油石炭税に関しては平成19年(2007年)4月1日からの税率を入れている

(注 2)日本の環境税の欄は、環境省 中央環境審議会温暖化対策税専門委員会 温暖化対策税制の具体的な制度の案(平成 15 年 8 月)より 3,400 円/t-C を参考として入れている

(注 3) フランス、スウェーデン、オランダ、デンマークの天然ガス(発電用)の税抜き価格:掲載されていないため英国の値を入れている

(6) 製造用原材料(ナフサ、コークス)

石油化学工業で原料として使用されるナフサ、および鉄鋼業において鉄鉱石の還元材として使用されるコークス用石炭に関しては、エネルギー環境税が導入されている国における課税状況をみると、いずれも非課税、免税、還付いずれかの措置がとられている(参考表 1.6.1、1.6.2)。

参考表 1.6.1 ナフサに対するエネルギー税、環境税の課税状況

国	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン	オランダ	デンマーク	日本
環境税	非課税	免税	未導入	免税	非課税	非課税	-
既存エネ税	非課税	免税	免税	免税	非課税	非課税	免税

(出所)各国関連法令など

参考表 1.6.2 コークスに対するエネルギー税、環境税の課税状況

围	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン	オランダ	デンマーク	日本
環境税	免税	非課税	未導入	免税	燃料税:免税 エネ規制税:非課税	還付	-
既存エネ税	非課税	非課税	免税	 免税	非課税		 免税

(出所)各国関連法令など

参考資料 - 2 . 対象各国のエネルギー環境税における主な減税、免税、還付措置

(1)英国

参考表 2.1 英国のエネルギー税、環境税における主な減税、免税、還付措置

国名	税名称	発電用燃料	原料用の使用	暖房用燃料	交通用燃料	産業	その他
	炭化水素税	×	×	暖房用灯油	航空機ジェット燃料 沿岸船(遊覧船を除く)の ための燃料	園芸用温室のための燃料 など	潤滑油
英国	気候変動 課徴金	発電のための供給 電熱併給発電所へ の供給(自己供給を除 く)	燃料として使 用されない供給	電熱併給発電 所への供給(自 己供給を除く)	輸送用燃料	園芸関係企業への供給 (50%減税)	再生可能エネル ギー源により発電された電力 炭鉱メタンにより 発電された電力

(出所)当該税法令等

(注)空欄:減税、免税、還付措置なし、×:非課税(対象外) :減税、 :免税、 :還付

(2)ドイツ

参考表 2.2 ドイツのエネルギー税、環境税における主な減税、免税、還付措置

国名	税名称	発電用燃料	原料用の使用	暖房用燃料	交通用燃料	産業	その他
ドイツ	鉱油税	発電用熱生産 電熱併給設備(稼働 率70%以上)	動力用燃料と して使用されない 場合	直接間接燃焼用軽油、天然ガス	ハ'ス)	農林業企業の温室用、トラ クター用 鉱油税(環境税分)、電気 税が年金保険料の負担軽減 分を超える場合、超過分の の95%を還付	研究目的の使用
	電力税	発電用所内動力	×	夜間蓄熱暖房 用	トロリー交通、企業内交通、鉄道(登山鉄道除く)	製造業企業、農林業企業	再生可能エネル ギー

(出所)当該税法令等

(注)空欄:減税、免税、還付措置なし、×:非課税(対象外) :減税、 :免税、 :還付

(3)フランス

参考表 2.3 フランスのエネルギー税における主な減税、免税、還付措置

国名	税名称	発電用燃料	原料用の使用	暖房用燃料	交通用燃料	産業	その他
フランス	石油製品税	電熱併給発電所での天然ガス、鉱油の使用	コ - クス ナフサ		航空機ジェット燃料 海洋航海のためのエンジン燃料 タクシー用燃料(5,000リット ル/台:年以内) 公共交通機関での天然ガス、石油製品		バイオ燃料 石炭、褐炭および 泥炭のタール

(出所)当該税法令等

(注)空欄:減税、免税、還付措置なし、×:非課税(対象外) :減税、:免税、:還付

(4)スウェーデン

参考表 2.4 スウェーデンのエネルギー税、環境税における主な減税、免税、還付措置

国名	税名称	発電用燃料	原料用の使用	暖房用燃料	交通用燃料	産業	その他
スウェーデン	エネルギー 税、 二酸化炭素 税	×電熱併給発電 の使用 に おける 本炭 (新)の使用 で の で で で で で で で で で で で で で で で で で			個人的な目的で使用され ない場合の、船舶による消費	で、当該熱をある産業におけ	×パイオガス
	電力税	× 発電又は電力の供給に使用される電力 電熱化使用される電力 電熱化給発電所に おいて発電され。これ と同一の事業運営にお と同一の事業に対 は水の供給に使用され る電力	×	×	×船舶その他の輸送手段に おいて発電かつ使用される 電力 列車若いくは軌道を走行す るその他の輸送手段におけ る消費	製造工程における産業活動又は営利的温室栽培に関連して使用する電力 温室栽培又は営利的な林 業もいは水関連事業以外の 営利的農業事業において電 力を消費する場合 熟を生成し、当該熱をある 産業における製造工足又は 商業、農業、林業もしくは水 関連事業に使用する場合	力発電 営利目的の風力

(出所)当該税法令等

(注)空欄:減税、免税、還付措置なし、×:非課税(対象外) :減税、:免税、:還付

(5)オランダ

参考表 2.5 オランダのエネルギー税、環境税における主な減税、免税、還付措置

国名	税名称	発電用燃料	原料用の使用	暖房用燃料	交通用燃料	産業	その他
	鉱物油物品税					使用目的が自動車用あるいは暖房用燃料ではないことが明白である場合	
オランダ	燃料税	ス、石炭ガスが電気効	に使用した場合			天然ガス、高炉ガス、コークス炉ガス、石炭ガスがれ自体が生成される装置で利用される場合	定量を超える場合 (1,000万m3)
	エネルギー規制税	× 系統に連係していな い再生可能エネルギー による発電、熱電併給 発電 発電効率が最低 30%の装置において、電力発生のために燃 料として使用される天 然ガス	×	天然ガスによ る地域暖房にお いて、年間使用 皇が一定量 (158,000MJ)以 上の場合			中間重油、ディーゼル用燃料、LPGにおいて年間使用量が一定量(中間重油: 159,000I/年、ディーゼル燃料:153,000I, LPG:119,000I)以上の場合

(出所)当該税法令等

(注)空欄:減税、免税、還付措置なし、x:非課税(対象外) :減税、:免税、:還付

(6)デンマーク

参考表 2.6 デンマークのエネルギー税、環境税における主な減税、免税、還付措置

国名	税名称	発電用燃料	原料用の使用	暖房用燃料	交通用燃料	産業	その他
デンマーク	鉱物油税	×バイオマスから発生 した気化ガスおよび残 条物質、パイオガス 電力税法に基づいて 登録されている発電所 および地域暖房施設	× ナフサ	×バイオマスから 発生した気化ガ スおよび残余物 質、バイオガス	られるガソリン	農業、牧畜、園芸、果樹栽	
	石炭税	電力税法に基づいて 登録されている発電所 および地域暖房施設 上記以外の発電所 および地域暖房施設	コークス			付加価値税法に基づいて 登録された事業者の事業所 内での消費、熱の生産のた めの消費	
		電力税法に基づいて 税を支払う発電所および地域暖房施設における電力生産のための 消費			バスの運行に供される消 費	付加価値税法に基づいて 登録された事業者の事業所 内での消費、熱の生産のた めの消費	
	電力税				列車、船舶、航空機または 他の輸送手段で生産・消費さ れる電力	電設備(容量150kW未満) 付加価値税法に基づいて 登録された事業者の事業所	オガスまたは他の継 続的なエネルギーで
	二酸化炭素税	電力を販売(配電) する発電所および地域 暖房施設における電力 生産に使用される場合	×ナフサ コークス			付加価値税法に基づいて 登録されている事業者は、税 を10%還付 特定の用途(重工程)に用	オガスまたは他の継 続的なエネルギーで

(出所)当該税法令等

(注)空欄:減税、免税、還付措置なし、×:非課税(対象外) :減税、:免税、:還付

お問い合わせ: report@tky.ieej.or.jp